△

○

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

S_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$S_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$S_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$S_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$S_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$S_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$S_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

T_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

U_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

○

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

S_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$S_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$S_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$S_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$S_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$S_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

T_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

U_{16} ＝ 0.004

U_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

									の　0.000
								U_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.017
									イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
								U_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01908
									イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02670
								U_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
									イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02790
								U_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02104
									イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02807
								U_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02178
									イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02810
								U_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02235
									イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02865
								U_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02317
									イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02930
								U_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02439
									イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03059
								U_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.022
									イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028
								U_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213
									イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0277
								U_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214
									イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0278
								U_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02141
									イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02777

									の　0.000
								U_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.017
									イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
								U_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01913
									イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02670
								U_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
									イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02800
								U_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02107
									イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02811
								U_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02181
									イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02816
								U_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02244
									イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02880
								U_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02330
									イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02949
								U_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.023
									イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029
								U_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.022
									イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028
								U_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213
									イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0278
								U_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0215
									イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279
								U_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02144
									イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02783

$U_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01590 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02240
$U_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01564 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02304
$U_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00120 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00139
$U_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00296 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00327
$U_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441
V_n	鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
W_{16}	＝ 0.003
W_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも

$U_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02110 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759
$U_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01562 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02300
$U_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01585 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02337
$U_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00296 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00327
$U_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441
$U_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00615 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712
V_n	鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
W_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01272 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01780

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01860

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

W_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

W_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

W_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01544

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01953

W_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01626

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02039

W_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

W_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

W_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

W_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

$W_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

の　0.01780

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01860

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

W_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

W_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

W_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01553

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01966

W_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

W_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

W_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

W_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

W_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$W_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$W_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093
$W_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
$W_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

X_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第１項第６号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01553
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01966
Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.015
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
Y_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.015
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
Y_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185
Y_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186
Y_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$W_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558
$W_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
$W_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
$W_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

X_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第１項第６号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01544
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01953
Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01626
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02039
Y_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.015
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
Y_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185
Y_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185
Y_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$Y_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01406
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01839
$Y_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01041
イ　令和 ２ 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01533
$Y_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.01057
イ　令和 ３ 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01558
$Y_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00197
イ　令和 ４ 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218
$Y_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294
$Y_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00475

Z　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成２年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成５年度から平成14年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の６月１日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AA_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又

$Y_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01493
$Y_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01043
イ　令和 ２ 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01536
$Y_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00080
イ　令和 ３ 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00093
$Y_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00197
イ　令和 ４ 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218
$Y_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294

Z　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成２年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和51年度から昭和53年度までの各年度、昭和61年度、平成４年度から平成14年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の６月１日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AA_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又

は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AB_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AC_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AE_{n}　特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$AF_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$AF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$AF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$AF_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AB_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AC_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AE_{n}　特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

$AF_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02235

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

$AF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$AF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$AF_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AF令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

AGn　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業（特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AH29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AH30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01364

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

AH令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

AH令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

AH令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659

AH令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AH令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AH令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00508

AIn　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AGn　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業（特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AH29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AH30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616

AH令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605

AH令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

AH令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

AH令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AH令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AI令5　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教

保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

$AJ_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00808
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00827
$AJ_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.01175
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01303

AK_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AL_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0137
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
AL_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01364
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01613
$AL_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01343
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01603
$AL_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01339
	イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01634
$AL_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.01381
	イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01659
$AL_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00274
	イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00283
$AL_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00346
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00354
$AL_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00503
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るも	

育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

$AJ_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.0808
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0827

AK_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AL_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0138
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
AL_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01367
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01616
$AL_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01345
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01605
$AL_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01341
	イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00090
$AL_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00134
	イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00141
$AL_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00274
	イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00283
$AL_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00346
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00354

の　0.00558

AM_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AN_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AN_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AN_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AN_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AN_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AN_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AO_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AP_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AP_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

AM_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AN_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AN_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AN_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AN_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AN_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AO_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AP_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AP_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AP_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AP_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AP_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AP_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$AQ_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$AR_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

AS_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）

$AT_{11} = 0.0041$

$AT_{12} = 0.0074$

$AT_{13} = 0.0108$

$AT_{14} = 0.0093$

$AT_{15} = 0.0000$

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AP_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AP_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AP_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AQ_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$AR_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AS_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成10年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成11年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）

$AT_{10} = 0.0030$

$AT_{11} = 0.0086$

$AT_{12} = 0.0160$

$AT_{13} = 0.0108$

$AT_{14} = 0.0093$

$AT_{15} = 0.0000$

AT_{16} ＝ 0.0000

AT_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AU_n　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441

$AV_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00615

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}460\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第１項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年

AT_{16} ＝ 0.0039

AT_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$AU_{令5}$　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.0416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0441

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}420\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第１項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年

度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(2)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

八　小学校学級数費

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B+C\times 0.7+D\times 0.5+E\times 0.5+F\times 0.3+\sum_{n=12}^{令6}(G_n\\ \times H_n)+\sum_{n=15}^{令6}(I_n\times J_n)+\sum_{n=29}^{令6}(K_n\times L_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(M_n\times N_n)\\ +\sum_{n=令5}^{令6}(O_{n}\times P_{n})+\sum_{n=15}^{28}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{28}(S_n\times T_n)+\sum_{n=18}^{22}(U_n\\ \times V_n)+\sum_{n=21}^{23}(W_n\times X_n)+\sum_{n=18}^{令6}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=20}^{令6}(AA_n\times\\ \times AB_n)+\sum_{n=28}^{29}(AC_n\times AD_n)+\sum_{n=28}^{29}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=30}^{令6}\\ (AG_n\times AH_n)+\sum_{n=30}^{令6}(AI_n\times AJ_n)+AK_{令2}\times AL_{令2}+\\ AM\times 0.6+AN+AO+AP\times 0.7+AQ\times 0.5+AR\\ \times 0.5+AS\times 0.3+\sum_{n=12}^{令6}(AT_n\times AU_n)+\sum_{n=15}^{令6}(AV_n\times AW_n)\\ +\sum_{n=29}^{令6}(AX_n\times AY_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(AZ_n\times BA_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(BB_n\times BC_n)\\ +\sum^{28}(BD_n\times BE_n)+\sum^{28}(BF_n\times BG_n)+\sum^{22}(BH_n\times BI_n)\end{array}}{\begin{array}{c}841{,}000\text{ 円}\times A\end{array}}$$

度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(2)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

八　小学校学級数費

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B+C\times 0.7+D\times 0.5+E\times 0.5+F\times 0.3+\sum_{n=12}^{令5}(G_n\\ \times H_n)+\sum_{n=15}^{令5}(I_n\times J_n)+\sum_{n=29}^{令5}(K_n\times L_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(M_n\times N_n)\\ +O_{令5}\times P_{令5}+\sum_{n=15}^{28}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{28}(S_n\times T_n)+\sum_{n=18}^{22}(U_n\\ \times V_n)+\sum_{n=21}^{23}(W_n\times X_n)+\sum_{n=18}^{令5}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=20}^{令5}(AA_n\times\\ \times AB_n)+\sum_{n=28}^{29}(AC_n\times AD_n)+\sum_{n=28}^{29}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=30}^{令5}\\ (AG_n\times AH_n)+\sum_{n=30}^{令5}(AI_n\times AJ_n)+AK_{令2}\times AL_{令2}+\\ AM\times 0.6+AN+AO+AP\times 0.7+AQ\times 0.5+AR\\ \times 0.5+AS\times 0.3+\sum_{n=12}^{令5}(AT_n\times AU_n)+\sum_{n=15}^{令5}(AV_n\times AW_n)\\ +\sum_{n=29}^{令5}(AX_n\times AY_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(AZ_n\times BA_n)+BB_{令5}\times BC_{令5}\\ +\sum^{28}(BD_n\times BE_n)+\sum^{28}(BF_n\times BG_n)+\sum^{22}(BH_n\times BI_n)\end{array}}{\begin{array}{c}818{,}000\text{ 円}\times A\end{array}}$$

$$+\sum_{n=21}^{28}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=18}^{令6}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=20}^{令6}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29}(BT_n \times BU_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BX_n \times BY_n) + BZ_{令2} \times CA_{令2} + CB \times 0.6 + CC$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

$$+\sum_{n=21}^{28}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=18}^{令5}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=20}^{令5}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29}(BT_n \times BU_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BX_n \times BY_n) + BZ_{令2} \times CA_{令2} + CB \times 0.6 + CC$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業

事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも

債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.04056
H21　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019
H22　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989
H23　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
H24　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
H25　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842
H26　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
H27　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368
H28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
H29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
H30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
H令2　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

の　0.04059
H21　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03448
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022
H22　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03351
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994
H23　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03366
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945
H24　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03493
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856
H25　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03552
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851
H26　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0348
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373
H27　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369
H28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
H29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378
H30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
H令2　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$H_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00322 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
$H_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$H_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$H_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
I_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額
J_{15}	＝ 0.0119
J_{16}	＝ 0.0078
J_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
J_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
J_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
J_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01468 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738
J_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
J_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

$H_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$H_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$H_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
I_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額
J_{15}	＝ 0.0119
J_{16}	＝ 0.0078
J_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
J_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
J_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
J_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01470 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740
J_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724
J_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02274

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$J_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$J_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

$J_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$J_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00472

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$J_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01364
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$L_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

0.00472

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341
　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$L_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

$L_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558	
M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和 6 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額
$N_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871	$N_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$N_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661	$N_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$N_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827	$N_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$N_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303	
$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度及び令和６年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額
$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827	$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$P_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

0.01303

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01468

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01470

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01710

R_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

R_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

R_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

R_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

R_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

R_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

S_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣

の　0.01712

R_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

R_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

R_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

R_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

R_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

R_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

S_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣

が調査したものに限る。）

T_{15} = 0.0079

T_{16} = 0.0052

T_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの	0.0094
	イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0051
T_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.0095
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0060
T_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.0096
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01159
T_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの	0.00979
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01159
T_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.00985
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01148
T_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.00957
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01140
T_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.00961
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01125
T_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.00996
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01099
T_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.01013
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01098
T_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.01014
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01089
T_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.0092
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0105
T_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0092

が調査したものに限る。）

T_{15} = 0.0079

T_{16} = 0.0052

T_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの	0.0095
	イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0051
T_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.0095
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0060
T_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.0096
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0060
T_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの	0.00980
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01160
T_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.00985
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01149
T_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.00957
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01141
T_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.00962
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01127
T_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.00998
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01102
T_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.01015
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01100
T_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.0099
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0107
T_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.0092
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0105
T_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0092

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

Y_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

Y_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業

（平成30年度以前はIs値0.3以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

Z_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

Z_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

Z_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02447
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897

Z_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02462
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02871

Z_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02392
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850

Z_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02403
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814

Z_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02491
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748

Z_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02533
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744

Z_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02535
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

Z_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263

（平成30年度以前はIs値0.3以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

Z_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

Z_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

Z_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02450
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900

Z_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02463
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873

Z_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02394
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02853

Z_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02405
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

Z_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02495
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02754

Z_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02537
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02751

Z_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0249
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

Z_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

Z_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
Z_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
Z_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689
$Z_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672
$Z_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02231
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718
$Z_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02302
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765
$Z_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$Z_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
$Z_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00839
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426

Z_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
Z_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
Z_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693
$Z_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
$Z_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02235
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
$Z_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$Z_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$Z_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

AB_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

AB_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

AB_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

AB_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

AB_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

AB_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AB_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.03210

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03680

AB_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.03220

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AB_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

AB_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

AB_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

AB_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03366

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

AB_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03493

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

AB_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03552

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

AB_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373

AB_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

AB_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AB_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03805

$AB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AC_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AD_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AE_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

の　0.03812

$AB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AC_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AD_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AE_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AG_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AH_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AH_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AH_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AH_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AI_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るも

AG_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AH_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AH_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AH_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AI_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03740
AJ令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
AJ令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
AJ令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AJ令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AJ令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AK令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額
AL令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
AM　昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は５パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収

の　0.03744
AJ令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AJ令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AJ令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AJ令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AK令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額
AL令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AM　昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未

満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在の児童数が3年前の5月1日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は5パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。）が1.00以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が31以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては25以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から2年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日）までにその学級の数が31以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AN　前年度以前の年度における符号Bに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AO　立替施行者が立替施行をした中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この

入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。）が1.00以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が31以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては、25以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から2年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日）までにその学級の数が31以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AN　前年度以前の年度における符号Bに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AO　立替施行者が立替施行をした中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この

号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AP　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号AO

号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AP　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨

において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AU_{12} = 0.0379$

時特例債並びに符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AU_{12} = 0.0379$

AU_{13} ＝ 0.0383
AU_{14} ＝ 0.0351
AU_{15} ＝ 0.0277
AU_{16} ＝ 0.0183
AU_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0330
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177
AU_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0334
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AU_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0335
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AU_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056
AU_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019
AU_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989
AU_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
AU_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
AU_{25} ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842
AU_{26} ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AU_{27} ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368

AU_{13} ＝ 0.0383
AU_{14} ＝ 0.0351
AU_{15} ＝ 0.0277
AU_{16} ＝ 0.0183
AU_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0331
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177
AU_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0334
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AU_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0336
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
AU_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03429
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059
AU_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03448
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022
AU_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03351
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994
AU_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03366
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945
AU_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03493
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856
AU_{25} ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03552
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851
AU_{26} ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0348
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373
AU_{27} ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

AU_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
AU_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
AU_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
$AU_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
$AU_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
$AU_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
$AU_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$AU_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$AU_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
AV_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AW_{15}	＝ 0.0119
AW_{16}	＝ 0.0078

AU_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
AU_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378
AU_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
$AU_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
$AU_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
$AU_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$AU_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$AU_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AV_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AW_{15}	＝ 0.0119
AW_{16}	＝ 0.0078

AW_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
AW_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
AW_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
AW_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738
AW_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
AW_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
AW_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
AW_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
AW_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
AW_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
AW_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AW_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AW_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229

AW_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
AW_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
AW_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
AW_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740
AW_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724
AW_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712
AW_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691
AW_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
AW_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
AW_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
AW_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AW_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AW_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AW_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689

$AW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$AW_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$AW_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$AW_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$AW_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$AW_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

AX_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01364

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AW_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693

$AW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

$AW_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02235

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

$AW_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$AW_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$AW_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AX_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

AY 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

AY 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631

AY 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659

AY 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AY 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AY 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

AZn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

BA 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BA 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616

AY 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605

AY 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

AY 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

AY 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AY 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AZn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BA 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BA 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BA 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BB 令5　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度及び令和６年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BC 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$BE_{15} = 0.0119$

$BE_{16} = 0.0078$

BE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BB 令5　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$BE_{15} = 0.0119$

$BE_{16} = 0.0078$

BE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0076

BE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01468

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

BE_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BE_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

BE_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

BE_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

BE_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BE_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BF_{n}　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15

の　0.0076

BE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01470

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

BE_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BE_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

BE_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

BE_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BE_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BE_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BF_{n}　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15

年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0079

BG_{16} ＝ 0.0052

BG_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0094

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BG_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00979

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159

BG_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

BG_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01140

BG_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00961

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01125

BG_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00996

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るも

年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0079

BG_{16} ＝ 0.0052

BG_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BG_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00980

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01160

BG_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01149

BG_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01141

BG_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00962

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01127

BG_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00998

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01099

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01013

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01098

BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01014

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01089

BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BH_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04241

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928

BI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04791

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211

BI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237

BJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたなら

の　0.01102

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01015

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01100

BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0099

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BH_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

BI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

BI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

BJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたなら

ば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

BK_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

BK_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

BK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成

ば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

BK_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

BK_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成

21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02447

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02462

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02871

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02392

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02450

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02463

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.02850
BO_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02403
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814
BO_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02491
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748
BO_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02533
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744
BO_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02535
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
BO_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263
BO_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
BO_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
BO_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689
$BO_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672
$BO_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02231
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718
$BO_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02302
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765
$BO_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

	の　0.02853
BO_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02405
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818
BO_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02495
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02754
BO_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02537
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02751
BO_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0249
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267
BO_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264
BO_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0231
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
BO_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
BO_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02278
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693
$BO_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
$BO_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02235
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
$BO_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$BO_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$BO_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00577
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00591
$BO_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00839
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00931

BP_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	0.03426
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04056
BQ_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03446
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04019
BQ_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03349
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03989
BQ_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03364
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03939
BQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03487
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03847
BQ_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03546
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03842
BQ_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03548
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03812
BQ_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0321

$BO_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00577
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00591

BP_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	0.03429
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04059
BQ_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03448
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04022
BQ_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03351
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03994
BQ_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03366
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03945
BQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03493
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03856
BQ_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03552
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03851
BQ_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0373
BQ_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0322

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368

BQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BQ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BQ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$BQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$BQ_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$BQ_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$BQ_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$BQ_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$BQ_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

BQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BQ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

BQ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$BQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$BQ_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$BQ_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$BQ_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$BQ_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
$BW_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
$BW_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00322
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378
BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
$BW_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
$BW_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$BW_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$BW_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$BW_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
BX_n	防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BY_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
$BY_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
$BY_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
$BY_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
$BY_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$BY_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$BY_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$BW_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$BW_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BX_n	防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BY_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
$BY_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
$BY_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
$BY_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$BY_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$BY_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

CB　昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の生徒数が 3 年前の 5 月 1 日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

CB　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の生徒数が 3 年前の 5 月 1 日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）

			行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）		が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
			CC　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）		CC　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

九　中学校学級数費

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B+C\times0.7+D\times0.5+E\times0.5+F\times0.3+\sum_{n=12}^{令6}(G_n\times H_n)\\ +\sum_{n=15}^{令6}(I_n\times J_n)+\sum_{n=29}^{令6}(K_n\times L_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(M_n\times N_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(O_n\times\\ P_n)+\sum_{n=15}^{28}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{28}(S_n\times T_n)+\sum_{n=18}^{22}(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{28}\\ (W_n\times X_n)+\sum_{n=21}^{23}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=18}^{令6}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=20}^{令6}(AC_n\\ \times AD_n)+\sum_{n=28}^{29}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=28}^{29}(AG_n\times AH_n)+\sum_{n=30}^{令6}(AI_n\\ \times AJ_n)+\sum_{n=30}^{令6}(AK_n\times AL_n)+AM_{令2}\times AN_{令2}+AO\times0.6\end{array}}{1{,}053{,}000\text{ 円}\times A}$$

$$+AP+AQ+AR\times0.7+AS\times0.5+AT\times0.5+AU\times$$

$$0.3+\sum_{n=12}^{令6}(AV_n\times AW_n)+\sum_{n=15}^{令6}(AX_n\times AY_n)+\sum_{n=29}^{令6}(AZ_n\times$$

$$BA_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(BB_n\times BC_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(BD_n\times BE_n)+\sum_{n=15}^{28}(BF_n\times$$

$$BG_n)+\sum_{n=15}^{28}(BH_n\times BI_n)+\sum_{n=18}^{22}(BJ_n\times BK_n)+\sum_{n=21}^{23}(BL_n\times$$

$$BM_n)+\sum_{n=18}^{令6}(BN_n\times BO_n)+\sum_{n=20}^{令6}(BP_n\times BQ_n)+\sum_{n=28}^{29}(BR_n\times$$

$$BS_n)+\sum_{n=28}^{29}(BT_n\times BU_n)+\sum_{n=30}^{令6}(BV_n\times BW_n)+\sum_{n=30}^{令6}(BX_n\times$$

$$BY_n)+BZ_{令2}\times CA_{令2}+CB\times0.6+CC$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした中学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施

九　中学校学級数費

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B+C\times0.7+D\times0.5+E\times0.5+F\times0.3+\sum_{n=12}^{令5}(G_n\times H_n)\\ +\sum_{n=15}^{令5}(I_n\times J_n)+\sum_{n=29}^{令5}(K_n\times L_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(M_n\times N_n)+O_{令5}\times\\ P_{令5}+\sum_{n=15}^{28}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{28}(S_n\times T_n)+\sum_{n=18}^{22}(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{28}\\ (W_n\times X_n)+\sum_{n=21}^{23}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=18}^{令5}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=20}^{令5}(AC_n\\ \times AD_n)+\sum_{n=28}^{29}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=28}^{29}(AG_n\times AH_n)+\sum_{n=30}^{令5}(AI_n\\ \times AJ_n)+\sum_{n=30}^{令5}(AK_n\times AL_n)+AM_{令2}\times AN_{令2}+AO\times0.6\end{array}}{1{,}025{,}000\text{ 円}\times A}$$

$$+AP+AQ+AR\times0.7+AS\times0.5+AT\times0.5+AU\times$$

$$0.3+\sum_{n=12}^{令5}(AV_n\times AW_n)+\sum_{n=15}^{令5}(AX_n\times AY_n)+\sum_{n=29}^{令5}(AZ_n\times$$

$$BA_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(BB_n\times BC_n)+BD_{令5}\times BE_{令5}+\sum_{n=15}^{28}(BF_n\times BG_n)$$

$$+\sum_{n=15}^{28}(BH_n\times BI_n)+\sum_{n=18}^{22}(BJ_n\times BK_n)+\sum_{n=21}^{23}(BL_n\times BM_n)$$

$$+\sum_{n=18}^{令5}(BN_n\times BO_n)+\sum_{n=20}^{令5}(BP_n\times BQ_n)+\sum_{n=28}^{29}(BR_n\times BS_n)$$

$$+\sum_{n=28}^{29}(BT_n\times BU_n)+\sum_{n=30}^{令5}(BV_n\times BW_n)+\sum_{n=30}^{令5}(BX_n\times BY_n)$$

$$+BZ_{令2}\times CA_{令2}+CB\times0.6+CC$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした中学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施

行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行について許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行について許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0277

H_{16} ＝ 0.0183

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

	0.0209
H20	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03426
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056
H21	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019
H22	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989
H23	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03364
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
H24	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03487
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
H25	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03546
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842
H26	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03548
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
H27	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368
H28	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
H29	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
H30	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
H 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

	0.0209
H20	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059
H21	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022
H22	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994
H23	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945
H24	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856
H25	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851
H26	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373
H27	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369
H28	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
H29	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378
H30	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
H 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$H_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
　　イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
　　イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
　　イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$H_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
　　イ　令和　５　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$H_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
　　イ　令和　６　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

I_n　ｎ　年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成　15　年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成　16　年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15}＝0.0119
J_{16}＝0.0078
J_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
　　イ　平成　17　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
　　イ　平成　18　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成　19　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468
　　イ　平成　20　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738
J_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477

$H_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
　　イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
　　イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
　　イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$H_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
　　イ　令和　５　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

I_n　ｎ　年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成　15　年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成　16　年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15}＝0.0119
J_{16}＝0.0078
J_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
　　イ　平成　17　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
　　イ　平成　18　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成　19　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
　　イ　平成　20　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740
J_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01723

J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01710

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01688

J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01649

J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01646

J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01634

J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0158

J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0161

J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0270

J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02274
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02689

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02672

$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02231
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02718

$J_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02302
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01724

J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01712

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01691

J_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01652

J_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01651

J_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0160

J_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0158

J_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0161

J_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0270

J_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02693

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02675

$J_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02723

$J_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02745

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$J_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01364

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

0.00235

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$L_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
$L_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558
M_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和6年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和6年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額
$N_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
$N_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$N_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$N_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
$O_{令5}$	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和5年度及び令和6年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和5年度及び令和6年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額
$P_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$L_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
M_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額
$N_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$N_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$N_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$O_{令5}$	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和5年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和5年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額
$P_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$P_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

Q_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号Ｂにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

R_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

R_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

R_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

R_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

Q_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号Ｂにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

R_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

R_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

R_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

R_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
R_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
R_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
R_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

S_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

T_{15} ＝ 0.0079
T_{16} ＝ 0.0052

T_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0094
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051
T_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
R_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
R_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
R_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

S_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

T_{15} ＝ 0.0079
T_{16} ＝ 0.0052

T_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051
T_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060
T_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00979
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159
T_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148
T_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01140
T_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00961
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01125
T_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00996
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01099
T_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01013
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01098
T_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01014
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01089
T_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105
T_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

T_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060
T_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00980
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01160
T_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01149
T_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01141
T_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00962
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01127
T_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00998
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102
T_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01015
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01100
T_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0099
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
T_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105
T_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0379
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
V_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04241
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928
V_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04791
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211
V_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04675
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237
W_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
X_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
X_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
X_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
X_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
X_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
X_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521

V_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0380
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
V_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04250
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939
V_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04795
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216
V_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04682
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247
W_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
X_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724
X_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712
X_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691
X_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
X_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
X_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149

△

○

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

X_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

X_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

Y_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

Z_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

Z_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AB_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

AB_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

○

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

X_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

X_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

Y_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

Z_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

Z_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AB_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

AB_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

AB_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02447 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897
AB_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02462 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02871
AB_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02392 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850
AB_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02403 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814
AB_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02491 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748
AB_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02533 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744
AB_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02535 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
AB_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263
AB_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
AB_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AB_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02274 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689
$AB_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672
$AB_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02231

AB_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02450 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900
AB_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02463 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873
AB_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02394 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02853
AB_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02405 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818
AB_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02495 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02754
AB_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02537 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02751
AB_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267
AB_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264
AB_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
AB_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AB_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693
$AB_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
$AB_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02235

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$AB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$AB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$AB_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$AB_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

AC_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AD_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

AD_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

AD_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

AD_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

AD_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03487

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

$AB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$AB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$AB_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AC_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AD_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

AD_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

AD_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

AD_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

AD_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

AD_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842
AD_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AD_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368
AD_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
AD_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
AD_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
$AD_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374
$AD_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
$AD_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03222 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
$AD_{令4}$	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$AD_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$AD_{令6}$	ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
AE_n	非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費

AD_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03552 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851
AD_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0348 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373
AD_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0322 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369
AD_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
AD_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378
AD_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
$AD_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
$AD_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
$AD_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$AD_{令4}$	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$AD_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AE_n	非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費

に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AG_{n}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AH_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

AH_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AI_{n}　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AJ_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AG_{n}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AH_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

AH_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AI_{n}　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AJ_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AJ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
AJ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AJ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AKn　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AL30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
AL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
AL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
AL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
AL令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AL令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AL令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るも

AJ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AJ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AKn　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AL30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
AL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
AL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AL令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AL令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

の　0.00827

AM 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額

AN 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

AO　昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の生徒数が３年前の５月１日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は５パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の５月１日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から２年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の４月１日から起算して５年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成２年度及び平成４年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策

AM 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額

AN 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AO　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 B において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の生徒数が３年前の５月１日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は５パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村

立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AP　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AQ　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化の

立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AP　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AQ　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化の

ため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

ため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AV_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{12} ＝ 0.0379

AW_{13} ＝ 0.0383

AW_{14} ＝ 0.0351

AW_{15} ＝ 0.0277

AW_{16} ＝ 0.0183

AW_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AW_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

AW_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

AW_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349

AV_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{12} ＝ 0.0379

AW_{13} ＝ 0.0383

AW_{14} ＝ 0.0351

AW_{15} ＝ 0.0277

AW_{16} ＝ 0.0183

AW_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AW_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

AW_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

AW_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

AW_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

AW_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03487

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

AW_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03546

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

AW_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AW_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368

AW_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AW_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AW_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AW_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AW_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

AW_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03366

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

AW_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03493

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

AW_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03552

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

AW_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0348

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373

AW_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369

AW_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AW_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

AW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770

$AW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744

$AW_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$AW_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

$AW_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.00661

AW 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AW 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AX_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{15}＝0.0119

AY_{16}＝0.0078

AY_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AY_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AY_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

AY_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

AY_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

AY_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

AY_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.00661

AW 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AX_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{15}＝0.0119

AY_{16}＝0.0078

AY_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AY_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AY_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

AY_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

AY_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

AY_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

AY_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01688
AY_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
AY_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
AY_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
AY_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AY_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AY_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689
$AY_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672
$AY_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02231
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718
$AY_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02302
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765
$AY_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$AY_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

の　0.01691
AY_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
AY_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
AY_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
AY_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AY_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AY_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02693
$AY_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675
$AY_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02235
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
$AY_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00224
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235
$AY_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00457
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$AY_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00577
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AY 令6	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931
AZn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BA29	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0137 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
BA30	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01364 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613
BA 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603
BA 令2	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631
BA 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659
BA 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
BA 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
BA 令6	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

AZn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BA29	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
BA30	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01367 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01616
BA 令元	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01345 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01605
BA 令2	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01341 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
BA 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
BA 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
BA 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

BB_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）	BB_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
$BC_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871	$BC_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$BC_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661	$BC_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$BC_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827	$BC_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$BC_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303	
BD_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度及び令和６年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）	$BD_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和5年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
$BE_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827	$BE_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$BE_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303	
BF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た	BF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た

水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0119

BG_{16} ＝ 0.0078

BG_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BG_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BG_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BG_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

BG_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BG_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BG_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BG_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0119

BG_{16} ＝ 0.0078

BG_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BG_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BG_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BG_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

BG_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BG_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BG_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BG_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
BH_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号AQにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BI_{15}＝0.0079
BI_{16}＝0.0052
BI_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0094
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051
BI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060
BI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るも

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
BH_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号AQにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BI_{15}＝0.0079
BI_{16}＝0.0052
BI_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0095
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051
BI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060
BI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0060

BI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00979

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159

BI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

BI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01140

BI_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00961

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01125

BI_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00996

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01099

BI_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01013

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01098

BI_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01014

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01089

BI_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

BI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BJ_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

の　0.0060

BI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00980

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01160

BI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01149

BI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01141

BI_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00962

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01127

BI_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00998

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102

BI_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01015

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01100

BI_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0099

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BI_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

BI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BJ_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928

BK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211

BK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237

BL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

BK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

BK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247

BL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02447

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02462

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02871

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02392

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850

BO_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814

BO_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02491

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748

BO_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02533

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744

BO_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02535

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

BO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263

BO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BO_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BO_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02274

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02450

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02900

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02463

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02873

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02853

BO_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02405

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

BO_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02495

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02754

BO_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02537

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02751

BO_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0249

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0264

BO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BO_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BO_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02689

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$BO_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$BO_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$BO_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$BO_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$BO_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

BP_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

BQ_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

BQ_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

の　0.02693

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02242

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02675

$BO_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02235

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

$BO_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00224

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00235

$BO_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$BO_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

BP_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BQ_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

BQ_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

BQ_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

BQ_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
BQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
BQ_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842
BQ_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
BQ_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368
BQ_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
BQ_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
BQ_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
$BQ_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
$BQ_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
$BQ_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03222 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
$BQ_{令4}$	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$BQ_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808

BQ_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03366 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945
BQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03493 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856
BQ_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03552 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851
BQ_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0348 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0373
BQ_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0322 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0369
BQ_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
BQ_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378
BQ_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
$BQ_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
$BQ_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
$BQ_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
$BQ_{令4}$	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$BQ_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BQ令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0323

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0378

BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW$_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
BW$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
BW$_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
BW$_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
BW$_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BW$_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BW$_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BX$_n$　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY$_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
BY$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
BY$_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
BY$_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03222

BW$_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
BW$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
BW$_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
BW$_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
BW$_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BW$_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BX$_n$　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY$_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03770
BY$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
BY$_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
BY$_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00313

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

BY 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BY 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BY 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

CB　昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の児童数が 3 年前の 5 月 1 日現在の児童数に比し、15 パーセント以上かつ 300 人以上、10 パーセント以上かつ 500 人以上又は 5 パーセント以上かつ 1,000 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BY 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BY 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

CB　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその

		級を含む。）の数が 31 以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
十　高等学校費　生徒数	CC	前年度以前の年度における符号 AQ に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
	算式	$\dfrac{\sum_{n=17}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=11}^{19}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{78{,}300\text{円} \times A}$
	算式の符号	

		年の 5 月 1 日現在の児童数が 3 年前の 5 月 1 日現在の児童数に比し、15 パーセント以上かつ 300 人以上、10 パーセント以上かつ 500 人以上又は 5 パーセント以上かつ 1,000 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
十　高等学校費　生徒数	CC	前年度以前の年度における符号 AQ に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
	算式	$\dfrac{\sum_{n=16}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=10}^{19}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{78{,}500\text{円} \times A}$
	算式の符号	

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

E_{11} ＝ 0.0041
E_{12} ＝ 0.0074
E_{13} ＝ 0.0108
E_{14} ＝ 0.0093
E_{15} ＝ 0.0000
E_{16} ＝ 0.0000

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネッ

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{16} ＝ 0.0039

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 10 年度の特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

E_{10} ＝ 0.0030
E_{11} ＝ 0.0086
E_{12} ＝ 0.0160
E_{13} ＝ 0.0108
E_{14} ＝ 0.0093
E_{15} ＝ 0.0000
E_{16} ＝ 0.0039

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネッ

トワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額

$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

十一　社会福祉費　人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{8{,}570\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

トワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額

$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

十一　社会福祉費　人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)}{8{,}050\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.06237

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03389

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04371

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03793

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04759

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03330

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04320

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02429

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03578

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02465

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03636

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

0.06247

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03393

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04380

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04588

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.035

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04329

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03484

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02433

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03585

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

こども子育て費	十八歳以下人口	$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687	
		$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00956 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108	
		算式	$\dfrac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(N_n \times O_n)}{165{,}000\text{円} \times A}$
		算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791	

こども子育て費	十八歳以下人口	$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687	
		算式	$\dfrac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(F_n \times G_n)}{159{,}000\text{円} \times A}$
		算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795	

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.06211

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.06237

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03389

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04371

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04457

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04557

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03793

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04759

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.043

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0431

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03330

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04320

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04291

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02429

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03578

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02465

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.06216

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.06247

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03393

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04380

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04480

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04588

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.035

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.045

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.044

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0432

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04329

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03484

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02433

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03585

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03636

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00956

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108

D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$E_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額

$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

0.00216

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額

$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$G_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

H_n　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$I_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

J_n　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

L_n　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$M_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

N_n　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$O_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

十三　高齢者保健福祉人口	六十五歳以上人口	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475
		算式
		$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{72{,}500\text{円} \times A}$
		算式の符号
		A　測定単位の数値
		B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
		C_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.038
		イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
		C_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.038
		イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
		C_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04241
		イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928
		C_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04791
		イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211
		C_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04675
		イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237
		C_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04841
		イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06244
		C_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03477
		イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457
		C_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03604
		イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557
		C_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03793
		イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

十三　高齢者保健福祉人口	六十五歳以上人口	算式
		$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)}{72{,}100\text{円} \times A}$
		算式の符号
		A　測定単位の数値
		B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
		C_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.038
		イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
		C_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.038
		イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
		C_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04250
		イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939
		C_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04795
		イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216
		C_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04682
		イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247
		C_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04847
		イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257
		C_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03491
		イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480
		C_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03624
		イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04588
		C_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.035
		イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

十四　清掃費　人口

0.045

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04329

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03484

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02433

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03585

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00187

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

算式

$$\frac{B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+}{5{,}160\text{ 円}\times A}$$

$$\frac{H\times0.7+\sum_{n=18}^{令5}(I_n\times J_n)\ +\sum_{n=18}^{令5}(K_n\times L_n)}{}$$

算式の符号

十四　清掃費　人口

0.04759

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03330

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04320

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02429

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03578

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02465

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03636

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00956

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108

算式

$$\frac{B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+}{5{,}330\text{ 円}\times A}$$

$$\frac{H\times0.7+\sum_{n=18}^{令6}(I_n\times J_n)\ +\sum_{n=18}^{令6}(K_n\times L_n)}{}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成３年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債及び平成５年度から平成11年度までにおいて事業（符号Hにおける清掃施設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成２年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成７年度補正予算債、平成８年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成11年度臨時経済対策事業債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成３年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債及び平成５年度から平成11年度までにおいて事業（符号Hにおける清掃施設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成２年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、平成７年度補正予算債、平成８年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成11年度臨時経済対策事業債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額

知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事

（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債及び平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号 C に準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号 C に準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事

業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

H　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち、平成 10 年度及び平成 11 年度においてごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の

業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号 C に準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号 C に準ずるものとする。

H　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち、平成 10 年度及び平成 11 年度においてごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の

繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号Cに準ずるものとする。

I_n　次のa及びbの合算額

a　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、補正予算債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成10年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0052

繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

I_n　次のa及びbの合算額

a　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、補正予算債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成10年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0053

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000
J19　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0030
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000
J20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00337
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00472
J21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00334
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00471
J22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04092
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04245
J23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04046
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04199
J24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04017
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04151
J25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04034
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04165
J26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03844
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04070
J27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0405
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0414
J28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0393
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0405
J29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0383
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0400
J30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03724
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000
J19　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0030
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000
J20　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00338
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00472
J21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04132
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04269
J22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04093
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04246
J23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04047
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04200
J24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04019
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04154
J25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04037
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04170
J26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0400
J27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0405
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0414
J28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0394
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0406
J29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0383
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0400
J30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03726
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03918

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02751

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02991

$J_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02771

イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0304

$J_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02865

イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00424

イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00432

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00559

イ　令和　５　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00566

$J_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00978

イ　令和　６　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01026

K_n　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び符号 I_n の b における清掃施設の整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0031

イ　平成　18　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0018

イ　平成　19　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00202

0.03920

$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02753

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02994

$J_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02774

イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03044

$J_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00215

イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00221

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00424

イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00432

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00559

イ　令和　５　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00566

K_n　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び符号 I_n の b における清掃施設の整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0032

イ　平成　18　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0018

イ　平成　19　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00203

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00283

L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00200
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00283

L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02455
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02547

L_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02428
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02519

L_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02491

L_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02420
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02499

L_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02306
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02442

L_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0248

L_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0243

L_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0240

L_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02234
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02351

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01651
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01795

$L_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01663
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00283

L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02479
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02561

L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02456
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02548

L_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02428
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02520

L_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02411
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02492

L_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02422
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02502

L_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0227
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0240

L_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0248

L_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0244

L_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0240

L_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02236
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02352

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01652
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01796

$L_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01664
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

十五　農業行政費　農家数

0.01824

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01719

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00254

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00259

$L_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00335

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00339

$L_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00587

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00616

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45\\+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+K\times\\0.20+L\times0.20+M\times0.20+\sum_{n=22}^{令6}(N_n\times O_n)+\sum_{n=22}^{令6}(P_n\\\times Q_n)+\sum_{n=22}^{令6}(R_n\times S_n)+\sum_{n=22}^{令6}(T_n\times U_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(V_n\times W_n)\\+\sum_{n=22}^{令6}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=17}^{20}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=17}^{20}(AB_n\times AC_n)+\end{array}}{95{,}800\text{ 円}\times A}$$

$$\sum_{n=17}^{20}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=17}^{20}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=20}^{22}(AH_n\times AI_n)$$

$$+\sum_{n=21}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{24}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{24}(AN_n\times AO_n)$$

$$+\sum_{n=21}^{24}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(AT_n\times AU_n)$$

$$+\sum_{n=令5}^{令6}(AV_n\times AW_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町

十五　農業行政費　農家数

0.01826

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00129

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00133

$L_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00254

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00259

$L_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00335

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00339

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45\\+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+K\times\\0.20+L\times0.20+M\times0.20+\sum_{n=22}^{令5}(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{令5}(P_n\\\times Q_n)+\sum_{n=22}^{令5}(R_n\times S_n)+\sum_{n=21}^{令5}(T_n\times U_n)+\sum_{n=令3}^{令5}(V_n\times W_n)\\+\sum_{n=22}^{令5}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=16}^{20}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=16}^{20}(AB_n\times AC_n)+\end{array}}{92{,}000\text{ 円}\times A}$$

$$\sum_{n=16}^{20}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=16}^{20}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=20}^{22}(AH_n\times AI_n)$$

$$+\sum_{n=21}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{24}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{24}(AN_n\times AO_n)$$

$$+\sum_{n=21}^{24}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=令元}^{令5}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=令元}^{令5}(AT_n\times AU_n)$$

$$+AV_{令5}\times AW_{令5}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町

村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 58 号。以下「土地改良法等改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金

村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 58 号。以下「土地改良法等改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金

（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第７項及び附則第19条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第３項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第26条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第２項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第９項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第１条の規定による改正前の土地改良法第90条第５項の規定に基づく負担金及び同法第91条第６項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了

（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第７項及び附則第19条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第３項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第26条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第２項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第９項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第１条の規定による改正前の土地改良法第90条第５項の規定に基づく負担金及び同法第91条第６項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了

するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を

するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を

基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045

O_{23} ＝ 0.044

O_{24} ＝ 0.044

O_{25} ＝ 0.044

O_{26} ＝ 0.043

O_{27} ＝ 0.042

O_{28} ＝ 0.0422

O_{29} ＝ 0.0422

O_{30} ＝ 0.04180

$O_{令元}$ ＝ 0.04180

$O_{令2}$ ＝ 0.04219

基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045

O_{23} ＝ 0.044

O_{24} ＝ 0.044

O_{25} ＝ 0.044

O_{26} ＝ 0.043

O_{27} ＝ 0.042

O_{28} ＝ 0.0422

O_{29} ＝ 0.0422

O_{30} ＝ 0.04180

$O_{令元}$ ＝ 0.04180

$O_{令2}$ ＝ 0.04219

$O_{令3}$＝0.04259	$O_{令3}$＝0.00175
$O_{令4}$＝0.00350	$O_{令4}$＝0.00350
$O_{令5}$＝0.00450	$O_{令5}$＝0.00450
$O_{令6}$＝0.00750	
P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和６年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 21 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和５年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
	Q_{21}＝0.045
Q_{22}＝0.045	Q_{22}＝0.045
Q_{23}＝0.027	Q_{23}＝0.027
Q_{24}＝0.026	Q_{24}＝0.026
Q_{25}＝0.026	Q_{25}＝0.026
Q_{26}＝0.025	Q_{26}＝0.025
Q_{27}＝0.024	Q_{27}＝0.024
Q_{28}＝0.0241	Q_{28}＝0.0241
Q_{29}＝0.0241	Q_{29}＝0.0241
Q_{30}＝0.02364	Q_{30}＝0.02364
$Q_{令元}$＝0.02337	$Q_{令元}$＝0.02337
$Q_{令2}$＝0.02377	$Q_{令2}$＝0.02377

$Q_{令3}$＝0.02443
$Q_{令4}$＝0.00550
$Q_{令5}$＝0.00700
$Q_{令6}$＝0.00975
R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額
S_{22}＝0.045
S_{23}＝0.044
S_{24}＝0.044
S_{25}＝0.044
S_{26}＝0.043
S_{27}＝0.042
S_{28}＝0.0422
S_{29}＝0.0422
S_{30}＝0.04180
$S_{令元}$＝0.04180
$S_{令2}$＝0.04219
$S_{令3}$＝0.04259
$S_{令4}$＝0.00350
$S_{令5}$＝0.00450

$Q_{令3}$＝0.00325
$Q_{令4}$＝0.00550
$Q_{令5}$＝0.00700
R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額
S_{22}＝0.045
S_{23}＝0.044
S_{24}＝0.044
S_{25}＝0.044
S_{26}＝0.043
S_{27}＝0.042
S_{28}＝0.0422
S_{29}＝0.0422
S_{30}＝0.04180
$S_{令元}$＝0.04180
$S_{令2}$＝0.04219
$S_{令3}$＝0.00175
$S_{令4}$＝0.00350
$S_{令5}$＝0.00450

	T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額
	U_{21} ＝ 0.045
	U_{22} ＝ 0.045
	U_{23} ＝ 0.027
	U_{24} ＝ 0.026
	U_{25} ＝ 0.026
	U_{26} ＝ 0.025
	U_{27} ＝ 0.024
	U_{28} ＝ 0.0241
	U_{29} ＝ 0.0241
	U_{30} ＝ 0.02364
	$U_{令元}$ ＝ 0.02337
	$U_{令2}$ ＝ 0.02377
	$U_{令3}$ ＝ 0.00325
	$U_{令4}$ ＝ 0.00550
	$U_{令5}$ ＝ 0.00700
	V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に

	T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額
	U_{22} ＝ 0.045
	U_{23} ＝ 0.027
	U_{24} ＝ 0.026
	U_{25} ＝ 0.026
	U_{26} ＝ 0.025
	U_{27} ＝ 0.024
	U_{28} ＝ 0.0241
	U_{29} ＝ 0.0241
	U_{30} ＝ 0.02364
	$U_{令元}$ ＝ 0.02337
	$U_{令2}$ ＝ 0.02377
	$U_{令3}$ ＝ 0.02443
	$U_{令4}$ ＝ 0.00550
	$U_{令5}$ ＝ 0.00700
	$U_{令6}$ ＝ 0.00975
	V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に

限る。）における市町村の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$＝0.02443

$W_{令4}$＝0.00550

$W_{令5}$＝0.00700

$W_{令6}$＝0.00975

X_n　n年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第16条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金（平成22年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成22年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除

限る。）における市町村の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$＝0.00325

$W_{令4}$＝0.00550

$W_{令5}$＝0.00700

X_n　n年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第16条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金（平成22年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成22年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除

く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045
Y_{23} ＝ 0.044
Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450
$Y_{令6}$ ＝ 0.00750

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

く。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045
Y_{23} ＝ 0.044
Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.00175
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{16} ＝ 0.003
AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01782

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{16} ＝ 0.003

AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

の　0.01778

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

AI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

$AG_{16} = 0.005$

AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

AI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

AI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AJ_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01490
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

AL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

AI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

AJ_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

AK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

AK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

AK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

AL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03119

AM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

AM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

AN_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

AP_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

AM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

AM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

AN_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

AO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

AO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

AP_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03106

AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

AQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

AQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

AR_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

$AS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01042

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01362

$AS_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00771

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01136

$AS_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00783

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01154

$AS_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00146

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162

$AS_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00206

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$AS_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00304

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352

AT_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額と

の　0.03108

AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

AQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

AQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

AR_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

$AS_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00785

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01106

$AS_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00772

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01138

$AS_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00059

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00069

$AS_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00146

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162

$AS_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00206

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AT_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額と

		して総務大臣が通知した額 $AU_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01042 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01362 $AU_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00771 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01136 $AU_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00783 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01154 $AU_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162 $AU_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218 $AU_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00304 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352
		AV_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち畑作等促進整備事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額 $AW_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218 $AW_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00304 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352
十六　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 $\frac{\sum_{n=17}^{23}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{541{,}000\text{円} \times A}$

		して総務大臣が通知した額 $AU_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00785 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01106 $AU_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00772 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01138 $AU_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00059 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00069 $AU_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162 $AU_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
		$AV_{令5}$　令和５年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち畑作等促進整備事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額 $AW_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
十六　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 $\frac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{23}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{525{,}000\text{円} \times A}$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

C_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの	0.012
	イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
C_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.011
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
C_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.011
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
C_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの	0.01272
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01778

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの	0.019
	イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.019
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.019

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{16} = 0.003$

C_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの	0.012
	イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
C_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.011
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
C_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.011
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
C_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの	0.01275
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01782

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$E_{16} = 0.005$

E_{17}	ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの	0.019
	イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.019
	イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02964

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01778

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01863

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01871

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

I_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01863

I_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01872

I_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01873

I_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02970

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01782

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01865

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01874

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

I_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01865

I_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01874

I_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01877

I_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01496

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

十七　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) \times 0.012 + \sum_{n=22}^{令6}(D_n \times E_n) \times 0.012 + F_{21} \times G_{21}}{+\sum_{n=17}^{令6}(H_n \times I_n) \times 0.020 + \sum_{n=17}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.012 \times \frac{\alpha}{0.30}}$$

$$\frac{+\sum_{n=17}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.039 + \sum_{n=22}^{22}(N_n \times O_n) \times 0.00011 \times 0.75}{1{,}960\text{ 円} \times A}$$

$$+\sum_{n=22}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.00007 \times 0.50 + \sum_{n=22}^{22}(P'_n \times Q'_n) \times$$

$$0.00008 \times 0.50 + \sum_{n=17}^{令6}(R_n \times S_n) \times 0.012 + \sum_{n=17}^{22}(T_n \times U_n) \times$$

$$0.012 + \sum_{n=17}^{令6}(V_n \times W_n) \times 0.020 + \sum_{n=18}^{令6}(X_n \times Y_n) +$$

$$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(Z_n \times AA_n)}{} - 0.011 \times AB$$

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02398

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

十七　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) \times 0.003 + \sum_{n=22}^{令5}(D_n \times E_n) \times 0.003 + F_{21} \times G_{21}}{+\sum_{n=16}^{令5}(H_n \times I_n) \times 0.005 + \sum_{n=16}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.003 \times \frac{\alpha}{0.30}}$$

$$\frac{+\sum_{n=16}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.010 + \sum_{n=21}^{22}(N_n \times O_n) \times 0.00009 \times 0.75}{1{,}740\text{ 円} \times A}$$

$$+\sum_{n=21}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.00009 \times 0.50 + \sum_{n=21}^{22}(P'_n \times Q'_n) \times$$

$$0.00010 \times 0.50 + \sum_{n=16}^{令5}(R_n \times S_n) \times 0.003 + \sum_{n=16}^{16}(T_n \times U_n) \times$$

$$0.003 + \sum_{n=16}^{22}(V_n \times W_n) \times 0.003 + \sum_{n=16}^{令5}(X_n \times Y_n) \times 0.005 +$$

$$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=18}^{令5}(AB_n \times AC_n)}{} - 0.011 \times AD$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{16} ＝ 1.000

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　4.25000

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　4.79500

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　4.68200

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　4.84700

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{17} ＝ 1.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.08744

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.22846

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59256

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.24128

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103

C_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	1.27359
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.63256
C_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	1.32000
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.66923
C_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	1.38949
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.74308
C_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	1.256
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.590
C_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	1.2128
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.5795
C_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	1.2205
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.5846
C_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	1.21974
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.58256
$C_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	1.20205
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.57179
$C_{令2}$	ア	令和２年度市場公募都市に係るもの	0.88974
	イ	令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.31051
$C_{令3}$	ア	令和３年度市場公募都市に係るもの	0.90308
	イ	令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.33179
$C_{令4}$	ア	令和４年度市場公募都市に係るもの	0.16846
	イ	令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.18641
$C_{令5}$	ア	令和５年度市場公募都市に係るもの	0.23718
	イ	令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.25154
$C_{令6}$	ア	令和６年度市場公募都市に係るもの	0.35026

C_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	4.98700
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.40000
C_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	5.17700
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.55400
C_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	5.100
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.400
C_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	4.900
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.200
C_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	4.7400
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.1700
C_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	4.7700
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.1900
C_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	4.76500
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	6.18400
$C_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	3.53300
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	4.97700
$C_{令2}$	ア	令和２年度市場公募都市に係るもの	3.47600
	イ	令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	5.12100
$C_{令3}$	ア	令和３年度市場公募都市に係るもの	0.26700
	イ	令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.30900
$C_{令4}$	ア	令和４年度市場公募都市に係るもの	0.65700
	イ	令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.72700
$C_{令5}$	ア	令和５年度市場公募都市に係るもの	0.92500
	イ	令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.98100

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

D_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.24128
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.27359
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.63256

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.32000
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.66923

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.38949
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.74308

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.256
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.2128
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5795

E_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.2205
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5846

E_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.21974
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.58256

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179

$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.88974

D_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　4.68200
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　4.84700
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　4.98700
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.40000

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　5.17700
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.55400

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　5.100
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.400

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　4.900
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.200

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　4.7400
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1700

E_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　4.7700
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1900

E_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　4.76500
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　3.47600

△

○

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.31051

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.90308
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.33179

$E_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.16846
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.18641

$E_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.23718
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.25154

$E_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.35026
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.40590

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び同年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずることとする。

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01677
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02174

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 17 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

○

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
5.12100

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.30900

$E_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.72700

$E_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.92500
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.98100

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずることとする。

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01678
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02176

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{16} ＝ 1.000

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

I_{18}	ア	平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800
	イ	平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
I_{19}	ア	平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800
	イ	平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
I_{20}	ア	平成 20 年度市場公募都市に係るもの　4.25000
	イ	平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900
I_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの　4.79500
	イ	平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600
I_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの　4.68200
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700
I_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの　4.84700
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700
I_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの　4.98700
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.40000
I_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの　5.17700
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.55400
I_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの　5.100
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.400
I_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの　4.900
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.200
I_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの　4.7400
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1700
I_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの　4.7700
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1900
I_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの　4.76500

I_{18}	ア	平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974
	イ	平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
I_{19}	ア	平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974
	イ	平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
I_{20}	ア	平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.08744
	イ	平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000
I_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.22846
	イ	平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59256
I_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923
I_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.24128
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103
I_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.27359
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.63256
I_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.32000
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.66923
I_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.38949
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.74308
I_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.256
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590
I_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.2128
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5795
I_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.2205
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5846
I_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.21974

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.58256

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179

$I_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.88974

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.31051

$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.90308

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.33179

$I_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.16846

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641

$I_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.23718

0.25154

$I_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.35026

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

$I_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　3.47600

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100

$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.26700

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900

$I_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.65700

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700

$I_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.92500

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{16} ＝ 1.000

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政

収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。以下この号において同じ。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{17}	ア	平成 17 年度市場公募都市に係るもの	1.000
	イ	平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
M_{18}	ア	平成 18 年度市場公募都市に係るもの	0.974
	イ	平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
M_{19}	ア	平成 19 年度市場公募都市に係るもの	0.974
	イ	平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。以下この号において同じ。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{16} ＝ 1.000			
M_{17}	ア	平成 17 年度市場公募都市に係るもの	3.900
	イ	平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
M_{18}	ア	平成 18 年度市場公募都市に係るもの	3.800
	イ	平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
M_{19}	ア	平成 19 年度市場公募都市に係るもの	3.800
	イ	平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの	1.00000

O_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.00000 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.00000	O_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　3.66667 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.50000
P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市に係るもの	P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市に係るもの
$Q_{22} = 1.00000$	$Q_{21} = 1.00000$ $Q_{22} = 3.66667$
P'_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P'_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
$Q'_{22} = 1.00000$	$Q'_{21} = 1.00000$ $Q'_{22} = 3.50000$
R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。	R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
S_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	$S_{16} = 1.000$ S_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　3.900 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
S_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.974 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	S_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　3.800 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
S_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.974 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000	S_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　3.800 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
S_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　1.08744 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000	S_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　4.25000 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900
S_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.22846 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	S_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　4.79500 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

							1.59256
			S_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの		1.19872
				イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.59923
			S_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの		1.24128
				イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.60103
			S_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの		1.27359
				イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.63256
			S_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの		1.32000
				イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.66923
			S_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの		1.38949
				イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.74308
			S_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの		1.256
				イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.590
			S_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの		1.2128
				イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.5795
			S_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの		1.2205
				イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.5846
			S_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの		1.21974
				イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.58256
			$S_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの		1.20205
				イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.57179
			$S_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの		0.88974
				イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.31051
			$S_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの		0.90308
				イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.33179
							6.21600
			S_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの		4.68200
				イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.24700
			S_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの		4.84700
				イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.25700
			S_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの		4.98700
				イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.40000
			S_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの		5.17700
				イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.55400
			S_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの		5.100
				イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.400
			S_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの		4.900
				イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.200
			S_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの		4.7400
				イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.1700
			S_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの		4.7700
				イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.1900
			S_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの		4.76500
				イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		6.18400
			$S_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの		3.53300
				イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		4.97700
			$S_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの		3.47600
				イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		5.12100
			$S_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの		0.26700
				イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		0.30900

$S_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.16846
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641

$S_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.23718
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.25154

$S_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.35026
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

T_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

U_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　1.08744
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000

U_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.22846
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59256

U_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.19872
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923

V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る

$S_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.65700
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700

$S_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.92500
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

T_n　平成ｎ年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

U_{16}＝1.000

V_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

W_{16}＝1.000

W_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　3.900
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　4.25000
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　4.79500
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　4.68200
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る

経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.08744
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.22846
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59256

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923

W_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.24128
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103

W_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.27359
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.63256

W_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.32000
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.66923

W_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.38949
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.74308

W_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.256

経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{16} ＝ 1.000

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　4.25000
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.93900

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　4.79500
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.21600

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　4.68200
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.24700

Y_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　4.84700
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.25700

Y_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　4.98700
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.40000

Y_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　5.17700
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.55400

Y_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　5.100
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.400

Y_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　4.900

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590

W_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.2128

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5795

W_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.2205

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5846

W_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.21974

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.58256

$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179

$W_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.88974

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.31051

$W_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.90308

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.33179

$W_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.16846

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641

$W_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.23718

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.25154

$W_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.35026

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

X_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.200

Y_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　4.7400

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1700

Y_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　4.7700

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1900

Y_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　4.76500

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

$Y_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　3.47600

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100

$Y_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900

$Y_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700

$Y_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.92500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.018 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
Y_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
Y_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01696 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02371
Y_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01916 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02484
Y_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01870 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02495
Y_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01936 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02498
Y_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01987 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02547
Y_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02059 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02604
Y_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02168 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02719
Y_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025
Y_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0189 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0246
Y_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0190 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247
Y_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01903

AA_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AA_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01700 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02376
AA_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01918 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02486
AA_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01873 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02499
AA_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01939 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02503
AA_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01995 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02560
AA_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02071 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02622
AA_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.020 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026
AA_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.020 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025
AA_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0190 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247
AA_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0191 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
AA_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01906

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02469

$Y_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02452

$Y_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01388

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02044

$Y_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01409

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02078

$Y_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00263

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00291

$Y_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00370

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00392

$Y_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00546

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00633

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02474

$AA_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01413

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01991

$AA_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01390

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02048

$AA_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00107

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00124

$AA_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00263

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00291

$AA_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00370

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00392

AB_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AC_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

AA_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106
AA_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
AA_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122
AA_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184
AA_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02574 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03255
AA_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02710 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03399
AA_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.024 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AA_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0237 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308
AA_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0238 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
AA_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02379 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086
$AA_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065
$AA_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01735 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
$AA_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01761

AC_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108
AC_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124
AC_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129
AC_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200
AC_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02589 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277
AC_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.025 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
AC_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.024 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AC_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0237 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
AC_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310
AC_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02383 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092
$AC_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489
$AC_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01738 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561
$AC_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02597

$AA_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00364

$AA_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00491

$AA_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00792

AB　段階補正Ⅰ係数

算式Ⅱ

$$\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=17}^{17}(J_n \times K_n) + \sum_{n=17}^{令4}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{21}(N_n \times O_n) + P \times 0.5 + Q \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267 + \sum_{n=21}^{令6}(T_n \times U_n) + \sum_{n=18}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=21}^{23}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{23}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=24}^{令6}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=24}^{令6}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令6}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=26}^{令6}(AL_n \times AM_n)$$

1,960 円× A

$$+ \sum_{n=27}^{28}(AN_n \times AO_n) + AP_{28} \times AQ_{28} + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令6}(AS_n \times AT_n) + AU_{29} \times AV_{29} + \sum_{n=30}^{令6}(AW_n \times AX_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令6}(AY_n \times AZ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令6}(BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{令6}(BC_n \times BD_n) + \sum_{n=29}^{令6}(BE_n \times BF_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BG_n \times BH_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BI_n \times BJ_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BK_n \times BL_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(BM_n \times BN_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(BO_n \times BP_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(BS_n \times BT_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(BU_n \times$$

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00155

$AC_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00364

$AC_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00491

AD　段階補正Ⅰ係数

算式Ⅱ

$$\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{令5}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令5}(H_n \times I_n) + \sum_{n=16}^{17}(J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{令4}(L_n \times M_n) + \sum_{n=16}^{21}(N_n \times O_n) + P \times 0.5 + Q \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267 + \sum_{n=21}^{令5}(T_n \times U_n) + \sum_{n=18}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=21}^{23}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{23}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=24}^{令5}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=24}^{令5}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AL_n \times AM_n)$$

1,740 円× A

$$+ \sum_{n=27}^{28}(AN_n \times AO_n) + AP_{28} \times AQ_{28} + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令5}(AS_n \times AT_n) + AU_{29} \times AV_{29} + \sum_{n=30}^{令5}(AW_n \times AX_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令5}(AY_n \times AZ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令5}(BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{令5}(BC_n \times BD_n) + \sum_{n=29}^{令5}(BE_n \times BF_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BG_n \times BH_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BI_n \times BJ_n) + \sum_{n=30}^{令5}(BK_n \times BL_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BM_n \times BN_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BO_n \times BP_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(BS_n \times BT_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(BU_n \times$$

$BV_n) + \sum_{n=令4}^{令6}(BW_n \times BX_n) + BY_{令4} \times BZ_{令4} \times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(CA_n \times CB_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(CA'_n \times CB'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(CA''_n \times CB''_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(CA'''_n \times CB'''_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(CC_n \times CD_n) + \Sigma\ (CC'_n \times CD'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(CC''_n \times CD''_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(CE_n \times CF_n)$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01788

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

$BV_n) + \sum_{n=令4}^{令5}(BW_n \times BX_n) + BY_{令4} \times BZ_{令4} \times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(CA_n \times CB_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(CA'_n \times CB'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(CA''_n \times CB''_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(CC_n \times CD_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(CC'_n \times CD'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(CC''_n \times CD''_n)$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01544

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01953

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01626

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02039

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01496

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01553

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01966

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00218

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものに限る。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02121
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

E_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

E_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

E_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

E_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

0.00218

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

E_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

E_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

E_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

E_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

E_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.02574
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03255
E_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.02710
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03399
E_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.024
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
E_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0237
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0308
E_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0238
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
E_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02379
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03086
$E_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02344
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03065
$E_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01735
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02556
$E_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.01761
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02597
$E_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
$E_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ	令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491
$E_{令6}$	ア	令和6年度市場公募都市に係るもの	0.00683
	イ	令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00792

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に

E_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.02589
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03277
E_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.025
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.032
E_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.024
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
E_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0237
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
E_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0239
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0310
E_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02383
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03092
$E_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01767
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02489
$E_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01738
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02561
$E_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00134
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155
$E_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
$E_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ	令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に

充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度から令和６年度までの各年度において Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02574
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03255

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02710
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03399

充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度から令和５年度までの各年度において Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

G_{16} ＝ 0.005

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02398
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02589
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.024
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
G_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0237
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0308
G_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0238
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
G_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02379
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03086
$G_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02344
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03065
$G_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01735
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02556
$G_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.01761
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02597
$G_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
$G_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ	令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491
$G_{令6}$	ア	令和6年度市場公募都市に係るもの	0.00683
	イ	令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00792

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち、I_S 値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため、n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

G_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.024
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
G_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0237
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
G_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0239
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0310
G_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02383
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03092
$G_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01767
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02489
$G_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01738
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02561
$G_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00134
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155
$G_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
$G_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ	令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち、I_S 値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため、n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

I_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.03210
	イ	平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04161
I_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.03132
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04179
I_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.03243
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04183
I_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.03328
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04266
I_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.03449
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04362
I_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.03631
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04555
I_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.033
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.042
I_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0317
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0413
I_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0319
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0414
I_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.03187
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04135
$I_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04107
$I_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.02325
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03424
$I_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.02360

I_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.03213
	イ	平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04165
I_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.03137
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04185
I_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.03247
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04192
I_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.03341
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04288
I_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.03469
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04391
I_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.034
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.043
I_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.033
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.042
I_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0318
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0413
I_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0320
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0415
I_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.03193
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04143
$I_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02367
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03335
$I_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.02329
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03431
$I_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.00179

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03480

$I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00440

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00487

$I_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00620

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00657

$I_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00915

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01061

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{17} = 0.000$

$M_{18} = 0.000$

$M_{19} = 0.000$

$M_{20} = 0.05335$

$M_{21} = 0.05590$

$M_{22} = 0.05613$

$M_{23} = 0.05620$

$M_{24} = 0.05730$

$M_{25} = 0.05859$

$M_{26} = 0.05854$

$M_{27} = 0.056$

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00207

$I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00440

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00487

$I_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00620

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00657

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$K_{16} = 0.005$

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{16} = 0.009$

$M_{17} = 0.000$

$M_{18} = 0.000$

$M_{19} = 0.000$

$M_{20} = 0.05345$

$M_{21} = 0.05594$

$M_{22} = 0.05622$

$M_{23} = 0.05631$

$M_{24} = 0.05760$

$M_{25} = 0.05899$

$M_{26} = 0.057$

$M_{27} = 0.056$

M_{28} ＝ 0.0554
M_{29} ＝ 0.0556
M_{30} ＝ 0.05555
$M_{令元}$＝ 0.05517
$M_{令2}$ ＝ 0.04600
$M_{令3}$ ＝ 0.04675
$M_{令4}$ ＝ 0.00654
N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.000
O_{20} ＝ 0.05335
O_{21} ＝ 0.05590
P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

Q　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和

M_{28} ＝ 0.0555
M_{29} ＝ 0.0557
M_{30} ＝ 0.05566
$M_{令元}$＝ 0.04479
$M_{令2}$ ＝ 0.04609
$M_{令3}$ ＝ 0.00278
$M_{令4}$ ＝ 0.00654
N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
O_{16} ＝ 0.009
O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.000
O_{20} ＝ 0.05345
O_{21} ＝ 0.05594
P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

Q　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和

57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

R　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度から昭和 59 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部

57 年度及び昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

R　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度から昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当

分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142

U_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U_{24}　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係

の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142

U_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U_{24}　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係

るもの　0.03515
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04921
U25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01416
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03540
U26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049
エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U28　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135
イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339
U29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135
イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339
U30　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係

るもの　0.03515
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04921
U25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01416
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03540
U26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049
エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U28　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135
イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339
U29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135
イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339
U30　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係

るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

U 令元 ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るものに係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

U 令2 ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740

カ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02505

U 令3 ア　埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01360

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03401

ウ　高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04761

U 令4 ア　埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01405

イ　山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対し

るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

U 令元 ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るものに係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

U 令2 ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740

カ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02505

U 令3 ア　埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01360

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03401

ウ　高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04761

U 令4 ア　埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01405

イ　山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対し

て総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107
ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599
エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512
オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令5ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431
イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647
ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862
エ　神奈川県川崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03390

U令6ア　宮城県仙台市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.00621
イ　神奈川県横浜市及び三浦市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01492
ウ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02238
エ　栃木県小山市及び静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02760
オ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02984
カ　山梨県山梨市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03693
キ　石川県かほく市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03730

Vn　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除

て総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107
ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599
エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512
オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令5ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431
イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647
ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862
エ　神奈川県川崎市に係るもの　0.03390

Vn　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除

く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.015

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01696

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02371

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01916

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02484

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01870

く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02398

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.016

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01700

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02376

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01918

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02486

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01873

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02495

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をいう。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

AA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

AB_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02499

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をいう。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

AA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

AA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01496
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

AB_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を

超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AC_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AC_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AC_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AD_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AE_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

AE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

AE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

AF_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457

AG_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557

超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AC_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

AC_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

AC_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01454

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

AD_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AE_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

AE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

AE_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

AF_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480

AG_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04588

AG_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03793 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04759
AG_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.034 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043
AG_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0331 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431
AG_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0333 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433
AG_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03330 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04320
$AG_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291
$AG_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02429 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03578
$AG_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02465 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03636
$AG_{令4}$	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00460 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509
$AG_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00648 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
$AG_{令6}$	ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00956 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108
AH_n	沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.035 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045
AG_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.034 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044
AG_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0332 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432
AG_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0334 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433
AG_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03336 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04329
$AG_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03484
$AG_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02433 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03585
$AG_{令3}$	ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00187 イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216
$AG_{令4}$	ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00460 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509
$AG_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00648 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
AH_n	沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{24} ＝ 0.03184
AI_{25} ＝ 0.03255
AI_{26} ＝ 0.03320
AI_{27} ＝ 0.031
AI_{28} ＝ 0.0308
AI_{29} ＝ 0.0309
AI_{30} ＝ 0.03086
$AI_{令元}$ ＝ 0.03065
$AI_{令2}$ ＝ 0.02556
$AI_{令3}$ ＝ 0.02597
$AI_{令4}$ ＝ 0.00364
$AI_{令5}$ ＝ 0.00491
$AI_{令6}$ ＝ 0.00792

AJ_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{26} ＝ 0.03399
AK_{27} ＝ 0.031
AK_{28} ＝ 0.0308
AK_{29} ＝ 0.0309
AK_{30} ＝ 0.03086
$AK_{令元}$ ＝ 0.03065
$AK_{令2}$ ＝ 0.02556
$AK_{令3}$ ＝ 0.02597
$AK_{令4}$ ＝ 0.00364
$AK_{令5}$ ＝ 0.00491
$AK_{令6}$ ＝ 0.00792

AL_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293

AM_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

AI_{24} ＝ 0.03200
AI_{25} ＝ 0.03277
AI_{26} ＝ 0.032
AI_{27} ＝ 0.031
AI_{28} ＝ 0.0309
AI_{29} ＝ 0.0310
AI_{30} ＝ 0.03092
$AI_{令元}$ ＝ 0.02489
$AI_{令2}$ ＝ 0.02561
$AI_{令3}$ ＝ 0.00155
$AI_{令4}$ ＝ 0.00364
$AI_{令5}$ ＝ 0.00491

AJ_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{26} ＝ 0.032
AK_{27} ＝ 0.031
AK_{28} ＝ 0.0309
AK_{29} ＝ 0.0310
AK_{30} ＝ 0.03092
$AK_{令元}$ ＝ 0.02489
$AK_{令2}$ ＝ 0.02561
$AK_{令3}$ ＝ 0.00155
$AK_{令4}$ ＝ 0.00364
$AK_{令5}$ ＝ 0.00491

AL_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AM_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.030

AM_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

AM_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

AM_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016

$AM_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$AM_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

$AM_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02412

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$AM_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$AM_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$AM_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

AN_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.030

AM_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

AM_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

AM_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021

$AM_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998

$AM_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042

$AM_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

$AM_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$AM_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

AN_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0308

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年７月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年７月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AT_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

AT_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$AT_{\text{令元}}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

の　0.0309

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年７月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年７月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AT_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

AT_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02383

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$AT_{\text{令元}}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

AT 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
AT 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
AT 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
AT 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
AT 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

AU_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AW_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

AX 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

AT 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561
AT 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
AT 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
AT 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

AU_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

AW_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

AX 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01839

AX令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

AX令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

AX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

AX令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

α　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AYn　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AZ30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427

　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

AZ令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

AZ令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

AZ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

0.01493

AX令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

AX令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

AX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

α　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AYn　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AZ30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430

　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

AZ令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

AZ令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

　　イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

AZ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

AZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AZ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

AZ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

β　当該市町村の財政力指数に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

BB令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

BB令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

BB令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

BB令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

AZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AZ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

β　当該市町村の財政力指数に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

BB令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

BB令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

BB令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

BB令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$BB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

BD_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$BD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

$BD_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

$BD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

$BD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BD_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$BD_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BE_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

BD_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$BD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$BD_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$BD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BD_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BE_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0310
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

BF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03092
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$BF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02489
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$BF_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02561
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$BF_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00155
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$BF_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00364
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$BF_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00491
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BF_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00491
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BG_n　沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02379
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$BH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$BH_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

BF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0310
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

BF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03092
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$BF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02489
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$BF_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02561
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$BF_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00155
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$BF_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00364
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$BF_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00491
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BG_n　沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02383
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$BH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$BH_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01738
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$BH_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
$BH_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$BH_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$BH_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
BI_n	地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
BJ_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852
$BJ_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839
$BJ_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533
$BJ_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558
$BJ_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
$BJ_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
$BJ_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

$BH_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
$BH_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$BH_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
BI_n	地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
BJ_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01430 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855
$BJ_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493
$BJ_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01043 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536
$BJ_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00080 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093
$BJ_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
$BJ_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BK_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BL_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01427
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$BL_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

$BL_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01041
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

$BL_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01057
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

$BL_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BL_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$BL_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BM_n　甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$BN_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$BN_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761

BK_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BL_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$BL_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$BL_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01043
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$BL_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BL_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BL_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BM_n　甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$BN_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01738
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$BN_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BN 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BN 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BOn　沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BP 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

BP 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

BP 令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BP 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BP 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BQn　沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

BN 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BN 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BN 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BOn　沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BP 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

BP 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

BP 令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

BP 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BP 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BP 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BQn　沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BR_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065
$BR_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
$BR_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
$BR_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$BR_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$BR_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
BS_n	アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$BT_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065
$BT_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
$BT_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
$BT_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$BT_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BR_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489
$BR_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561
$BR_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
$BR_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$BR_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
BS_n	アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$BT_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489
$BT_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561
$BT_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155
$BT_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$BT_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BT令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792	
BUn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597 BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364 BV令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491 BV令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792	BUn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155 BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364 BV令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
BWn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 BX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 BX令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828	BWn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに令和４年度及び令和５年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 BX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499
BY令4　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和	BY令4　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和

４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

$BZ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

CA_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

$CB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

CA'_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB'_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

$CB'_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

δ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五

４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

$BZ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

CA_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

CA'_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB'_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

δ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五

入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CA''_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB''_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの	0.00376
	イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00385
$CB''_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの	0.00533
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00598

CA'''_n　電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に 0.3 を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合には、当該額に 10/3 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）

$CB'''_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの	0.00376
	イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00385
$CB'''_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの	0.00533
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00598

CC_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部

入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CA''_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB''_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの	0.00376
	イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00385

CC_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部

分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491
$CD_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00683
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00792

CC'_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD'_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294
$CD'_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00410
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00475

ε　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD''_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294
$CD''_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00410
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00475

CE_n　沖縄産業創出支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CF_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00683

分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491

CC'_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD'_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294

ε　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD''_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}960\text{ 円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=18}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(H_n \times I_n)}{1{,}030{,}000\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}740\text{ 円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=18}^{令5}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(H_n \times I_n)}{1{,}024{,}000\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事

業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

C_{16} ＝ 0.003

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{16} ＝ 0.005

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.025

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02648

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02650

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02690

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02692

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02640

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02642

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02550

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02552

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02575

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02583

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02641

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02653

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.026

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.025

G_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242

　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0243

G_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0241

G_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403

　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02407

$G_{\text{令元}}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02365

0.025

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02650

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02650

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02692

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02692

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02642

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02642

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02552

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02552

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02583

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02583

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02653

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02653

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026

　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.026

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.025

G_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243

　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0243

G_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0241

G_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407

　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02407

$G_{\text{令元}}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365

　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02365

$G_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02376 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02379	$G_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02379 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02379
$G_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00153	$G_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00153
$G_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00345	$G_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00345
$G_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00474	$G_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00474
$G_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00705	
H_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	H_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$I_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.07083 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07088	$I_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.07097 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07102
$I_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.07106 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07132	$I_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.07120 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07151
$I_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.07342 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07393	$I_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.07384 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07441
$I_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.07551 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07597	$I_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.07596 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07645
$I_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.07893 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.08037	

［6　略］

（寒冷補正に用いる地域区分）

第十四条　法第十三条第九項の規定による地域区分は、次の各号に定めるところによる。

一　給与の差による地域区分

当該市町村役場の所在地の属する国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に定める支給地域で当該年度の四月一日現在におけるもの（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める支給地域である市町村で、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める支給地域でない市町村にあつては、無級地（旧４級地であつた地域）とする。）

［二　略］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.120）×0.841 ［略］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.014）×29.8 （A／B－1.014）が負数のときは、0とする。 ［略］
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.012）×0.273 ［略］

［6　同上］

（寒冷補正に用いる地域区分）

第十四条　法第十三条第九項の規定による地域区分は、次の各号に定めるところによる。

一　給与の差による地域区分

当該市町村役場の所在地の属する国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める支給地域で当該年度の四月一日現在におけるもの

［二　同上］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.080）×0.843 ［同左］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.010）×31.9 （A／B－1.010）が負数のときは、0とする。 ［同左］
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.010）×0.270 ［同左］

三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.111）×0.938 ［略］	

［２　略］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B－A）／A－0.016｝×0.1×45.1 ［略］
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B－A）／A－0.018｝×0.1×35.5×β－（α－β）×0.1×35.5 算式Ⅱ ｛（C－A）／A－0.130｝×8.6＋［D×1.72／1.96＋

三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.079）×0.939 ［同左］	

［２　同上］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.2 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.2 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B－A）／A－0.016｝×0.3×58.7 ［同左］
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B－A）／A－0.018｝×0.3×38.0×β－（α－β）×0.3×38.0 算式Ⅱ ｛（C－A）／A－0.130｝×9.0＋［D×1.72／1.74＋

									{（B － A）／A － 0.018} × 38.0 ×β－（α－β）× 38.0 －｛（C － A）／A － 0.130} × 9.0］×［0.2 ＋ 0.4 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／0.1］ 算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域持続的発展法第２条第１項及び旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第 42 条及び旧過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第１項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、{（B － A）／A － 0.018} × 35.5 ×β－（α－β）× 35.5 －｛（C － A）／A － 0.130} × 8.6］×［0.0 ＋ 0.5 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／0.1］ 算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域持続的発展法第２条第１項及び旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第 42 条及び旧過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第１項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、{（B － A）／A － 0.018} 、

				{（B － A）／A － 0.018} × 0.1 × 35.5 ×β－（α－β）× 0.1 × 35.5、{（C － A）／A － 0.130}、{（B － A）／A － 0.018} × 35.5 ×β－（α－β）× 35.5 又は D × 1.72 ／ 1.96 ＋ {（B － A）／A － 0.018} × 35.5 ×β－（α－β）× 35.5 －{（C － A）／A － 0.130} × 8.6 が負数となるときは、それぞれ０とする。 α が 3.220 を超えるときは 3.220 とする。 β が 3.220 を超えるときは 3.220 とする。 ［0.0 ＋ 0.5 ×{（C － A）／C － 0.3} ／ 0.1］が 0.5 を超えるときは 0.5 とし、0.0 を下回るときは 0.0 とする。 ［略］ ［略］
［一・三　略］	［略］	［略］	四　農家数急減補正	算式 {（B － A）／A} × 0.1 B － A が負数となるときは、０とする。 ［略］ 算式 （α × 0.3）／ A 算式の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D ／ B － 1.205）× B × 2.78 ＋（E ／ C － 1.216）× C × 0.15 （D ／ B － 1.205）又は
	農業行政費	農家数	五　従業者数急減補正	算式 （α × 0.3）／ A 算式の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D ／ B － 1.205）× B × 2.78 ＋（E ／ C － 1.216）× C × 0.15 （D ／ B － 1.205）又は
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数		

				{（B － A）／A － 0.018} × 0.3 × 38.0 ×β－（α－β）× 0.3 × 38.0、{（C － A）／A － 0.130}、{（B － A）／A － 0.018} × 38.0 ×β－（α－β）× 38.0 又は D × 1.72 ／ 1.74 ＋ {（B － A）／A － 0.018} × 38.0 ×β－（α－β）× 38.0 －{（C － A）／A － 0.130} × 9.0 が負数となるときは、それぞれ０とする。 α が 3.315 を超えるときは 3.315 とする。 β が 3.315 を超えるときは 3.315 とする。 ［0.2 ＋ 0.4 ×{（C － A）／C － 0.3} ／ 0.1］が 0.6 を超えるときは 0.6 とし、0.2 を下回るときは 0.2 とする。 ［同左］ ［同上］
［一・三　同上］	［同上］	［同上］	四　農家数急減補正	算式 {（B － A）／A} × 0.3 B － A が負数となるときは、０とする。 ［同左］ 算式 （α × 0.5）／ A 算式の符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D ／ B － 1.205）× B × 2.79 ＋（E ／ C － 1.216）× C × 0.15 （D ／ B － 1.205）又は
	農業行政費	農家数	五　従業者数急減補正	
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数		

				（E ／ C － 1.216）が負数となるときは、それぞれ 0 とする。 ［略］

［２　略］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［略］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

七四二円に令和六年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（90,800 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.989－Ｆ－Ｇ＋Ｈ］×0.75

90,800 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800 円×α）×Ａ及び｛（90,800 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.989 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ｃ＋ｄ＋ｅ＋ｆ）×0.903

算式の符号

ｃ　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

ｄ　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計

				（E ／ C － 1.216）が負数となるときは、それぞれ 0 とする。 ［同左］

［２　同上］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［同上］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

七四二円に令和五年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（81,400 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.988－Ｆ－Ｇ＋Ｈ］×0.75

81,400 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（81,400 円×α）×Ａ及び｛（81,400 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.988 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ｃ＋ｄ＋ｅ＋ｆ）×1.090

算式の符号

ｃ　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

ｄ　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計

額

e　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

f　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

D　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から令和６年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.232 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.166 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.070 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の４及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.852 を乗じて得た額

H　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.175 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

ニ　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

I × 0.988 × 0.75 − J × 0.988 × 0.75 − K

I × 0.988 × 0.75 及び J × 0.988 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得

額

e　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

f　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

D　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から令和５年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.093）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.071 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.057 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の４及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.041 を乗じて得た額

H　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.039 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

ニ　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

I × 0.986 × 0.75 − J × 0.986 × 0.75 − K

I × 0.986 × 0.75 及び J × 0.986 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得

等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第 71 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和７年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.988 × 0.25 − h × 0.988 × 0.25

g × 0.988 × 0.25 及び h × 0.988 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の副題「第 12 表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和７年改正前の省令附則第 12 条の３第２項算式の符号 B'の額

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.90

［二・三　略］

５　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B）× 1.173｝× 0.75 −（C × 1.602）× 0.75

［略］

［二・三　略］

６　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第 75 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和６年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.986 × 0.25 − h × 0.986 × 0.25

g × 0.986 × 0.25 及び h × 0.986 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の副題「第 12 表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和６年改正前の省令附則第 12 条の３第２項算式の符号 B'の額

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.05

［二・三　同上］

５　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B）× 1.176｝× 0.75 −（C × 1.285）× 0.75

［同左］

［二・三　同上］

６　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号
［略］
α　0.803
β　0.808

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式
$\{(A \times 0.05 - B) \times \alpha\} \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$

算式の符号
［略］
α　0.945
β　0.946

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［略］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$\{4{,}583\text{千円} \times (A \times B) + 1{,}302\text{千円} \times (C \times D)\} \times 0.03705$

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式
$\{(A + B) \times \alpha + C \times \beta - (A + B + C) \times \gamma + D + E + F\} \times 0.75$

算式の符号
［略］
β　0.98
γ　0.074

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00617415) \times 0.75 - (A \times 0.00304993) \times 0.75 + (A \times 0.00740898) \times 0.75 - (A \times 0.00367984) \times 0.75$

［略］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00323408) \times 0.75 - (A \times 0.00161062) \times 0.75 + (A \times 0.00388089) \times 0.75 - (A$

算式の符号
［同左］
α　0.942
β　0.943

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式
$\{(A \times 0.05 - B) \times \alpha\} \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$

算式の符号
［同左］
α　0.962
β　0.965

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［同上］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$\{4{,}639\text{千円} \times (A \times B) + 1{,}310\text{千円} \times (C \times D)\} \times 0.03709$

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式
$\{(A + B) \times \alpha + C \times \beta - (A + B + C) \times \gamma + D + E + F\} \times 0.75$

算式の符号
［同左］
β　0.96
γ　0.075

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00595975) \times 0.75 - (A \times 0.00286316) \times 0.75 + (A \times 0.00715170) \times 0.75 - (A \times 0.00345486) \times 0.75$

［同左］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00327209) \times 0.75 - (A \times 0.00156945) \times 0.75 + (A \times 0.00392651) \times 0.75 - (A$

×0.00194536）×0.75

［略］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.01907

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×53,000円

［略］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［略］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（91,400円×α）×（A×0.984）

（91,400円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.984）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（25,700円×α）×（A×0.913）＋（29,600円×β）×（B×0.913）＋（5,700円×γ）×（C×0.913）＋（10,000円×δ）×D

（25,700円×α）、（29,600円×β）、（5,700円×γ）及び（10,000円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.913）、（B×0.913）及び（C×0.913）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次

×0.00189577）×0.75

［同左］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.02106

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×52,900円

［同左］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［同上］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（91,500円×α）×（A×0.983）

（91,500円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.983）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（25,900円×α）×（A×0.915）＋（29,800円×β）×（B×0.915）＋（5,900円×γ）×（C×0.915）＋（9,900円×δ）×D

（25,900円×α）、（29,800円×β）、（5,900円×γ）及び（9,900円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.915）、（B×0.915）及び（C×0.915）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次

の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額

鉱区の種類			表示単位	額
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	試掘鉱区		面積（百アール）	一〇〇円
	採掘鉱区		面積（百アール）	二〇〇
石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区		面積（百アール）	一五〇
	採掘鉱区		面積（百アール）	二九九
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの		面積（百アール）	一五〇
	河床	面積を課税標準とするもの	面積（百アール）	一五〇
		延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四九

二　当該年度の四月一日現在において日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている探査権の共同開発鉱区（以下この号において「探査鉱区」という。）及び採掘権の共同開発鉱区（以下この号において「採掘鉱区」という。）について、十六円に当該都道府県に係る探査鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額と百円に当該都道府県に係る採掘鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額の合算額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には

の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額

鉱区の種類			表示単位	額
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	試掘鉱区		面積（百アール）	一〇〇円
	採掘鉱区		面積（百アール）	一九九
石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区		面積（百アール）	一四九
	採掘鉱区		面積（百アール）	二九九
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの		面積（百アール）	一四九
	河床	面積を課税標準とするもの	面積（百アール）	一四九
		延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四八

二　当該年度の四月一日現在において日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている探査権の共同開発鉱区（以下この号において「探査鉱区」という。）及び採掘権の共同開発鉱区（以下この号において「採掘鉱区」という。）について、十六円に当該都道府県に係る探査鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額と九十九円に当該都道府県に係る採掘鉱区の面積（表示単位は百アールとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を乗じて得た額の合算額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には

、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十七項若しくは第四十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「令和二年地方税法等改正法」という。）附則第十四条第八項若しくは第十七項、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下「令和三年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下「令和四年地方税法等改正法」という。）附則第十三条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下「令和六年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第五項若しくは第六項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下「令和七年地方税法等改正法」という。）附則第九条第二項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第四号及び第三十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項並びに令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和七年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）及び令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第十四項第十七項及び令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第十四項第十七項及び令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項第五

のにあつては七分の六をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつては同条の規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十一条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九四四を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九三七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三一を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、二、八九九、九八〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税法第二十九条の規定によつて森林環境譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・〇九七を乗じて得た額とする。

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［略］

法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十一条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九五一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九五二を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇一二を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、二、八六〇、〇〇〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、六、四〇〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、六、四〇〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び六、四〇〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準人口によつて按分した額の合算額とする。

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［同上］

［２　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（（166,200円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.991－F－G＋H］×0.75

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×A及び｛（（166,200円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.023

算式の符号

c　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

f　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から令和６年度の市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.273を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.050を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［２　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（（150,100円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.990－F－G＋H］×0.75

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（150,100円×α）×A及び｛（（150,100円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.990に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.102

算式の符号

c　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

f　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から令和５年度の市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.137）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和５年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.083を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.070 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の８及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.852 を乗じて得た額

H　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.175 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 158,921

算式の符号

g　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

h　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(I × 0.990 × 0.75 − J × 0.990 × 0.75) + K

I × 0.990 × 0.75、J × 0.990 × 0.75 及び K に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　令和７年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.990 × 0.75 − j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.057 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の８及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.041 を乗じて得た額

H　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 5 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.039 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 146,471

算式の符号

g　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

h　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(I × 0.986 × 0.75 − J × 0.986 × 0.75) + K

I × 0.986 × 0.75、J × 0.986 × 0.75 及び K に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　令和６年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.990 × 0.75、j × 0.990 × 0.75、(i × 0.990 × 0.75 − j × 0.990 × 0.75)× 2 ／ 8 及び(i × 0.990 × 0.75 − j × 0.990 × 0.75)× 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［11］　略］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.89

［1］　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）+（A_2 × B_2）+（A_3 × B_3）+（A_4 × B_4）+（A_5 × B_5）− C｝× 0.014 −（D − E + F + G）］× 0.7455

算式の符号

［略］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第 349 条の 3 第 9 項、第 11 項、第 18 項、第 21 項、第 22 項、第 25 項、第 30 項及び第 33 項、第 349 条の 3 の 2、第 349 条の 3 の 3、附則第 15 条第 9 項、第 16 項、第 19 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項及び第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 13 条第 9 項、令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項並びに令和７年地方税法等改正法附則第９条第５項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第 15 条第 32 項、第 36 項、第 37 項及び第 41 項並びに令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第 15 条第 37 項及び令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項に係るものにあつては 2 分の 1、地方税法附則第 15

i × 0.986 × 0.75、j × 0.986 × 0.75、(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75)× 2 ／ 8 及び(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75)× 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［11　同上］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.09（ただし、別表第十三に定める市町村にあつては同表の率とする。）

［1］　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）+（A_2 × B_2）+（A_3 × B_3）+（A_4 × B_4）+（A_5 × B_5）− C｝× 0.014 −（D − E + F + G）］× 0.7455

算式の符号

［同左］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第 349 条の 3 第 9 項、第 11 項、第 18 項、第 21 項、第 22 項、第 25 項、第 30 項及び第 33 項、第 349 条の 3 の 2、第 349 条の 3 の 3、附則第 15 条第 9 項、第 16 項、第 19 項、第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項及び第 42 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 13 条第 9 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第４号。以下「平成 26 年地方税法等改正法」という。）附則第 12 条第 8 項並びに令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第 15 条第 32 項、第 37 項、第 38 項及び第 42 項並びに令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税

条第32項及び第36項に係るものにあつては3分の2、同条第41項に係るものにあつては4分の3として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

［略］

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のもの（令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により法定免税点未満となるものを除く。）の額並びに地方税法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項及び第三十三項並びに附則第十五条第一項、第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十七項及び第三十七項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項及び第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第七条第六項から第八項まで及び第二十五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下「平成二十六年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第七項及び第八項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十七項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第七項、第十一項、第十三項及び第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下「令和五年地方税法等改正法」という。）附則第十六条第四項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項、第二十二項及び第三十七項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十四項本文に係

標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第15条第38項及び令和6年地方税法等改正法附則第20条第6項に係るものにあつては2分の1、地方税法附則第15条第32項及び第37項に係るものにあつては3分の2、同条第42項に係るものにあつては4分の3として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

［同左］

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により法定免税点未満となるものを除く。）の額並びに地方税法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十三項まで、第三十二項及び第三十三項並びに附則第十五条第一項、第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十七項及び第三十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項及び第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第七条第六項から第八項まで及び第二十五項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十八条第十七項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条第七項、第十一項、第十三項及び第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下「令和五年地方税法等改正法」という。）附則第十六条第四項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項及び第二十二項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税

るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項ただし書、第二十二項第二号及び第三号並びに第三十七項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十二項第一号に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項並びに附則第十五条の六、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第十六条の二第十項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項並びに令和七年地方税法等改正法附則第九条第七項及び第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の九の三第一項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の一、同法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七四五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十七項若しくは第四十項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項若しくは第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項若しくは第六項又は令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第四号及び第三十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項並びに令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二項に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十五条第二項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項ただし書、第二十二項第二号及び第三号並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十二項第一号に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項並びに附則第十五条の六、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第十六条の二第十項、第十六条の三第十項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の九の三第一項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の一、同法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七四五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十八項若しくは第四十一項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項若しくは第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項若しくは第七項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項又は令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項若しくは第六項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第四号及び第三十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）及び令和六年地方税法等

条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）及び令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項及び令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては七分の六をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつては同条の規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　［略］

２　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times \{ (B / A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$

Ｂ／Ａに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（Ｂ／Ａ）／αに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛（Ｂ／Ａ）／α｝×βに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α	21,588
β	22,648

３　種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

区分	額

改正法附則第二十条第五項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては七分の六、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　［同上］

２　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times \{ (B / A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$

Ｂ／Ａに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（Ｂ／Ａ）／αに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛（Ｂ／Ａ）／α｝×βに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α	22,573
β	29,234

３　種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七〇を乗じて得た額

区分	額

原動機付自転車	イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。）										一、五〇〇円
	ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの										一、五〇〇
	ハ　二輪のもので総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの										一、五〇〇
	ニ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの										一、八〇〇
	ホ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの										二、七七五
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）										二、七〇〇
	三輪のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								二、三二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								二、九二五
	四輪以上のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								四、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								五、一七五

原動機付自転車	イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ニに掲げるものを除く。）										一、五〇〇円
	ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの										一、五〇〇
	ハ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの										一、八〇〇
	ニ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの										二、七七五
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）										二、七〇〇
	三輪のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								二、三二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								二、九二五
	四輪以上のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								四、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								五、一七五

自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの			五、四〇〇
	平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの			八、一〇〇
貨物用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		二、二五〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		二、八五〇
	自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		三、〇〇〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		三、七五〇
専ら雪上を走行するもの				二、六二五
小型特殊自動車	農耕作業用自動車			一、七二五
	その他のもの			四、四二五
二輪の小型自動車				四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(1,700円×β)×B｝］×0.972

ただし、(7,800円×α)及び(1,700円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(1,700円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、そ

自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの			五、四〇〇
	平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの			八、一〇〇
貨物用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		二、二五〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		二、八五〇
	自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの		三、〇〇〇
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの		三、七五〇
専ら雪上を走行するもの				二、六二五
小型特殊自動車	農耕作業用自動車			一、七二五
	その他のもの			四、四二五
二輪の小型自動車				四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(1,900円×β)×B｝］×0.970

ただし、(7,800円×α)及び(1,900円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(1,900円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、そ

の端数を四捨五入する。
算式の符号
［略］
α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（b／a）×（1／7.827）
ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［略］
β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（d／c）×（1／1.719）
ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［略］
［三　略］
（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）
第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。
算式
（A×B）×4.9140－C
（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。
算式の符号
［略］
B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）
算式
$\sqrt{(a／b)}\times 1.0066$
$\sqrt{(a／b)}$はbが０であるときは０とする。
［略］
（特別土地保有税の基準税額の算定方法）
第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
［一・二　略］
三　遊休土地に対して課する分
次の算式によつて算定した額

の端数を四捨五入する。
算式の符号
［同左］
α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（b／a）×（1／7.806）
ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［同左］
β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（d／c）×（1／1.939）
ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［同左］
［三　同上］
（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）
第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。
算式
（A×B）×4.9140－C
（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。
算式の符号
［同左］
B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）
算式
$\sqrt{(a／b)}\times 0.9723$
$\sqrt{(a／b)}$はbが０であるときは０とする。
［同左］
（特別土地保有税の基準税額の算定方法）
第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
［一・二　同上］
三　遊休土地に対して課する分
次の算式によつて算定した額

算式

［（A × (1.4 ／ 100)）－｛（B × (1.4 ／ 100)）＋C｝－D －（E －F ＋G）］× 0.735

算式の符号

［略］

D　前号の算式の符号中Eに同じ。

［略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・六〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・八〇八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九四六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α × B ／ C）× 0.75

A × α 及び A × α × B ／ C に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　0.074

二　令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 － B

算式の符号

算式

［（A × (1.4 ／ 100)）－｛（B × (1.4 ／ 100)）＋C｝－D －（E －F ＋G）］× 0.735

算式の符号

［同左］

D　前号の算式の符号中Eに同じ

［同左］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・二八五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・九四三を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九六五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α × B ／ C）× 0.75

A × α 及び A × α × B ／ C に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　0.075

二　令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 － B

算式の符号

［略］

B　前年度における令和７年改正前の省令第37条の４の２の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A ＋ B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

a × α × 0.75

算式Ⅰの符号

a　地方税法第72条の115第１項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12月及び３月に交付される地方消費税交付金の額

α　0.986

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

b × β × 0.75

算式Ⅱの符号

b　地方税法第72条の115第２項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12月及び３月に交付される地方消費税交付金の額

β　0.986

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これによ

［同左］

B　前年度における令和６年改正前の省令第37条の４の２の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A ＋ B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

α × 0.5 ×（a ／ b ＋ c ／ d）× 0.75

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口（当該市町村の地方税法第72条の115第１項に規定する人口（ただし、地方税法施行規則附則第３条の２の４の規定の適用を受ける市町村については当該規定による人口とする。）とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

b　当該市町村の属する道府県人口（当該道府県内の区域内の市町村に係る市町村人口の合計数とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第１項に規定する従業者数（ただし、地方税法施行規則附則第３条の２の５の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者とする。）とする。以下この条において同じ。）

d　市町村の属する道府県従業者数（当該道府県内の区域内の市町村に係る市町村従業数の合計数とする。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

β ×（a ／ b）× 0.75

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第72条の115第２項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口

b　市町村の属する道府県人口

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これによ

り難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九五一を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.88101}$

（a／b）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.88101}$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。

［略］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.88101}$

（a／b）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.88101}$ に小数点以下４位未満の端数があるとき

り難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九六一を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.81559}$

（a／b）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.81559}$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。

［同左］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.81559}$

（a／b）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.81559}$ に小数点以下４位未満の端数があると

きは、その端数を四捨五入する。
ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。
［略］
（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）
第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。
一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額
二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額
（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に一・〇二四を乗じて得た額
［二　略］
（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九三七を乗じて得た額とする。
（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三三を乗じて得た額とする。
（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、一一、五九九、九三八千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。
（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税法第二十八条の規定によつて森林環境譲与税が譲与されるべき市町村について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・〇九五を乗じて得た額とする。

第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例

きは、その端数を四捨五入する。
ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。
［同左］
（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）
第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。
一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額
二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額
（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・九八八を乗じて得た額
［二　同上］
（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九五二を乗じて得た額とする。
（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇一一を乗じて得た額とする。
（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、一一、四四〇、〇〇〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。
（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、五七、七〇〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額、五七、七〇〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額及び五七、七〇〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を市町村譲与基準人口によつて按分した額の合算額とする。

第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例

（都道府県に係る控除額の算定方法）

第四十二条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下この条において「低工法」という。）第五条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号。以下この条及び次条において「近畿圏法」という。）第四十七条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号。以下この条及び次条において「首都圏法」という。）第三十三条の二、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号。以下この条及び次条において「中部圏法」という。）第八条、沖縄振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖縄振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖縄振興法改正法」という。）附則第二条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖縄振興法改正法」という。）附則第五条、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この条及び次条において「令和四年沖縄振興法等改正法」という。）附則第八条、半島振興法第十七条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「リゾート法」という。）第九条、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号。以下この条及び次条において「関西学研法」という。）第十一条、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この条及び次条において「多極法」という。）第十四条、過疎地域持続的発展法第二十四条、過疎地域持続的発展法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされた過疎地域自立促進特別措置法（以下この条において「旧過疎法」という。）第三十一条、離島振興法第二十条、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この条及び次条において「地方拠点法」という。）第十二条及び第三十六条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号。以下この条及び次条において「特定農山村法」という。）第十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。次条において「地域未来投資促進法」という。）第二十六条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定（以下「課税免除等の特例規定」と総称する。）によつて都道府県の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

（都道府県に係る控除額の算定方法）

第四十二条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下この条において「低工法」という。）第五条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号。以下この条及び次条において「近畿圏法」という。）第四十七条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号。以下この条及び次条において「首都圏法」という。）第三十三条の二、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号。以下この条及び次条において「中部圏法」という。）第八条、沖縄振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖縄振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖縄振興法改正法」という。）附則第二条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖縄振興法改正法」という。）附則第五条、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この条及び次条において「令和四年沖縄振興法等改正法」という。）附則第八条、半島振興法第十七条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「リゾート法」という。）第九条、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号。以下この条及び次条において「関西学研法」という。）第十一条、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この条及び次条において「多極法」という。）第十四条、過疎地域持続的発展法第二十四条、過疎地域持続的発展法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされた過疎地域自立促進特別措置法（以下この条において「旧過疎法」という。）第三十一条、山村振興法第十四条、離島振興法第二十条、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この条及び次条において「地方拠点法」という。）第十二条及び第三十六条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号。以下この条及び次条において「特定農山村法」という。）第十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。次条において「地域未来投資促進法」という。）第二十六条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定（以下「課税免除等の特例規定」と総称する。）によつて都道府県の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

［一・二　略］

三　固定資産税

第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×0.0105×α＋Ｍ×0.007875×α＋Ｎ×0.00525×α＋Ｏ×（0.0105－Ｐ×0.75）×α＋Ｑ×（0.0105－Ｒ×0.75）×α＋Ｓ×（0.0105－Ｔ×0.75）×α

算式の符号

［略］

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）。ただし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条、半島振興法第17条、リゾート法第９条、関西学研法第11条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の６の規定（以下この条及び次条において「不均一課税の特例規定」と総称する。）の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度に係るものに限る。

［略］

Ｅ　当該都道府県が符号Ｄに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条及び特定農山村法第16条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

［略］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項

［一・二　同上］

三　固定資産税

第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×0.0105×α＋Ｍ×0.007875×α＋Ｎ×0.00525×α＋Ｏ×（0.0105－Ｐ×0.75）×α＋Ｑ×（0.0105－Ｒ×0.75）×α＋Ｓ×（0.0105－Ｔ×0.75）×α

算式の符号

［同左］

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）。ただし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条、半島振興法第17条、リゾート法第９条、関西学研法第11条、多極法第14条、山村振興法第14条、地方拠点法第12条、特定農山村法第16条、ベイエリア法第14条、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の６の規定（以下この条及び次条において「不均一課税の特例規定」と総称する。）の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度に係るものに限る。

［同左］

Ｅ　当該都道府県が符号Ｄに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条及び特定農山村法第16条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

［同左］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項

各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma+AA\times 0.0105\times\delta+AB\times(0.0105-AC\times 0.75)\times\delta$$

算式の符号

［略］

E　当該市町村が符号Dに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

［略］

［11　略］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和七年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から令和六年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A-B)\times\alpha+B$$

各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma+AA\times 0.0105\times\delta+AB\times(0.0105-AC\times 0.75)\times\delta$$

算式の符号

［同左］

E　当該市町村が符号Dに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、山村振興法第 14 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

［同左］

［11　同上］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和六年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から令和五年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A-B)\times\alpha+B$$

（A － B）が負数となるときは０とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から令和６年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［略］

α　当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前９年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前７年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から令和６年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前５年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは８以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和６年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは６以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［２～６　略］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

（A － B）が負数となるときは０とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から令和５年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［同左］

α　当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前９年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前７年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から令和５年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前５年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは８以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和５年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは６以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［２～６　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［略］

2　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

［一～二十七　略］

二十八　減税補塡債

平成十七年度及び平成十八年度における減税補塡債については、当該各年度における当該新市町村に係る第五条第一項の表第四十六号の規定によつて算定した額を当該各年度における合併関係市町村ごとの基準財政収入額の算定方法の特例として基準財政収入額に加算した額の合算額によつて按分するものとする。

［二十九・三十　略］

三十一　国土強靭化施策債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　略］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［略］	［略］
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅱに用い	当該新市町村立の大学に在学する学生数、短期大学に在学する学生数、高等専門学校に在学する学生数、特別支援学校の幼稚部に在

第四十九条　［同上］

2　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

［一～二十七　同上］

二十八　減税補塡債

平成六年度から平成十八年度までの各年度における減税補塡債については、当該各年度における当該新市町村に係る第五条第一項の表第四十六号の規定によつて算定した額を当該各年度における合併関係市町村ごとの基準財政収入額の算定方法の特例として基準財政収入額に加算した額の合算額によつて按分するものとする。

［二十九・三十　同上］

三十一　国土強靭化施策債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　同上］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［同上］	［同上］
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅱに用い	当該新市町村立の大学に在学する学生数、短期大学に在学する学生数、高等専門学校に在学する学生数、特別支援学校の幼稚部に在

る密度		
学する幼児の数、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数、特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数及び特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数を合併関係市町村ごとに分別し、市町村立大学授業料減免対象学生数、市町村立短期大学授業料減免対象学生数、市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数、市町村立大学入学金減免対象学生数、市町村立短期大学入学金減免対象学生数、市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数、市町村立大学支援拡充分対象学生数、市町村立短期大学支援拡充分対象学生数、市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数、市町村立専門学校支援拡充分対象学生数、市町村立体育館空調設備設置小学校数、市町村立武道場空調設備設置中学校数及び市町村立体育館空調設備設置特別支援学校数にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用いて算定する。	［略］	「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度
	［略］	当該新市町村の診療所の数、診療所の病床数、簡易水道等給水人口、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、高料金対策簡易水道資本費、高料金対策簡易水道有収水量、市町村立等病院病床数、市町村立等病院特例病床数、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数、市町村立等病院事業債元利償還金、市町村立等病院事業債同意等額、市町村立大学附属病院事業債元利償還金、市町村立大学附属病院事業債同意等額、市町村病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示等病床数、高料金対策上水道資本費、高料金対策上水道有収水量、独立行政法人水資源機構負担金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額、市町村立看護師等養成所生徒数並びに公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額を合併関係市町村ごとに分別（ただし、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、独立行政法人水資源機構負担金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額及び公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）にあつては、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合においては人口によつて按分）し、当該新市町村の七㈥割軽減保険料軽減者数、七㈥割軽減保険料軽減世帯数、	「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度

る密度		
学する幼児の数、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数、特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数及び特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数を合併関係市町村ごとに分別し、市町村立大学授業料減免対象学生数、市町村立短期大学授業料減免対象学生数、市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数、市町村立大学入学金減免対象学生数、市町村立短期大学入学金減免対象学生数、市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数、市町村立大学支援拡充分対象学生数、市町村立短期大学支援拡充分対象学生数、市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数及び市町村立専門学校支援拡充分対象学生数にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用いて算定する。	［同上］	「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度
	［同上］	当該新市町村の診療所の数、診療所の病床数、簡易水道等給水人口、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、高料金対策簡易水道資本費、高料金対策簡易水道有収水量、市町村立等病院病床数、市町村立等病院特例病床数、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数、市町村立等病院事業債元利償還金、市町村立等病院事業債同意等額、市町村立大学附属病院事業債元利償還金、市町村立大学附属病院事業債同意等額、市町村病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示等病床数、高料金対策上水道資本費、高料金対策上水道有収水量、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額、市町村立看護師等養成所生徒数並びに公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額を合併関係市町村ごとに分別（ただし、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、上水道水資源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額及び公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）にあつては、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にま	

減額した被保険者均等割額計、減額した世帯別平等割額計、一般被保険者世帯等数及び一般被保険者数を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の五㈣割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、五㈣割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数を合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の前年度九月三十日現在一般被保険者数及び前年度九月三十日現在一般被保険者数のうち六十歳以上七十五歳未満の者の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分した数値を用いて算定する。

「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度

当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）を施設の所在地によつて合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村の障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者に限る。）を算定前年度の合併関係市町村の当該数値（平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設入所支援利用者（新体系）、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設訓練等支援費支給決定者数、平成十九年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の知的障害者支援措置人員）によつて按分し、前年度私立保育所等費用額、前年度私立保育所等利用者負担額、前年度私立保育所等在籍人員数、前年度子育てのための施設等利用給付支給額、前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数及び第九条第一項の表市町村の項第十号１算式ア(1)の符号α及び算式ア(2)の符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用い、当該新市町村の公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）、特別利用保育等に係る子どもの数、私立保育所在籍人員数、私立認定こども園在籍人員数、保育所等における障害児受入人員数、障害児保育のための加配職員数、児童数（３歳未満）（非被用者分）、児童数（３歳～小学校）（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳～小学校）（非被用者分）、児童数（

減額した被保険者均等割額計、減額した世帯別平等割額計、一般被保険者世帯等数及び一般被保険者数を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の五㈣割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、五㈣割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数を合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の前年度九月三十日現在一般被保険者数及び前年度九月三十日現在一般被保険者数のうち六十歳以上七十五歳未満の者の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分した数値を用いて算定する。

「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度

当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）を施設の所在地によつて合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村の障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者に限る。）を算定前年度の合併関係市町村の当該数値（平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設入所支援利用者（新体系）、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設訓練等支援費支給決定者数、平成十九年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の知的障害者支援措置人員）によつて按分し、前年度私立保育所等費用額、前年度私立保育所等利用者負担額、前年度私立保育所等在籍人員数、前年度子育てのための施設等利用給付支給額、前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数及び第九条第一項の表市町村の項第十号１算式ア(1)の符号α及び算式ア(2)の符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用い、当該新市町村の公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）、特別利用保育等に係る子どもの数、私立保育所在籍人員数、私立認定こども園在籍人員数、保育所等における障害児受入人員数、障害児保育のための加配職員数、児童数（３歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳～小学校）（被用

		［略］	
中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者分）、児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（高校生）（非被用者分）、児童数（３歳未満）（非被用者分のうち第３子以降分）、児童数（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）、児童数（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）、児童数（３歳未満）（地方公務員分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員分）、児童数（中学校）（地方公務員分）、児童数（高校生）（地方公務員分）、児童数（地方公務員分のうち第３子以降分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分して算出した数値を用いて算定する。	［略］	当該新市町村の外国青年招致人員並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体間との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。	「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅲに用いる密度
者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）、児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分して算出した数値を用いて算定する。	［同上］	当該新市町村の外国青年招致人員並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体間との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。	「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅲに用いる密度

［略］		「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅳ
［同上］	当該新市町村のガバメントクラウド利用業務システム数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。	「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅳ

に用いる密度	

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十四項から第二十三項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる態容補正係数については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［略］	［略］
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするもの に係る普通態容補正Ⅰ係数	当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定するものとする。ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に、当該新市の基準財政需要額から当該新市の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」、「その他の教育費」、「生活保護費」、「社会福祉費」、「保健衛生費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村、「保健衛生費」にあつては保健所設置市、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除して得た額を当該新市に係る合併関係市町村ごとの人口で按分して得た当該合併関係市町村の額（当該合併関係市町村が施行時特例市であつた場合には、当該額から、当該合併関係市町村の基準財政需要額から当該合併関係市町村の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除した額を控除して得た額）と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号の規定の適用がない

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十四項から第二十三項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる態容補正係数については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［同上］	［同上］
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするもの に係る普通態容補正Ⅰ係数	当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定するものとする。ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に、当該新市の基準財政需要額から当該新市の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」、「その他の教育費」、「生活保護費」、「社会福祉費」、「保健衛生費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村、「保健衛生費」にあつては保健所設置市、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除して得た額を当該新市に係る合併関係市町村ごとの人口で按分して得た当該合併関係市町村の額（当該合併関係市町村が施行時特例市であつた場合には、当該額から、当該合併関係市町村の基準財政需要額から当該合併関係市町村の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除した額を控除して得た額）と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号の規定の適用がない

ものとした場合における普通態容補正Ⅰ係数を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・七七四八を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に単位費用を乗じて得た額との合算額を、単位費用で除し、その商（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位で除し、その商（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を〇・七七四八で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

［略］

「消防費」、「道路橋りょう費」のうち道路の延長を測定単位とするもの、「港湾費」のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの及び漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの、「都市計画費」、「公園費」のうち人口を測定単位とするもの、「下水道費」、「その他の土木費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「社会福祉費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とした場合における普通態容補正Ⅰ係数を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・八〇四三を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に単位費用を乗じて得た額との合算額を、単位費用で除し、その商（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位で除し、その商（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を〇・八〇四三で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

［同上］

「消防費」、「道路橋りょう費」のうち道路の延長を測定単位とするもの、「港湾費」のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの及び漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの、「都市計画費」、「公園費」のうち人口を測定単位とするもの、「下水道費」、「その他の土木費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「社会福祉費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位と

当該新市町村の事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額を次の１、２、３及び４に定める規定に基づき合併関係市町村ごとに分別又は按分して第十二条第五項の規定に準じて算定するものとする。この場合において、同項の表市町村の項第六号算式の符号Ｋ、同項第十七号算式Ⅰの符号α並びに同号算式Ⅱの符号α、β、γ、δ及びεについては、当該新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）に係る率をそれぞれ用いることとする。

１　「下水道費」に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額（公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業に係るものに限る。ただし、公共下水道等における処理場、ポンプ場及び管路施設の供用開始後二十五年を経過したものに係る事業で、下水道の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さない事業（以下この号において「更新事業」という。）を除く。）のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併前に当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村に属するものとし、合併した日の属する年度の以後の年度に当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したもの又は合併後に当該新市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該額を算定前年度の環境基本法（平成五年法律第九十

するもの、「清掃費」、「農業行政費」、「林野水産行政費」並びに「地域振興費」に係る事業費補正係数	一号）第十七条の規定により公害防止計画が策定された地域に含まれる合併関係市町村以外の合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。
［五～九　略］	［2～4　略］
［4～6　略］	

（合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法）

第五十条　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。

［一～九の四　略］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の前年度分の基準税額によつて按分した額とする。

［十　略］

［2　略］

するもの、「清掃費」、「農業行政費」、「林野水産行政費」並びに「地域振興費」に係る事業費補正係数	一号）第十七条の規定により公害防止計画が策定された地域に含まれる合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。
［五～九　同上］	［2～4　同上］
［4～6　同上］	

（合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法）

第五十条　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。

［一～九の四　同上］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を市町村譲与基準面積に係る額、市町村譲与基準従業者数に係る額及び市町村譲与基準人口に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数並びに譲与基準人口によつてそれぞれ按分した額の合算額とする。この場合における合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数並びに譲与基準人口については、前条第三項第三号の表「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度の項及び「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度の項の規定を準用する。

［十　同上］

［2　同上］

附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

第三条　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二及び附則第二十一項」とし、「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項、第二十六項及び第三十項」とする。

［２　略］

３　令和七年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［４・５　略］

（特別の地方債の償還費に係る数値の算定方法等）

第四条　［略］

２　法附則第五条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる経費の種類につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する（五百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数金額を千円とする。）。この場合において、組合が起こした次の表の中欄に掲げる地方債に係る元利償還金については、第五条第一項の表第四十号２の規定を準用する。

経費の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　略］	［略］	［略］
三　公害防止事業債償還費	公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れたものを除く。）で旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第五条の規定により総務大臣が指定したもの（昭和六十二年度補正予算債、平成四年度補正予算債、平成五年度補正予算債、平成六年度補正予算債、平成七年度補正予算債、平成八年度補正予算債、平成九年度補正予算債、平成十年度補正予算債、平成十一年度補正予算債、平成十二年度において「平成	千円

附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

第三条　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二及び附則第二十一項」とし、「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項、第二十六項及び第三十項」とする。ただし、令和六年度に限り、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二並びに附則第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十一項及び第三十三項」とする。

［２　同上］

３　令和六年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［４・５　同上］

（特別の地方債の償還費に係る数値の算定方法等）

第四条　［同上］

２　法附則第五条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる経費の種類につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する（五百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数金額を千円とする。）。この場合において、組合が起こした次の表の中欄に掲げる地方債に係る元利償還金については、第五条第一項の表第四十号２の規定を準用する。

経費の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　公害防止事業債償還費	公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れたものを除く。）で旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第五条の規定により総務大臣が指定したもの（昭和六十二年度補正予算債、平成四年度補正予算債、平成五年度補正予算債、平成六年度補正予算債、平成七年度補正予算債、平成八年度補正予算債、平成九年度補正予算債、平成十年度補正予算債、平成十一年度において「平成十一年度国の公共事業等予	千円

十二年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱い等について」（平成十二年七月二十五日付け自治地第百四十五号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）及び「平成十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十二年十二月一日付け自治地第二百十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度補正予算債」という。）、平成十三年度において「平成十三年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて」（平成十三年十一月二十六日付総財地第二百八十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成十三年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて」（平成十四年二月八日付総財地第二十号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十三年度補正予算債」という。）、平成十四年度において「平成十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十五年二月五日付総財地第二十五号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十四年度補正予算債」という。）、平成十六年度において「平成十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十七年二月八日付け総財地第十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度補正予算債」という。）、平成十七年度補正予算債、平成十八年度補正予算債、平成十九年度補正予算債、平成二十年度補正予算債、平成二十一年度補正予算債、平成二十二年度補正予算債、平成二十三年度補正予算債、平成二十四年度補正予算債、平成二十五年度補正予算債、平成二十六年度補正予算債、平成二十七年度補正予算債、平成二十八年度補正予算債、平成二十九年度補正予算債、平成三十年度補正予算債、令和元年度補正予算債、令和二年度補正予算債、令和三年度補正予算債、義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する施設に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、臨時財政特例債、財源対策債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業

備費の使用に係る地方債の取扱いについて（平成十一年九月二十九日付け自治地第百五十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済新生対策等に係る地方債の取扱いについて（平成十一年十二月十四日付け自治地第百九十号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十一年度補正予算債」という。）、平成十二年度において「平成十二年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱い等について」（平成十二年七月二十五日付け自治地第百四十五号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）及び「平成十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十二年十二月一日付け自治地第二百十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度補正予算債」という。）、平成十三年度補正予算債、平成十四年度補正予算債、平成十六年度補正予算債、平成十七年度補正予算債、平成十八年度補正予算債、平成十九年度補正予算債、平成二十年度補正予算債、平成二十一年度補正予算債、平成二十二年度補正予算債、平成二十三年度補正予算債、平成二十四年度補正予算債、平成二十五年度補正予算債、平成二十六年度補正予算債、平成二十七年度補正予算債、平成二十八年度補正予算債、平成二十九年度補正予算債、平成三十年度補正予算債、令和元年度補正予算債、令和二年度補正予算債、令和三年度補正予算債、義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する施設に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、臨時財政特例債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業債」という。）に係る当該年度における元利償還金

［四～八　略］	債」という。）に係る当該年度における元利償還金	［略］
	［略］	

３　新市町村で第四十八条の規定の適用を受けるものについては、前項の規定により算定された「地域改善対策特定事業債等償還費」、「地震対策緊急整備事業債償還費」及び「原子力発電施設等立地地域振興事業債償還費」の測定単位の数値を合併関係市町村に分別（ただし、事業施行区域が二以上の区域にまたがる場合その他の場合においては、当該事業施行区域を含む合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）し、「過疎対策事業債償還費」の測定単位の数値を、合併した日の属する年度の前年度までに同意を得たもの又は合併前に許可を得たものは同意又は許可を得た合併関係市町村に分別し、合併した日の属する年度以後の年度に同意を得たもの又は合併後に許可を得たもので当該新市町村が「過疎地域」（過疎地域持続的発展法第二条第一項に規定する過疎地域及び旧過疎地域自立促進特別措置法第二条に規定する過疎地域をいう。）に該当する場合若しくは全ての合併関係市町村が「みなし過疎地域」（過疎地域持続的発展法第三条第一項及び第二項並びに旧過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項に規定する地域をいう。）に該当する場合においては、当該全ての合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分し、又は一部の合併関係市町村のみがみなし過疎地域に該当する場合においては、当該みなし過疎地域に該当する合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分し、「公害防止事業債償還費」の測定単位の数値を、合併した日の属する年度の前年度までに同意を得たもの又は合併前に許可を得たものは同意又は許可を得た合併関係市町村に分別し、合併した日の属する年度以後の年度に同意を得たもの又は合併後に許可を得たものは、合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債償還費及び合併特例債償還費の測定単位の数値を、事業施行区域により分別（ただし、二以上の区域にまたがる場合は、

［四～八　同上］	［同上］	［同上］

３　新市町村で第四十八条の規定の適用を受けるものについては、前項の規定により算定された「地域改善対策特定事業債等償還費」、「地震対策緊急整備事業債償還費」及び「原子力発電施設等立地地域振興事業債償還費」の測定単位の数値を合併関係市町村に分別（ただし、事業施行区域が二以上の区域にまたがる場合その他の場合においては、当該事業施行区域を含む合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）し、「過疎対策事業債償還費」の測定単位の数値を、合併した日の属する年度の前年度までに同意を得たもの又は合併前に許可を得たものは同意又は許可を得た合併関係市町村に分別し、合併した日の属する年度以後の年度に同意を得たもの又は合併後に許可を得たもので当該新市町村が「過疎地域」（過疎地域持続的発展法第二条第一項に規定する過疎地域及び旧過疎地域自立促進特別措置法第二条に規定する過疎地域をいう。）に該当する場合若しくはすべての合併関係市町村が「みなし過疎地域」（過疎地域持続的発展法第三条第一項及び第二項並びに旧過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項に規定する地域をいう。）に該当する場合においては、当該全ての合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分し、又は一部の合併関係市町村のみがみなし過疎地域に該当する場合においては、当該みなし過疎地域に該当する合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分し、「公害防止事業債償還費」の測定単位の数値を、合併した日の属する年度の前年度までに同意を得たもの又は合併前に許可を得たものは同意又は許可を得た合併関係市町村に分別し、合併した日の属する年度以後の年度に同意を得たもの又は合併後に許可を得たものは、合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債償還費及び合併特例債償還費の測定単位の数値を、事業施行区域により分別（ただし、二以上の区域にまたがる場合

当該事業施行区域を含む合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第五条　令和七年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.6」とする。

［削る］

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和七年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とは、当該事業施行区域を含む合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第五条　令和六年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.7」とする。

（市町村の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和六年度に限り、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$51{,}300\text{円}\times\{(E\times J/I)-F\}+47{,}400\text{円}\times\{(G\times J/I)-H\}$$

$$4{,}420\text{円}\times A\times B\times(C+D-1)$$

（E×J／I）－Fが0.000を下回る場合は0.000とする。

（G×J／I）－Hが0.000を下回る場合は0.000とする。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　段階補正係数

C　密度補正係数Ⅰ

D　密度補正係数Ⅲ

E　学校基本調査規則によつて調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数

F　第５条第１項の表中14の児童数

G　学校基本調査規則によつて調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数

H　第５条第１項の表中18の生徒数

I　当該市町村の令和５年１月１日現在における住民基本台帳登載人口

J　当該市町村の令和６年１月１日現在における住民基本台帳登載人口

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条の二　令和六年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位

するものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・九四八を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和七年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠(2)の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 3}{5}$$

算式の符号

A　令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和６年度分の数と同一の数（ただし、令和６年４月１日以前に存在したものと仮定して令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和６年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［略］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の三　［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和七年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和七年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和七年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

｛（Ｂ×0.675×0.7＋0.3）×5,106,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35＋0.3）×228,000｝／（Ａ×0.750）

Ａ×0.750に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ｂ×0.675、Ｂ×0.675×0.7、Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35及び｛（Ｂ×0.675×0.7＋0.3）×5,106,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×

とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・八四三を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の三　令和六年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠(2)の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 2}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第75号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和６年改正前の省令」という。）第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和５年度分の数と同一の数（ただし、令和５年４月１日以前に存在したものと仮定して令和６年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和５年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［同左］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の四　［同上］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和六年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　令和六年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和六年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

｛（Ｂ×0.683×0.7＋0.3）×5,103,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35＋0.3）×228,000｝／（Ａ×0.553）

Ａ×0.553に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ｂ×0.683、Ｂ×0.683×0.7、Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35及び｛（Ｂ×0.683×0.7＋0.3）×5,103,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×

0.35 + 0.3) × 228,000} ／ (A × 0.750) に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

{（α／β）×100} ×（1／3.5）

{（α／β）× 100} に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

α　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成24年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成24年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

（γ／3）×（1／346,016,000,000）

γ／３に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「３．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の令和元年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,042.04で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和七年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和四年改正前の省令」という。）別表第四(3)の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「地域振興

0.35 + 0.3) × 228,000} ／ (A × 0.553) に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

{（α／β）×100} ×（1／3.5）

{（α／β）× 100} に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

α　内閣府が令和６年３月15日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成23年度から令和２年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和６年３月15日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成23年度から令和２年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

（γ／3）×（1／339,722,000,000）

γ／３に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和６年５月24日に公表した県民経済計算の「３．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の平成30年度から令和２年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,041.99で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和六年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、令和四年改正前の省令の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三

費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ａ＋（Ｂ－Ａ）×0.4

Ｂ－Ａが負数となるときは、（Ｂ－Ａ）は０とする。

［略］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・二一二を乗じて得た額とする。

［２　略］

第十一条の二　令和七年度に限り、令和六年四月二日から令和七年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［略］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×1.175×0.667×0.982）／２

Ａ×1.175、Ａ×1.175×0.667、（Ａ×1.175×0.667×0.982）及び（Ａ×1.175×0.667×0.982）／２に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　令和６年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和5年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和6年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　略］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（90,800円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.989－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ａ＋（Ｂ－Ａ）×0.6

Ｂ－Ａが負数となるときは、（Ｂ－Ａ）は０とする。

［同左］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一八四を乗じて得た額とする。

［２　同上］

第十一条の二　令和六年度に限り、令和五年四月二日から令和六年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［同上］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×1.039×0.667×1.016）／２

Ａ×1.039、Ａ×1.039×0.667、（Ａ×1.039×0.667×1.016）及び（Ａ×1.039×0.667×1.016）／２に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　令和５年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和4年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和5年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　同上］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（81,400円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.988－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

90,800 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800 円×α）×Ａ及び｛（90,800 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.989 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（90,800 円×α）×Ａ＋（90,800 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.989－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

90,800 円×α及び 90,800 円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800 円×α）×Ａ、（90,800 円×α'）×A'及び｛（90,800 円×α）×Ａ＋（90,800 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.989 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

A'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×0.903

算式の符号

c'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［略］

D'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和６年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.232 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

81,400 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（81,400 円×α）×Ａ及び｛（81,400 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.988 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（81,400 円×α）×Ａ＋（81,400 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.988－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

81,400 円×α及び 81,400 円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（81,400 円×α）×Ａ、（81,400 円×α'）×A'及び｛（81,400 円×α）×Ａ＋（81,400 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.988 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

A'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×1.090

算式の符号

c'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［同左］

D'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和５年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.000 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.166 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.037）－（B× 1.037）｝×α× 0.989 ＋（C× 1.145）×α＋（D＋D'）× 0.989 －（E＋E'）× 0.989 －F－G

A× 1.037、B× 1.037、｛（A× 1.037）－（B× 1.037）｝×α、｛（A× 1.037）－（B× 1.037）｝×α× 0.989、C× 1.145、（C× 1.145）×α、（D＋D'）× 0.989 及び（E＋E'）× 0.989 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.02）＋［｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 ＋｛（d＋e）× 140｝］

a× 0.02 及び｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

b　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

d　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

e　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

B　次の算式によつて算定した額

算式

｛（f＋f'）×（2／3）｝＋［｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1］＋｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3

｛（f＋f'）×（2／3）｝、（g＋g'）／ 0.12、｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1、（h＋i）／ 0.4 及び｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3 に整数未満の端数があるときは、その端数を四

［同左］

E'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.071 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.015）－（B× 1.031）｝×α× 0.988 ＋（C× 1.028）×α＋（D＋D'）× 0.988 －E－F

A× 1.015、B× 1.031、｛（A× 1.015）－（B× 1.031）｝×α、｛（A× 1.015）－（B× 1.031）｝×α× 0.988、C× 1.028、（C× 1.028）×α及び（D＋D'）× 0.988 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a× 0.02）＋［｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 ＋｛（d＋e）× 140｝］

a× 0.02 及び｛（b＋c）－ 7,000 ×（d＋e）｝× 0.03 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

b　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

d　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

e　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

B　次の算式によつて算定した額

算式

｛（f＋f'）×（2／3）｝＋［｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1］＋［｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3］＋j＋j'

｛（f＋f'）×（2／3）｝、（g＋g'）／ 0.12、｛（g＋g'）／ 0.12｝× 0.1、（h＋i）／ 0.4 及び｛（h＋i）／ 0.4｝／ 3 に整数未満の端数があるときは、その端数を四

捨五入する。

算式の符号

［略］

ｉ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｆに同じ。

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｊ×ｋ

算式の符号

ｊ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

j1 ≦ 7,000 のとき　j1 × 0.02

7,000 ＜ j1 のとき　（j1 － 7,000）× 0.03 ＋ 140

算式の符号

j1　j2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を j3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

j2　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

j3　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

ｋ　符号 j3 に同じ。

［略］

Ｄ'　前項の算式の符号Ｂ'に同じ。

Ｅ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

Ｅ'　前項の算式の符号Ｄ'に同じ。

Ｆ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

Ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｌ／ｍ）× 1.00023

ｌ／ｍに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｌ　第18条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

捨五入する。

算式の符号

［同左］

ｉ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｆに同じ。

ｊ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

ｊ'　前項の算式の符号Ｄ'に同じ。

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｋ×ｌ

算式の符号

ｋ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

k1 ≦ 7,000 のとき　k1 × 0.02

7,000 ＜ k1 のとき　（k1 － 7,000）× 0.03 ＋ 140

算式の符号

k1　k2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を k3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

k2　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

k3　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

ｌ　符号 k3 に同じ。

［同左］

Ｄ'　前項の算式の符号Ｂ'に同じ。

Ｅ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

Ｆ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｍ／ｎ）× 1.00059

ｍ／ｎに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｍ　第18条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

［削る］

ｍ　第18条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（Ａ×0.00740898）－（Ａ×0.00367984）｝×0.25＋｛（Ａ×0.00388089）－（Ａ×0.00194536）｝×0.25

［略］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和七年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　令和七年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.75＋Ｃ

算式の符号

［略］

Ｃ　令和６年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和七年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

ｎ　第18条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

第十二条の三の二　令和六年度に限り、富山県及び石川県における第十八条第三項第一号の規定の適用については、同号の算式の符号Ｆ及びＧ中「当該年度の５月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（Ａ×0.00715170）－（Ａ×0.00345486）｝×0.25＋｛（Ａ×0.00392651）－（Ａ×0.00189577）｝×0.25

［同左］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和六年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　令和六年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.75＋Ｃ

算式の符号

［同左］

Ｃ　令和５年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和六年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和六年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× 0.75 − C × 0.75 + D｝ − E

算式の符号

［略］

D　令和６年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E　令和７年改正前の省令附則第13条の２第１号の規定により算定した額

三　令和七年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和七年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A + B + C + D + E + F − G）× 0.75 + H

算式の符号

［略］

H　令和６年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× 0.75 − C × 0.75 + D｝ − E

算式の符号

［同左］

D　令和５年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E　令和６年改正前の省令附則第13条の２第１号の規定により算定した額

三　令和六年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和六年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A + B + C + D + E + F − G）× 0.75 + H

算式の符号

［同左］

H　令和５年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和六年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

第十四条の二　削除

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和七年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［略］

Ｂ　令和６年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｃ　前年度における令和７年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

第十四条の四から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛(166,200円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

［五　同上］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　令和六年度に限り、石川県のゴルフ場利用税の基準税額は、第二十二条の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×Ｂ）×52,900円

算式の符号

Ａ　前年の３月１日からその年の２月末日までの施設ごとの延利用者の１日当たりの数（１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（その年の３月31日までに廃止された施設に係る延利用者の１日当たりの数を除く。）として総務大臣が調査した数

Ｂ　1.024

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和六年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［同左］

Ｂ　令和５年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｃ　前年度における令和６年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

第十四条の四から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛(150,100円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.990－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×A及び｛（166,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（166,200円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.991－F－G＋H

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×A、｛（166,200円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（166,200円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×1.023

［略］

［略］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×1.037）－（B×1.037）｝×α×0.991＋（C×1.145）×α＋D×0.991－E－F

A×1.037、B×1.037、｛（A×1.037）－（B×1.037）｝×α、｛（A×1.037）－（B×1.037）｝×α×0.991、C×1.145、（C×1.145）×α及びD×0.991に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a×0.03）＋｛（b－2,000×c）×0.08＋（c×60）｝＋｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1＋（f＋g）×460

（a×0.03）、（b－2,000×c）×0.08及び｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円を

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（150,100円×α）×A及び｛（150,100円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.990に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（150,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.990－F－G＋H

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（150,100円×α）×A、｛（150,100円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（150,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.990に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×1.102

［同左］

［同左］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×1.012）－（B×1.031）｝×α×0.990＋（C×1.028）×α＋D×0.990－E－F

A×1.012、B×1.031、｛（A×1.012）－（B×1.031）｝×α、｛（A×1.012）－（B×1.031）｝×α×0.990、C×1.028、（C×1.028）×α及びD×0.990に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a×0.03）＋｛（b－2,000×c）×0.08＋（c×60）｝＋｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1＋（f＋g）×460

（a×0.03）、（b－2,000×c）×0.08及び｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円を

超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

f　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

g　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

m×n

算式の符号

m　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

m1 ≦ 2,000 のとき　m1 × 0.03

2,000 ＜ m1 ≦ 7,000 のとき　（m1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ m1 のとき　（m1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［略］

m2　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和５年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

m3　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和５年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［略］

［略］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（p／q）× 0.99884

p／q に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［４　略］

超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

f　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

g　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

m×n

算式の符号

m　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

m1 ≦ 2,000 のとき　m1 × 0.03

2,000 ＜ m1 ≦ 7,000 のとき　（m1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ m1 のとき　（m1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［同左］

m2　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

m3　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［同左］

［同左］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（p／q）× 0.99941

p／q に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［４　同上］

［削る］

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \alpha \times 0.25$$

算式の符号

A　地方税法第72条の115第2項の規定により当該市町村に前年度の6月、9月、12月及び3月に交付される地方消費税交付金の額

α　0.986

［2　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和七年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

$$(A + B) \times 0.75 + C$$

算式の符号

［略］

C　令和6年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　略］

第十四条の九の二　令和六年度に限り、富山県内及び石川県内の市町村における第三十一条第三項第一号の規定の適用については、同号の算式の符号F及びG中「当該年度の5月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{a}{b} \times 0.25$$

算式の符号

A　道府県が地方税法第72条の115第2項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額

a　当該市町村人口

b　当該市町村の属する道府県人口

［2　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和六年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

$$(A + B) \times 0.75 + C$$

算式の符号

［同左］

C　令和5年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　同上］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和六年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

2　令和七年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

［削る］

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和七年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五円」とする。

2　令和七年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

3　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する附則第十六条第三項に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から令和六年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度から令和六年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和六年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和五年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

2　令和六年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法の特例）

第十五条の二　令和六年度に限り、石川県に存するゴルフ場に係るゴルフ場利用税交付金の基準額は、第三十七条の五の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額の合計額とする。

算式

$A \times B \times 0.961 \times \alpha$

算式の符号

A　地方税法第103条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた令和６年４月１日現在のゴルフ場に係る１人１日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に192を乗じて得た額

B　総務大臣が調査した前年の３月１日からその年の２月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の３月31日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の１日当たりの数（当該ゴルフ場が２以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　ゴルフ場利用税交付金に係る特例率として総務大臣が通知した数

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和六年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五円」とする。

2　令和六年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

3　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する附則第十六条第三項に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から令和五年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度から令和五年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和五年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又

地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が平成二十九年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の五十四の規定において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項若しくは第十七条の規定又は地方税法第二十二条の二十七、第二十二条の二十八第二項若しくは第二十二条の二十九の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

4　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から令和六年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

［5　略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和七年度に限り、第二十九条中「〇・九七二」とあるのは、「東京都にあつては〇・九七三、その他の道府県にあつては〇・九七二」とする。

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和七年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

［略］

B　令和６年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和７年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和七年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が平成二十九年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の五十四の規定において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項若しくは第十七条の規定又は地方税法第二十二条の二十七、第二十二条の二十八第二項若しくは第二十二条の二十九の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

4　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から令和五年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

［5　同上］

［新設］

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和六年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

［同左］

B　令和５年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和６年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和六年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和七年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額から口に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times 0.75 + B$

算式の符号

A　第37条の４の２第２号算式の符号Aに同じ。

B　令和６年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

２　令和七年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和七年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九七二」とあるのは、「川崎市にあつては〇・九六九、その他の指定都市にあつては〇・九七二」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + \underline{0.1} \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + \underline{0.3}) \times \underline{0.585}$ 0.1×A、0.1×B、0.1×C、0.2×D及び0.2×Eに小数点以下３位未

第十九条の二　令和六年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額から口に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times 0.75 + B$

算式の符号

A　第37条の４の２第２号算式の符号Aに同じ。

B　令和５年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和六年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和六年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和六年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

２　令和六年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和六年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九六八」とあるのは、「川崎市にあつては〇・九七〇、その他の指定都市にあつては〇・九六八」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + \underline{0.2} \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + \underline{0.2}) \times \underline{0.591}$ 0.1×A、0.1×B、0.2×C、0.2×D及び0.2×Eに小数点以下３位未

満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅰ

A ＝－ 0.185 × a ＋ 19.5

算式Ⅰの符号

a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和６年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅱ

B ＝－ 0.185 × b ＋ 18.5

算式Ⅱの符号

b　令和２年から令和６年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 111.11 ×（f ／ e）－ 109.11

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和５年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側

満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅰ

A ＝－ 0.182 × a ＋ 19.2

算式Ⅰの符号

a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和５年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅱ

B ＝－ 0.185 × b ＋ 18.5

算式Ⅱの符号

b　令和元年から令和５年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 111.11 ×（f ／ e）－ 109.11

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和４年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側

「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和５年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

E＝3.17×（h／g）＋0.07

h／gに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和７年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和７年４月22日付け総行デ第25号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもの以外の数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数を加えた数をいう。以下この表において同じ。）

h　令和７年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数を加えた数をいう。ただし、令和３年４月２日以降に導入を開始した人事給与システム、財務会計システム及び文書管理システム以外のもののうち、導入に係る経費を令和３年度補正予算以後に計上したものを除

「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和４年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

E＝3.21×（h／g）＋0.09

h／gに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和６年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和６年４月19日付け総行デ第27号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもの以外の数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数を加えた数をいう。以下この表において同じ。）

h　令和６年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数を加えた数をいう。ただし、令和３年４月２日以降に導入を開始したものうち、導入に係る経費を令和３年度補正予算以後に計上したものを除

	ち、導入に係る経費を令和 3 年度補正予算以後に計上したものを除く。以下この表において同じ。）
市町村	算式 （0.1 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.3）× 0.660 0.1 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅰ A ＝－ 0.185 × a ＋ 19.5 算式Ⅰの符号 a　令和 6 年 4 月 1 日現在におけるラスパイレス指数 B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅱ B ＝－ 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　令和 2 年から令和 6 年までの各年の 4 月 1 日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅳ D ＝ 52.63 ×（f ／ e）－ 50.63 f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅳの符号 e　令和 5 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表

	く。以下この表において同じ。）
市町村	算式 （0.1 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.2 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.2）× 0.672 0.1 × A、0.1 × B、0.2 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅰ A ＝－ 0.182 × a ＋ 19.2 算式Ⅰの符号 a　令和 5 年 4 月 1 日現在におけるラスパイレス指数 B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅱ B ＝－ 0.185 × b ＋ 18.5 算式Ⅱの符号 b　令和元年から令和 5 年までの各年の 4 月 1 日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅳ D ＝ 50.00 ×（f ／ e）－ 48.00 f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅳの符号 e　令和 4 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表

側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和５年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

$E = 3.39 \times (h / g) - 1.39$

h ／ g に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和７年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数

h　令和７年４月１日現在におけるクラウドを導入した数

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times F + 0.1 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.1 \times O) \times \alpha \times 0.276$ 0.1 × F、0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N 及び 0.1 × O に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ $F = 108.40 \times \{ (j - i) / i \} \times (1 / 11) + 0.80$

側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和４年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

$E = 3.25 \times (h / g) - 1.25$

h ／ g に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和６年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数

h　令和６年４月１日現在におけるクラウドを導入した数

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times F + 0.1 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.1 \times O) \times \alpha \times 0.276$ 0.1 × F、0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N 及び 0.1 × O に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ $F = 111.11 \times \{ (j - i) / i \} \times (1 / 10) + 1.04$

｛（j － i）／i｝×（1／11）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［略］

j　令和３年から令和５年までの各年における第一次産業産出額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅱ

G＝104.99×｛（l － k）／k｝×（1／10）＋0.07

｛（l － k）／k｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［略］

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅷ

M＝341.88×｛（z － y）／y｝×（1／9）＋0.23

｛（z － y）／y｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

N＝370.37×｛（ab － aa）／aa｝×（1／9）＋3.93

｛（ab － aa）／aa｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

｛（j － i）／i｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［同左］

j　令和２年から令和４年までの各年における第一次産業産出額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅱ

G＝104.17×｛（l － k）／k｝×（1／9）＋0.44

｛（l － k）／k｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［同左］

l　工業統計調査規則によつて公表された令和元年における製造品出荷額、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額及び経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅷ

M＝341.88×｛（z － y）／y｝×（1／9）－1.58

｛（z － y）／y｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

N＝370.37×｛（ab － aa）／aa｝×（1／9）＋4.56

｛（ab － aa）／aa｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

	［略］ ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式X O＝272.11×｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）－1.11 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和 6 年に内閣府が公表した平成 23 年度及び平成 24 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和 6 年に内閣府が公表した令和 2 年度及び令和 3 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.330 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M 及び 0.1×N に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ F＝47.62×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.19 ｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］ G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

	［同左］ ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。 O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式X O＝251.57×｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）－1.28 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和 5 年に内閣府が公表した平成 23 年度及び平成 24 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和 5 年に内閣府が公表した令和元年度及び令和 2 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.329 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M 及び 0.1×N に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ F＝48.31×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.20 ｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］ G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

G＝20.14×｛（l－k）／k｝×（1／10）＋1.36

｛（l－k）／k｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［略］

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が３を超える場合には、３とする。）

［略］

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合には、３とする。）

［略］

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が３を超える場合には、３とする。）

［略］

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅶ

L＝84.75×｛（v－u）／u｝×（1／9）＋γ

｛（v－u）／u｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

［略］

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては0.67とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては1.32とし、町村にあつては1.75とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅷ

M＝106.38×｛（x－w）／w｝×（1／9）＋δ

算式Ⅱ

G＝21.74×｛（l－k）／k｝×（1／9）＋1.41

｛（l－k）／k｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［同左］

l　工業統計調査規則によつて公表された令和元年における製造品出荷額、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額及び経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

［同左］

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

［同左］

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

［同左］

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅶ

L＝84.75×｛（v－u）／u｝×（1／9）＋γ

｛（v－u）／u｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

［同左］

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては、0.67とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては1.32とし、町村にあつては1.75とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅷ

M＝106.38×｛（x－w）／w｝×（1／9）＋δ

	{（x － w）／w} ×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［略］ x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.66 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 2.38 とし、町村にあつては 2.70 とする。 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅸ N ＝ 61.73 ×｛（z － y）／y} ×（1 ／ 11）＋ 0.83 {（z － y）／y} ×（1 ／ 11）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 y　平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「1 ． 地方税」、表頭「決算額」欄の数を当該年度の 3 月 31 日現在（ただし、平成 25 年度以降においては 1 月 1 日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） z　令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］

［８～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

	{（x － w）／w} ×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［同左］ x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。 δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.66 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 2.38 とし、町村にあつては 2.70 とする。 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅸ N ＝ 60.06 ×｛（z － y）／y} ×（1 ／ 10）＋ 0.92 {（z － y）／y} ×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 y　平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「1 ． 地方税」、表頭「決算額」の数を当該年度の 3 月 31 日現在（ただし、平成 25 年度以降においては 1 月 1 日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） z　令和 2 年度から令和 4 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］

［８～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.639 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ G　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ H　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］
市町村	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.608 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合に

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.626 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ G　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ H　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］
市町村	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.614 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合に

	は、3 とする。） ［略］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ ［略］ F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ G　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ H　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合又は i が 0 の場合には、3 とする。） ［略］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.344 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数

	は 3 とする。） ［同左］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ ［同左］ F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ G　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ H　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合又は i が 0 の場合には 3 とする。） ［同左］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.345 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数

があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅰ

$J = \underline{1.32} \times (k - j) + \underline{11.63}$

算式Ⅰの符号

［略］

k　令和４年から令和６年までの各年における人口増減率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）。ただし、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては、１とする。

算式Ⅱ

$K = -\underline{3.29} \times (m - l) - \underline{0.01}$

算式Ⅱの符号

［略］

m　令和４年から令和６年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第２表　移動前の住所地，男女別都道府県間移動者数」の表頭が当該都道府県の総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が東京圏総数の欄の数から、表頭が東京圏総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が当該都道府県の欄の数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅲ

$L = \underline{38.02} \times (o - n) - \underline{0.39}$

算式Ⅲの符号

［略］

o　令和４年から令和６年までの各年における自団体内進学率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅰ

$J = \underline{1.45} \times (k - j) + \underline{11.49}$

算式Ⅰの符号

［同左］

k　令和３年から令和５年までの各年における人口増減率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）。ただし、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては、１とする。

算式Ⅱ

$K = -\underline{3.13} \times (m - l) - \underline{0.46}$

算式Ⅱの符号

［同左］

m　令和３年から令和５年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第２表　移動前の住所地，男女別都道府県間移動者数」の表頭が当該都道府県の総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が東京圏総数の欄の数から、表頭が東京圏総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が当該都道府県の欄の数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅲ

$L = \underline{40.24} \times (o - n) - \underline{0.51}$

算式Ⅲの符号

［同左］

o　令和３年から令和５年までの各年における自団体内進学率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

$M = 17.45 \times (q - p) + 0.39$

算式Ⅳの符号

［略］

q　令和 3 年から令和 5 年までの各年における自団体内就職者割合の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

$N = 298.51 \times (s - r) + 8.28$

算式Ⅴの符号

［略］

s　令和 5 年 1 月 1 日現在、令和 6 年 1 月 1 日現在及び令和 7 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には、3 とする。）

算式Ⅵ

$O = \{11.72 \times (u - t) + 1.05\} + (3.58 \times u - 3.99)$

$\{11.72 \times (u - t) + 1.05\}$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、$(3.58 \times u - 3.99)$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅵの符号

［略］

u　人口動態統計における令和 3 年から令和 5 年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には、3 とする。）

［略］

Q　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には、3

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

$M = 19.34 \times (q - p) + 0.68$

算式Ⅳの符号

［同左］

q　令和 2 年から令和 4 年までの各年における自団体内就職者割合の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

$N = 303.03 \times (s - r) + 7.76$

算式Ⅴの符号

［同左］

s　令和 4 年 1 月 1 日現在、令和 5 年 1 月 1 日現在及び令和 6 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅵ

$O = \{12.09 \times (u - t) + 0.54\} + (4.42 \times u - 5.23)$

$\{12.09 \times (u - t) + 0.54\}$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とし、$(4.42 \times u - 5.23)$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

算式Ⅵの符号

［同左］

u　人口動態統計における令和 2 年から令和 4 年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

［同左］

Q　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とす

	とする。） ［略］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和 4 年度から令和 6 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.51 以上となる場合は 1.000 とする。 ［略］	る。） ［同左］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。 ［同左］
市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.333 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ J ＝ 0.29 ×（k − j）＋ γ 算式Ⅰの符号 ［略］ k　令和 4 年から令和 6 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.13 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 3.62 とし、町村にあつては 3.90 とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅱ K ＝ 0.26 ×（m − l）＋ 2.14 算式Ⅱの符号 ［略］	市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.328 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ J ＝ 0.31 ×（k − j）＋ γ 算式Ⅰの符号 ［同左］ k　令和 3 年から令和 5 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.12 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 3.43 とし、町村にあつては 3.67 とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅱ K ＝ 0.27 ×（m − l）＋ 2.16 算式Ⅱの符号 ［同左］

m　令和 4 年から令和 6 年までの各年における転入者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

L ＝－ 0.31 ×（o － n）－ 0.26

算式Ⅲの符号

［略］

o　令和 4 年から令和 6 年までの各年における転出者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 121.21 ×（q － p）＋ δ

算式Ⅳの符号

［略］

q　令和 5 年 1 月 1 日現在、令和 6 年 1 月 1 日現在及び令和 7 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.57 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 4.33 とし、町村にあつては 4.37 とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅴ

N ＝｛0.14 ×（s － r）＋ 1.64｝＋（0.15 × s － 4.29）

｛0.14 ×（s － r）＋ 1.64｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、（0.15 × s － 4.29）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅴの符号

［略］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和 5 年 1 月 1 日現在における

m　令和 3 年から令和 5 年までの各年における転入者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

L ＝－ 0.33 ×（o － n）－ 0.29

算式Ⅲの符号

［同左］

o　令和 3 年から令和 5 年までの各年における転出者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 122.70 ×（q － p）＋ δ

算式Ⅳの符号

［同左］

q　令和 4 年 1 月 1 日現在、令和 5 年 1 月 1 日現在及び令和 6 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.33 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 4.12 とし、町村にあつては 4.18 とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅴ

N ＝｛0.14 ×（s － r）＋ 1.47｝＋（0.15 × s － 4.47）

｛0.14 ×（s － r）＋ 1.47｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とし、（0.15 × s － 4.47）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

算式Ⅴの符号

［同左］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和 4 年 1 月 1 日現在におけ

る出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.555 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.816 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.611 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.367 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.011 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和６年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.522 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.033 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.830 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.627 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.388 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.012 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和７年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.522 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.033 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.830 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その

る出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.059 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.605 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.103 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.790 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.605 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.362 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.010 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和５年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.555 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.816 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.611 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.367 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.011 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和６年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.555 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.816 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その

端数を四捨五入する。）、35歳から39歳までの女性人口に1.627を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40歳から44歳までの女性人口に0.388を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.012を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が3を超える場合には、3とする。）

［略］

P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が3を超える場合には、3とする。）

［略］

［8～11　略］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　［略］

［2～4　略］

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times 1.035 + (0.5 \times E) \times \frac{0.769}{0.2 \times A、0.1 \times B、0.1 \times C、0.1 \times D 及び 0.5 \times E}$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

端数を四捨五入する。）、35歳から39歳までの女性人口に1.611を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40歳から44歳までの女性人口に0.367を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.011を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

［同左］

P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

［同左］

［8～11　同上］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　［同上］

［2～4　同上］

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times 1.035 + (0.5 \times E) \times \frac{0.770}{0.2 \times A、0.1 \times B、0.1 \times C、0.1 \times D 及び 0.5 \times E}$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類	
	算式の符号 ［略］ B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ ［略］
市町村	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.010 ＋（0.5 × E）× 0.663 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） ［略］ ［略］

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類	
	算式の符号 ［同左］ B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ ［同左］
市町村	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.009 ＋（0.5 × E）× 0.664 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） ［同左］ ［同左］

につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $\frac{A+B}{}$ 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ （b × 3,277.949）／ a 算式Ⅰの符号 a　測定単位の数値 b　当該都道府県において定員管理調査によつて令和７年度分として総務省に報告された「別表３　中長期派遣可能な技術職員数等に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援業務に従事する技術職員数,中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数」の欄の数値 B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ （d × 4,065.641）／ c 算式Ⅱの符号 c　測定単位の数値 d　当該都道府県が「令和７年度市町村の DX 支援を行う都道府県の常勤職員人数調について（照会）」（令和７年３月31日付け総行情第37号総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長通知）に基づいて報告されたその年の４月１日現在の職員の数

［７～10　略］

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　［略］

［２～４　略］

［削る］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $\frac{(B \times 3,162.051)}{A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　当該都道府県において定員管理調査によつて令和６年度分として総務省に報告された「別表３　中長期派遣可能な技術職員数等に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援業務に従事する技術職員数,中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数」の欄の数値

［７～10　同上］

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　［同上］

［２～４　同上］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、経常態容補正Ⅰ及び経常態容補正Ⅱとする。

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A + 0.5 × B)× 0.955 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 + a2 + a3 + a4）／ a5｝／ 0.340 （a1 + a2 + a3 + a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の 65 歳以上人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和 6 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和 6 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和 6 年 3 月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a5　当該都道府県の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A + 0.5 × B)× 0.955 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 + a2 + a3 + a4）／ a5｝／ 0.340 （a1 + a2 + a3 + a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の 65 歳以上人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和５年３月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和５年３月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和５年３月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a5　当該都道府県の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

	算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04087 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.04087 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。 ［略］	算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04087 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.04087 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。 ［同左］
市町村	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B)×α× 0.856 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が 6 を超える場合には 6 とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.340 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［略］ a2　令和 6 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a3　令和 6 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a4　令和 6 年 3 月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に	市町村	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B)×α× 0.803 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が 6 を超える場合には 6 とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.340 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［同左］ a2　令和５年３月 31 日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a3　令和５年３月 31 日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a4　令和５年３月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に

	関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 ［略］ ［略］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和４年度から令和６年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合には、1.000とする。） ［略］

［削る］

	関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 ［同左］ ［同左］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和３年度から令和５年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.48以上となる場合は1.000とする。） ［同左］

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
市町村	算式 （C × 6.0815 － 4.1067）× 0.988 C × 6.0815 － 4.1067及び（C × 6.0815 － 4.1067）× 0.988に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、C × 6.0815 － 4.1067が0.500に満たない場合には0.500とする。 算式の符号 C　次の算式によつて算定した数（当該数に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ C ＝ c1 ／ c2 算式Ⅰの符号 c1　「マイナンバーカード保有枚数（令和６年５月31日時点）について」（令和６年６月４日付け総行マ第69号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知された令和６年５月31日時点の当該市町村における個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））第２条第７項に規定する個人番号

6‖　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項にて算出した段階補正係数及び前項にて算出した経常態容補正係数を連乗した率による。

7‖　［略］

8‖　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

9‖　［略］

［削る］

	カードをいう。）の保有枚数 c2　前項の表市町村の項の算式の符号Aの算式Iの符号a5に同じ。

8‖　前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項にて算出した段階補正係数及び第六項にて算出した経常態容補正Ⅰ係数を連乗した率に前項にて算出した経常態容補正Ⅱ係数を加えた率による。

9‖　［同上］

10‖　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

11‖　［同上］

（「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号。以下この条、次条及び第十九条の十四の七において「令和六年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1\times A+0.1\times B+0.1\times C+0.3\times D+0.1\times E+0.1\times F+0.2)\times 1.$

10044

0.1×Ａ、0.1×Ｂ、0.1×Ｃ、0.3×Ｄ、0.1×Ｅ及び0.1×Ｆに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅰ

Ａ＝6,990,377／a

算式Ⅰの符号

a　一人当たり各産業の売上高（令和２年から令和４年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を３で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口とする。以下この表において同じ。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

Ｂ　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

b≧０のときＢ＝－0.06×b＋0.1

b＜０のときＢ＝－0.12×b＋0.1

算式Ⅱの符号

b　令和３年から令和５年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数の合計数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数

（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

C＝c／0.04087

算式Ⅲの符号

c　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

D＝d／0.115

算式Ⅳの符号

d　令和６年１月１日現在における年少者人口比率（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅴ

E＝e／0.280

算式Ⅴの符号

e　65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中８に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した65歳以上人口とする。以下この表において同じ。）を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅵ

F＝｛（f1＋f2＋f3）／f4｝／0.060

（f1＋f2＋f3）／f4に小数点以下３位未満の端数があるときは、そ

	の端数を四捨五入する。 算式Ⅵの符号 f1　令和５年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数 f2　令和５年３月31日現在において療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 f3　令和５年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 f4　人口
市町村	算式 （0.1×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.3×Ｄ＋0.1×Ｅ＋0.1×Ｆ＋0.2）×1.12608 0.1×Ａ、0.1×Ｂ、0.1×Ｃ、0.3×Ｄ、0.1×Ｅ及び0.1×Ｆに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ Ａ＝6,803,804／a 算式Ⅰの符号 a　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円

未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち１億円以上２億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち２億円以上３億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち３億円以上５億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち５億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

b≧０のときＢ＝－0.01×b＋0.1

b＜０のときＢ＝－0.06×b＋0.1

算式Ⅱの符号

b　令和３年から令和５年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

Ｃ＝c／0.04086

算式Ⅲの符号

c　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

Ｄ＝d／0.115

算式Ⅳの符号

d　令和６年１月１日現在における年少者人口比率（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅴ

Ｅ＝e／0.280

算式Ⅴの符号

e　65歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅵ

Ｆ＝｛（f1＋f2＋f3）／f4｝／0.059

（f1＋f2＋f3）／f4に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

f1　令和５年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数

f2　令和５年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつ

	で療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数
	f3　令和５年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数
	f4　人口

６　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項の規定により算定した段階補正係数及び前項の規定により算定した経常態容補正係数を連乗した率による。

７　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

８　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

９　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の五第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「給与改定費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「給与改定費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

２　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

３　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「給与改定費」に係る補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び寒冷補正とする。

４　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第

［削る］

十二の六に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が三・六〇九を超えるときは、三・六〇九とする。

5　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき、都道府県の「給与改定費」に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に附則別表第十二の七に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	地域区分
指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市を包括する都道府県	指定都市の区域
	児童相談所設置中核市の区域
	その他の中核市の区域
	特別区及び保健所設置市の区域
	その他の区域

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度によるものとする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［ {104.343×（B＋C＋D）×（α＋β）｝＋｛168.534×（E＋F）×（γ＋δ）｝＋｛170.778×G×（γ＋δ）｝］／（1.77×A） ｛104.343×（B＋C＋D）×（α＋β）｝＋｛168.534×（E＋F）×（γ＋δ）｝＋｛170.778×G×（γ＋δ）｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　第５条第１項の表中13の小学校の教職員数 C　第５条第１項の表中17の中学校の教職員数

	Ｄ　第11条の２第２項の算式の符号Ａの数 Ｅ　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数 Ｆ　第11条の２第２項の算式の符号Ｂの数 Ｇ　第５条第１項の表中３の警察職員数 α　当該都道府県の区域内の市町村（指定都市を除く。以下この表の都道府県の項の算式の符号α及びβにおいて同じ。）の地域手当の級地につき附則別表第12の８（１）に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口（指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の人口を控除した人口）で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第１号の規定による地域区分につき附則別表第12の８（２）に定める率を当該区域内の第14条第１号の規定による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口（指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の人口を控除した人口）で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の８（１）に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） δ　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第１号の規定による地域区分につき附則別表第12の８（２）に定める率を当該区域内の第14条第１号の規定による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［｛69.562×（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×（α＋β）｝＋｛112.356×（Ｅ＋Ｆ）×（α＋β）｝］／Ａ ｛69.562×（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×（α＋β）｝＋｛112.356×（Ｅ＋Ｆ）×

（$\alpha+\beta$）｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　第10条第18項の算式の符号Ｂの算式の符号b_iの数

C　第10条第18項の算式の符号Ｃの算式の符号c_iの数

D　第10条第18項の算式の符号Ｄの算式の符号d_iの数

E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数

F　第10条第18項の算式の符号Ｄの算式の符号d_2の数

α　当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の９（１）に定める率

β　当該市町村の第14条第１号に定める地域区分につき附則別表第12の９（２）に定める率

７　第三項の規定に基づいて行う都道府県の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十⑴に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱに用いる密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・六六二を控除した数に一を加えた率とする。

８　第三項の規定に基づいて行う市町村の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十⑵に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率（当該率が一・三八八を超えるときは、一・三八八とする。）とし、密度補正Ⅱに用いる市町村の密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

９　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市並びにその他の市町村の区域に係る人口に附則別表第十二の七に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

10　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十一⑴に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

11　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、法令に基づく行政権能等の差による地域区分に応じ、指定都市にあつては一・〇八二、児童相談所設置中核市にあつては一・〇七三、その他の中核市にあつては一・〇六一、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）にあつては一・〇五四、施行時特例市（地域保健法施行令

［削る］

第一条に定める市を除く。）にあつては一・〇一二、特別区にあつては一・〇五二、保健所設置市（施行時特例市を除く。）にあつては一・〇五一、建築主事設置市にあつては一・〇〇九、限定特定行政庁設置市町村にあつては一・〇〇五、その他の市町村にあつては一・〇〇〇とする。

12　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十一⑵に定める率とする。

13　第三項の規定に基づいて行う都道府県の寒冷補正に用いる寒冷補正係数は、当該都道府県の区域内の市町村の第十四条第一号の規定による地域区分につき附則別表第十二の十二⑴に定める率を当該区域内の第十四条第一号の規定による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

14　第三項の規定に基づいて行う市町村の寒冷補正に用いる寒冷補正係数は、当該市町村の第十四条第一号に定める地域区分につき附則別表第十二の十二⑵に定める率とする。

15　第四項から前項までの規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる補正係数の連乗又は加算の方法により算定した率による。

地方団体の種類	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋（密度補正Ⅱ係数－１）
市町村	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋（密度補正Ⅱ係数－１）

16　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

17　新市町村の段階補正、密度補正、普通態容補正及び寒冷補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、密度補正Ⅰ係数、密度補正Ⅱ係数、普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数及び寒冷補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

18　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第十六項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十五項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の七　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表

の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 平成十七年度臨時財政対策債 (2) 平成十八年度臨時財政対策債 (3) 平成十九年度臨時財政対策債 (4) 平成二十年度臨時財政対策債 (5) 平成二十一年度臨時財政対策債 (6) 平成二十二年度臨時財政対策債 (7) 平成二十三年度臨時財政対策債 (8) 平成二十四年度臨時財政対策債 (9) 平成二十五年度臨時財政対策債 (10) 平成二十六年度臨時財政対策債 (11) 平成二十七年度臨時財政対策債 (12) 平成二十八年度臨時財政対策債 (13) 平成二十九年度臨時財政対策債 (14) 平成三十年度臨時財政対策債 (15) 令和元年度臨時財政対策債 (16) 令和二年度臨時財政対策債 (17) 令和三年度臨時財政対策債 (18) 令和四年度臨時財政対策債 (19) 令和五年度臨時財政対策債 (20) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和六年度臨時財政対策債」という。）	千円

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う種別補正に用いる法第十三条第二項の規定による率は、附則別表第十二の十三に定めるところによるものとする。

5　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。令和六年度臨時財政対策債に係る分別又は按分についても同様とする。

［削る］

［削る］

6　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の七第五項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項の規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十五　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と令和六年改正前の省令附則第十九条の十四の六第五項の規定によつて分別又は按分（あんぶん）した測定単位の数値に当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（令和六年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第六項及び第七項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第六項及び第八項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三(1)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇二五三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五一四二六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

一　令和五年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　令和四年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　令和三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　令和二年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交

付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　令和元年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

2　二千三百九十九億三千五百五十万四千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　各市町村の法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇二五一を乗じて得た率（当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四六四一五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

4　二千百四十四億八千七百七十九万九千円と各市町村について前項の規定により算定した額（合併市町村（第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。）にあつては、次項の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5　合併市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

A－B≧０の場合　C

A－B＜０の場合　D

算式の符号

A　当該合併市町村に係る法第10条第3項本文の規定により令和6年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B　当該合併市町村に係る法第10条第3項本文の規定により令和6年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

C　当該合併市町村に係る合併関係市町村（第48条第1項に規定する合併関係市町村をい

う。以下同じ。）ごとに次項から第８項までの規定によつて算定した法附則第６条の３第１項第２号の額の合算額

Ｄ　当該合併市町村について前２項の規定によつて算定した額

６　合併関係市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第八項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に附則別表第十三㊂のＡに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（当該数が、補正指数について、一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇二五一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四六四一五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

７　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第十項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分（あんぶん）した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

$$(A-B)\times\alpha+B$$

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

α　第48条第１項の算式の符号αに同じ。

８　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（令和五年四月二日から令和六年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、令和四年四月二日から令和五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、令和三年四月二日から令和四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、令和二年四月二日から令和三年四月一日ま

でに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、令和元年四月二日から令和二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　令和五年度における令和六年改正前の省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を令和六年改正前の省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における令和六年改正前の省令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項、附則第十九条の十四の四第九項、附則第十九条の十四の五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた令和六年改正前の省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　令和四年度における令和五年改正前の省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を令和五年改正前の省令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における令和五年改正前の省令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項、附則第十九条の十四の四第九項、附則第十九条の十四の五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた令和五年改正前の省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　令和三年度における令和四年改正前の省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を令和四年改正前の省令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における令和四年改正前の省令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項、附則第十九条の十四の四第九項、附則第十九条の十四の五第九項、附則第十九条の十四の六第四項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた令和四年改正前の省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　令和二年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和三年総務省令第七十六号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　令和元年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて

算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

9　令和六年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の3の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

10　令和六年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項、第十九条の十四の五第九項、第十九条の十四の六第十八項、第十九条の十四の七第六項及び第十九条の十五の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

二　都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　特別区控除前財源不足額

三　都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

四　都控除前財源不足額が零を下回り、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和七年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［２　略］

３　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.1} + 1] + \{(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{1.96})\} + G$

Ｂ／Ｃが7.50を超えるときは7.50とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは０とし、$\{(D - C) / C\} \times \underline{0.1}$、Ｅ×70、Ｆ×650、$C \times \underline{1.96}$及び$(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{1.96})$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$C \times \underline{1.96}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和七年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第十一号、第十四号、第十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　略］	［略］	［略］	［略］
三　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、	小学校の児童数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市	人

源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［２　同上］

３　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.3} + 1] + \{(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{1.74})\} + G$

Ｂ／Ｃが7.50を超えるときは7.50とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは０とし、$\{(D - C) / C\} \times \underline{0.3}$、Ｅ×70、Ｆ×650、$C \times \underline{1.74}$及び$(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{1.74})$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$C \times \underline{1.74}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第十一号、第十四号、第十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
三　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、	小学校の児童数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市	人

双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
四　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	小学校の児童数	町村立の小学校に在学する児童数に、当該市町村の令和七年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）
五　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡	中学校の生徒数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数に、当該市町村の令和七年一月一日現在におけ

人	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中六の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十四の児童数を控除して得た数に〇・一を乗じた数を同項の表中十四の児童数に加えて得た数（当該数が同項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）	
人		

双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
四　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	小学校の児童数	町村立の小学校に在学する児童数に、当該市町村の令和六年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）
五　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡	中学校の生徒数	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数に、当該市町村の令和六年一月一日現在におけ

人	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中六の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十四の児童数を控除して得た数に〇・三を乗じた数を同項の表中十四の児童数に加えて得た数（当該数が同項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）	
人		

町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村			
る住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	六　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	中学校の生徒数	［略］
	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中七の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十八の生徒数を控除して得た数に〇・一を乗じた数を同項の表中十八の生徒数に加えて得た数（当該数が同項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	人	［略］

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の

［七～十五　略］

町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村			
る住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	六　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町	中学校の生徒数	［同上］
	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中七の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十八の生徒数を控除して得た数に〇・三を乗じた数を同項の表中十八の生徒数に加えて得た数（当該数が同項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	人	［同上］

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の

［七～十五　同上］

端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$経常態容補正係数 = \frac{B \times \alpha \times C - A}{A}$$

算式の符号

A　福島県の測定単位の種別ごとの数値に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数値を合計した数値

［略］

C　福島県の令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

α　福島県の測定単位の種別ごとの数値に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数値を合計した数値を測定単位の数値で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～五　略］

六　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡三内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

［略］

D　当該市町村の令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

［七～十二　略］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{35.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{35.5}$

$(B-A)、(B-A)/A-0.100\times B/A、(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{35.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{35.5}$ が負数となるときは、それぞれ０とする。

端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$経常態容補正係数 = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

［同左］

C　福島県の令和６年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～五　同上］

六　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡三内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

［同左］

D　当該市町村の令和６年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

［七～十二　同上］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{38.0}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{38.0}$

$(B-A)、(B-A)/A-0.100\times B/A、(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{38.0}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{38.0}$ が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが3.220を超えるときは3.220とする。

βが3.220を超えるときは3.220とする。

［略］

十四　第一項第一号の表第三項又は第四項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「466×A」とあるのは「466×A（附則第21条第1項第1号の表中三又は四の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇四五」とあるのは「一、四九六、〇〇〇を六三〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項又は第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、五二、四〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十五　第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.206×A」とあるのは「1.206×A（附則第21条第1項第1号の表中五又は六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・〇八五」とあるのは「二、四五八、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四八、〇〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

［2～6　略］

（令和七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の四に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」

αが3.315を超えるときは3.315とする。

βが3.315を超えるときは3.315とする。

［同左］

十四　第一項第一号の表第三項又は第四項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「468×A」とあるのは「468×A（附則第21条第1項第1号の表中三又は四の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇四七」とあるのは「一、五三九、〇〇〇を六四五で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項又は第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、五一、三〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十五　第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.247×A」とあるのは「1.247×A（附則第21条第1項第1号の表中五又は六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・〇八九」とあるのは「二、五二七、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四七、四〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

［2～6　同上］

（令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の四に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」

という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この条において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この条において「令和七年所得税法等改正法」という。）の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

一　個人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　個人の行う事業に対する事業税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　法人の行う事業に対する事業税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

五　不動産取得税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

六　固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

七　特別法人事業譲与税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する令和七年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成

という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この条において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

一　個人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　個人の行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　法人の行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

五　不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

六　固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

七　特別法人事業譲与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する令和六年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成

二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　法人事業税交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和七年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び法人事業税交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の四の二の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和六年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の四の二の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.261
守口市	2.923
武蔵野市	2.287
芦屋市	0.423

［略］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.049
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.027
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.136
大阪市	0.049
堺市	0.032
神戸市	0.006
岡山市	0.018
熊本市	0.077

附則別表第十二の四

［(1)　略］

(2)　市町村分の「地域デジタル社会推進費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の四関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.68
250,000人を超え400,000人までの数	0.60
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.47
1,000,000人を超える数	0.47
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.20
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.20
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.25
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.23
同上92,000人を超え96,000人までの数	−0.32
同上96,000人を超える数	−1.41

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.221
守口市	2.980
武蔵野市	2.276
芦屋市	0.481

［同左］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.050
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.028
静岡市	0.012
浜松市	0.023
名古屋市	0.139
大阪市	0.050
堺市	0.033
神戸市	0.007
岡山市	0.018
熊本市	0.079

附則別表第十二の四

［(1)　同左］

(2)　市町村分の「地域デジタル社会推進費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の四関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.63
250,000人を超え400,000人までの数	0.57
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.44
1,000,000人を超える数	0.43
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.25
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.28
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.30
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.29
同上92,000人を超え96,000人までの数	−0.22
同上96,000人を超える数	−1.25

［削る］

［削る］

附則別表第十二の五

⑴　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.37
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.49
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.61
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.66
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.56
6,000,000人を超える数	0.49
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.82
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.80
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.81
同上900,000人を超える数	0.76

⑵　市町村分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.73
250,000人を超え400,000人までの数	0.68
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.54
1,000,000人を超える数	0.54
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.12
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.16
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.17
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.11
同上92,000人を超え96,000人までの数	－0.40
同上96,000人を超える数	－1.43

附則別表第十二の六

⑴　都道府県分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.78
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.80

［削る］

2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.80
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.80
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.79
6,000,000人を超える数	0.72
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.21
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.25
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.27
同上900,000人を超える数	0.26

⑵　市町村分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.79
250,000人を超え400,000人までの数	0.76
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.70
1,000,000人を超える数	0.72
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.18
同上70,000人を超え80,000人までの数	－0.04
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.05
同上88,000人を超え92,000人までの数	－0.57
同上92,000人を超える数	－0.05

附則別表第十二の七

都道府県分の「給与改定費」の段階補正係数及び普通態容補正Ⅰ係数に用いる数値の補正率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
指定都市の区域	0.945
児童相談所設置中核市の区域	0.952
その他の中核市の区域	0.962
特別区及び保健所設置市の区域	0.966
その他の区域	1.000

［削る］

［削る］

附則別表第十二の八

都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

⑴　地域手当の級地につき乗じる率

地域区分	α
一級地	1.154
二級地	1.123
三級地	1.115
四級地	1.092
五級地	1.078
六級地	1.046
七級地	1.023
無級地	1.000

⑵　第14条第１号の規定による地域区分につき乗じる率

地域区分	β
一級地	0.035
二級地	0.030
三級地	0.030
四級地	0.024
無級地	0.000

附則別表第十二の九

市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

⑴　地域手当の級地につき乗じる率

地域区分	α
一級地	1.154
二級地	1.123
三級地	1.115
四級地	1.092
五級地	1.078
六級地	1.046
七級地	1.023
無級地	1.000

⑵　第14条第１号の規定による地域区分につき乗じる率

地域区分	β
一級地	0.024
二級地	0.021
三級地	0.021
四級地	0.017
無級地	0.000

［削る］

［削る］

附則別表第十二の十

⑴　都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が250人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が250人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
250人に満たない数が50人までの数	0.080
同上50人を超え100人までの数	0.070
同上100人を超え150人までの数	0.040
同上150人を超える数	0.050

⑵　市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が450人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
450人に満たない数が150人までの数	0.088
同上150人を超え300人までの数	0.035
同上300人を超え350人までの数	－0.025
同上350人を超え400人までの数	－0.083
同上400人を超える数	－0.176

附則別表第十二の十一

⑴　都道府県分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	1.044
二級地	1.035
三級地	1.033
四級地	1.026
五級地	1.022
六級地	1.013
七級地	1.007
無級地	1.000

⑵　市町村分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	1.115
二級地	1.092
三級地	1.086

［削る］

［削る］

四級地	1.069
五級地	1.058
六級地	1.034
七級地	1.017
無級地	1.000

附則別表第十二の十二

⑴　都道府県分の「給与改定費」の寒冷補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	0.010
二級地	0.007
三級地	0.006
四級地	0.004
無級地	0.000

⑵　市町村分の「給与改定費」の寒冷補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	0.018
二級地	0.016
三級地	0.016
四級地	0.012
無級地	0.000

附則別表第十二の十三

⑴　都道府県分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
⑴　平成17年度臨時財政対策債	1.000
⑵　平成18年度臨時財政対策債	1.250
⑶　平成19年度臨時財政対策債	1.225
⑷　平成20年度臨時財政対策債	1.348
⑸　平成21年度臨時財政対策債	1.340
⑹　平成22年度臨時財政対策債	1.320
⑺　平成23年度臨時財政対策債	1.313
⑻　平成24年度臨時財政対策債	1.350
⑼　平成25年度臨時財政対策債	1.415
⑽　平成26年度臨時財政対策債	1.433
⑾　平成27年度臨時財政対策債	1.378
⑿　平成28年度臨時財政対策債	1.300
⒀　平成29年度臨時財政対策債	1.300
⒁　平成30年度臨時財政対策債	1.303
⒂　令和元年度臨時財政対策債	1.275

⑯　令和２年度臨時財政対策債	1.275
⑰　令和３年度臨時財政対策債	0.965
⑱　令和４年度臨時財政対策債	0.738
⑲　令和５年度臨時財政対策債	0.223
⑳　令和６年度臨時財政対策債	0.280

(2)　市町村分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
(1)　平成17年度臨時財政対策債	
ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.500
(2)　平成18年度臨時財政対策債	
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	0.975
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.150
(3)　平成19年度臨時財政対策債	
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.225
(4)　平成20年度臨時財政対策債	
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	1.105
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.600
(5)　平成21年度臨時財政対策債	
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	1.155
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.615
(6)　平成22年度臨時財政対策債	
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.190
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.630
(7)　平成23年度臨時財政対策債	
ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	1.218
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.595
(8)　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.275
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.613
(9)　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.300
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.635
⑩　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.280
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.643
⑪　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.195
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.593

附則別表第十三　削除

⑿　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	1.125
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.550
⒀　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	1.125
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.550
⒁　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	1.128
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.540
⒂　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	1.098
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.538
⒃　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.070
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.550
⒄　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.865
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.145
⒅　令和４年度臨時財政対策債	
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.683
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.890
⒆　令和５年度臨時財政対策債	
ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.220
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.210
⒇　令和６年度臨時財政対策債	
ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.285
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.225

附則別表第十三

(1)　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.20以上0.30未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.30以上0.40未満のもの	0.6878	−0.0475
同上0.40以上0.50未満のもの	4.5680	−1.6007
同上0.50以上0.60未満のもの	8.8185	−3.7245
同上0.60以上0.70未満のもの	21.4114	−11.2804
同上0.70以上のもの	34.8348	−20.6787

(2)　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.2623	0.8017	0.5712	0.1546	0.2037	0.0527
同上0.10以上0.20未満のもの	1.3422	0.7937	0.7750	0.1342	0.2437	0.0487
同上0.20以上0.30未満のもの	1.9134	0.6799	1.1385	0.0611	0.4474	0.0080
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5645	0.4845	1.7496	−0.1222	0.6911	−0.0651
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7616	−0.3947	2.8482	−0.5616	1.1824	−0.2604
同上0.50以上0.60未満のもの	6.7150	−1.3718	4.2742	−1.2739	1.7896	−0.5656
同上0.60以上0.70未満のもの	9.6071	−3.1058	6.7988	−2.7882	3.0918	−1.3474
同上0.70以上0.80未満のもの	12.4552	−5.1003	9.6869	−4.8111	4.9653	−2.6580
同上0.80以上0.90未満のもの	13.5937	−6.0119	10.1743	−5.2022	5.5765	−3.1466
同上0.90以上1.00未満のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227
同上1.00以上のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市町村名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	15.334	3.704
宮古島市	12.831	2.896
伊江村	10.232	2.069
渡嘉敷村	10.232	2.069
座間味村	10.232	2.069
粟国村	10.232	2.069
渡名喜村	10.232	2.069
南大東村	17.837	4.512
北大東村	17.837	4.512
伊平屋村	10.232	2.069
伊是名村	10.232	2.069
久米島町	10.232	2.069
多良間村	15.334	3.704
竹富町	17.837	4.512
与那国町	17.837	4.512

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市町村名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	16.977	4.162
宮古島市	14.219	3.254
伊江村	11.346	2.324
渡嘉敷村	11.346	2.324
座間味村	11.346	2.324
粟国村	11.346	2.324
渡名喜村	11.346	2.324
南大東村	19.735	5.070
北大東村	19.735	5.070
伊平屋村	11.346	2.324
伊是名村	11.346	2.324
久米島町	11.346	2.324
多良間村	16.977	4.162
竹富町	19.735	5.070
与那国町	19.735	5.070

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　警察費	警察職員数	段階補正 ［略］ 測定単位の数値が3,101人に満たないもの その団体の数値　1.00 3,101人に満たない数が1,101人までの数　0.02 同上1,101人を超える数　0.09
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正 その団体の交通量 11,000台までの数　1.000 11,000台を超え13,000台までの数　1.087 13,000台を超え20,000台までの数　1.333 20,000台を超え30,000台までの数　1.529 30,000台を超える数　1.884 普通態容補正　1.000 ［略］

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4級地	0.086	1.120	0.000
3級地	0.053	0.722	0.000
2級地	0.032	0.433	0.000
1級地	0.019	0.243	0.000
無級地	0.000	0.243	0.000

［略］

道路の延長

寒冷補正

級地	寒冷度		積雪度		
	北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
			北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4級地	0.117	0.123	0.080	0.159	0.000

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　警察費	警察職員数	段階補正 ［同左］ 測定単位の数値が3,101人に満たないもの その団体の数値　1.00 3,101人に満たない数が1,101人までの数　0.03 同上1,101人を超える数　0.08
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正 その団体の交通量 11,000台までの数　1.000 11,000台を超え13,000台までの数　1.088 13,000台を超え20,000台までの数　1.336 20,000台を超え30,000台までの数　1.533 30,000台を超える数　1.883 普通態容補正　1.000 ［同左］

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4級地	0.086	1.095	0.000
3級地	0.053	0.707	0.000
2級地	0.032	0.424	0.000
1級地	0.019	0.240	0.000
無級地	0.000	0.240	0.000

［同左］

道路の延長

寒冷補正

級地	寒冷度		積雪度		
	北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
			北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4級地	0.117	0.123	0.085	0.169	0.000

			3 級 地	0.068	0.072	0.050	0.100	0.000
			2 級 地	0.053	0.056	0.034	0.067	0.000
			1 級 地	0.038	0.040	0.016	0.031	0.000
			無 級 地	0.000	0.000	0.016	0.031	0.000
	［2　略］	［略］	［略］					
	3　その他の土木費	人口	段階補正					
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの					
			1,700,000人					1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数					0.49
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数					0.40
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数					0.30
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数					0.24
			6,000,000人を超える数					0.23
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの					
			その団体の数値					1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数					0.43
			同上300,000人を超え600,000人までの数					0.54
			同上600,000人を超え900,000人までの数					0.49
			同上900,000人を超える数					0.57
			［略］					
三　教育費	1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）					
			１級地（旧１級地であつた地域）					1.061
			２級地（旧２級地であつた地域）					1.049
			２級地（旧３級地であつた地域）					1.045
			２級地（旧４級地であつた地域）					1.043
			２級地（旧５級地であつた地域）					1.043
			２級地（旧６級地であつた地域）					1.031
			２級地（旧７級地であつた地域）					1.021
			２級地（旧無級地であつた地域）					1.010
			３級地（旧２級地であつた地域）					1.045
			３級地（旧３級地であつた地域）					1.043
			３級地（旧４級地であつた地域）					1.037
			３級地（旧５級地であつた地域）					1.035
			３級地（旧６級地であつた地域）					1.031
			３級地（旧無級地であつた地域）					1.010
			４級地（旧４級地であつた地域）					1.035
			４級地（旧５級地であつた地域）					1.028
			４級地（旧６級地であつた地域）					1.021

			3 級 地	0.068	0.072	0.055	0.109	0.000
			2 級 地	0.053	0.056	0.037	0.073	0.000
			1 級 地	0.038	0.040	0.016	0.032	0.000
			無 級 地	0.000	0.000	0.016	0.032	0.000
	［2　同左］	［同左］	［同左］					
	3　その他の土木費	人口	段階補正					
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの					
			1,700,000人					1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数					0.49
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数					0.41
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数					0.31
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数					0.25
			6,000,000人を超える数					0.22
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの					
			その団体の数値					1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数					0.43
			同上300,000人を超え600,000人までの数					0.54
			同上600,000人を超え900,000人までの数					0.48
			同上900,000人を超える数					0.56
			［同左］					
三　教育費	1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）					
			１級地					1.061
			２級地					1.049
			３級地					1.045
			４級地					1.037
			５級地					1.031
			６級地					1.018
			７級地					1.009
			無級地					0.998

			４級地（旧７級地であつた地域）	1.017			
			４級地（旧無級地であつた地域）	1.010			
			５級地（旧６級地であつた地域）	1.015			
			５級地（旧７級地であつた地域）	1.009			
			５級地（旧無級地であつた地域）	1.005			
			無級地（旧７級地であつた地域）	1.005			
			無級地（旧無級地であつた地域）	0.998			
			寒冷補正（給与差）				寒冷補正（給与差）
			４級地	0.006			４級地　0.006
			３級地	0.007			３級地　0.007
			２級地	0.007			２級地　0.007
			１級地	0.008			１級地　0.008
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.004			無級地　0.000
			無級地（上記以外の地域）	0.000			
	2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）		2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）
			１級地（旧１級地であつた地域）	1.061			１級地　1.060
			２級地（旧２級地であつた地域）	1.049			２級地　1.049
			２級地（旧３級地であつた地域）	1.045			３級地　1.045
			２級地（旧４級地であつた地域）	1.042			４級地　1.037
			２級地（旧５級地であつた地域）	1.042			５級地　1.031
			２級地（旧６級地であつた地域）	1.031			６級地　1.018
			２級地（旧７級地であつた地域）	1.021			７級地　1.009
			２級地（旧無級地であつた地域）	1.010			無級地　0.998
			３級地（旧２級地であつた地域）	1.045			
			３級地（旧３級地であつた地域）	1.042			
			３級地（旧４級地であつた地域）	1.037			
			３級地（旧５級地であつた地域）	1.034			
			３級地（旧６級地であつた地域）	1.031			
			３級地（旧無級地であつた地域）	1.010			
			４級地（旧４級地であつた地域）	1.034			
			４級地（旧５級地であつた地域）	1.028			
			４級地（旧６級地であつた地域）	1.021			
			４級地（旧７級地であつた地域）	1.017			
			４級地（旧無級地であつた地域）	1.010			
			５級地（旧６級地であつた地域）	1.014			
			５級地（旧７級地であつた地域）	1.009			
			５級地（旧無級地であつた地域）	1.005			
			無級地（旧７級地であつた地域）	1.005			
			無級地（旧無級地であつた地域）	0.998			

			寒冷補正（給与差）	
			４級地	0.006
			３級地	0.007
			２級地	0.008
			１級地	0.009
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.004
			無級地（上記以外の地域）	0.000
3	高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地（旧１級地であつた地域）	1.073
			２級地（旧２級地であつた地域）	1.059
			２級地（旧３級地であつた地域）	1.054
			２級地（旧４級地であつた地域）	1.051
			２級地（旧５級地であつた地域）	1.051
			２級地（旧６級地であつた地域）	1.038
			２級地（旧７級地であつた地域）	1.025
			２級地（旧無級地であつた地域）	1.013
			３級地（旧２級地であつた地域）	1.054
			３級地（旧３級地であつた地域）	1.051
			３級地（旧４級地であつた地域）	1.044
			３級地（旧５級地であつた地域）	1.041
			３級地（旧６級地であつた地域）	1.038
			３級地（旧無級地であつた地域）	1.013
			４級地（旧４級地であつた地域）	1.041
			４級地（旧５級地であつた地域）	1.034
			４級地（旧６級地であつた地域）	1.025
			４級地（旧７級地であつた地域）	1.020
			４級地（旧無級地であつた地域）	1.013
			５級地（旧６級地であつた地域）	1.017
			５級地（旧７級地であつた地域）	1.011
			５級地（旧無級地であつた地域）	1.006
			無級地（旧７級地であつた地域）	1.006
			無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
			寒冷補正（給与差）	
			４級地	0.011
			３級地	0.014
			２級地	0.014
			１級地	0.016
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.007
			無級地（上記以外の地域）	0.000

			寒冷補正（給与差）	
			４級地	0.006
			３級地	0.007
			２級地	0.007
			１級地	0.008
			無級地	0.000
3	高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地	1.073
			２級地	1.059
			３級地	1.054
			４級地	1.044
			５級地	1.038
			６級地	1.021
			７級地	1.011
			無級地	0.997
			寒冷補正（給与差）	
			４級地	0.011
			３級地	0.014
			２級地	0.014
			１級地	0.016
			無級地	0.000

	生徒数	種別補正	
		普通科等	1.00
		専門学科	2.24
		総合学科	1.45
4　特別支援学校費	教職員数	経常態容補正（給与差等）	
		１級地（旧１級地であつた地域）	1.066
		２級地（旧２級地であつた地域）	1.053
		２級地（旧３級地であつた地域）	1.049
		２級地（旧４級地であつた地域）	1.046
		２級地（旧５級地であつた地域）	1.046
		２級地（旧６級地であつた地域）	1.034
		２級地（旧７級地であつた地域）	1.023
		２級地（旧無級地であつた地域）	1.011
		３級地（旧２級地であつた地域）	1.049
		３級地（旧３級地であつた地域）	1.046
		３級地（旧４級地であつた地域）	1.040
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.037
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.034
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.011
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.037
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.030
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.023
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.018
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.011
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.016
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.010
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.005
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.005
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.008
		３級地	0.010
		２級地	0.010
		１級地	0.011
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.005
		無級地（上記以外の地域）	0.000

4　特別支援学校費	教職員数	経常態容補正（給与差等）	
		１級地	1.066
		２級地	1.053
		３級地	1.048
		４級地	1.040
		５級地	1.034
		６級地	1.019
		７級地	1.010
		無級地	0.997
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.008
		３級地	0.010
		２級地	0.010
		１級地	0.011
		無級地	0.000

5　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.73
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.75
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.44
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.70
		6,000,000人を超える数	0.52
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.60
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.52
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.66
		同上900,000人を超える数	0.68
		密度補正	
		［略］	
		その団体の人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.10
		同上50人を超え100人までの数	0.08
		同上100人を超え150人までの数	0.06
		同上150人を超える数	0.02
		普通態容補正	
		指定都市	0.903
		中核市	0.954
		その他の市町村	1.000
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正	
		⑴　高等専門学校	3.07
		⑵　短期大学	
		ア　理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科	3.98
		イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.63
		ウ　家政系学科及び芸術系学科	2.73

5　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.73
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.76
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.45
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.70
		6,000,000人を超える数	0.53
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.59
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.52
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.66
		同上900,000人を超える数	0.66
		密度補正	
		［同左］	
		その団体の人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.10
		同上50人を超え100人までの数	0.07
		同上100人を超え150人までの数	0.07
		同上150人を超える数	0.01
		普通態容補正	
		指定都市	0.912
		中核市	0.954
		その他の市町村	1.000
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正	
		⑴　高等専門学校	3.20
		⑵　短期大学	
		ア　理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科	4.14
		イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.67
		ウ　家政系学科及び芸術系学科	2.81

				(3)　大学 ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）　16.91 イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）　9.56 ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）　6.51 エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）　7.44 オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）　1.00 カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）　1.94 キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）　3.13 (4)　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）　7.00
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 (1)　学校法人の設置する幼稚園　0.575 (2)　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.959 (3)　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.960 (4)　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 (5)　学校法人の設置する通信制高等学校　0.206 (6)　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.575
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度） １区　0.015 ２区　0.010 ３区　0.006 ４区　0.006 ５区　0.002 ６区　0.000	

				(3)　大学 ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）　17.64 イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）　9.95 ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）　6.85 エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）　7.83 オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）　1.00 カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）　2.04 キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）　3.25 (4)　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）　7.43
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 (1)　学校法人の設置する幼稚園　0.576 (2)　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.962 (3)　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.962 (4)　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 (5)　学校法人の設置する通信制高等学校　0.205 (6)　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.576
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度） １区　0.016 ２区　0.010 ３区　0.007 ４区　0.006 ５区　0.002 ６区　0.000	

2　社会福祉費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.94
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.95
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.94
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.96
		6,000,000人を超える数	0.95
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.18
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.19
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.20
		同上900,000人を超える数	0.17
		普通態容補正	
		特別区	1.000
		指定都市	0.943
		中核市	0.962
		福祉事務所設置町村	0.998
		その他の市町村	1.000
3　衛生費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.86
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.91
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.87
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.88
		6,000,000人を超える数	0.83
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.25
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.30
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.33
		同上900,000人を超える数	0.29
		密度補正Ⅰ	
		その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人以上のもの	
		その団体の密度	1.000

2　社会福祉費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.90
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.94
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.93
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.95
		6,000,000人を超える数	0.94
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.21
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.21
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.22
		同上900,000人を超える数	0.19
		普通態容補正	
		特別区	1.000
		指定都市	0.944
		中核市	0.962
		福祉事務所設置町村	0.998
		その他の市町村	1.000
3　衛生費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.90
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.92
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.88
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.89
		6,000,000人を超える数	0.84
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.27
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.29
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.31
		同上900,000人を超える数	0.28
		密度補正Ⅰ	
		その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人以上のもの	
		その団体の密度	1.00

		その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.000
		250人に満たない数が50人までの数	0.004
		同上50人を超え100人までの数	0.006
		同上100人を超え150人までの数	0.026
		同上150人を超える数	0.021
		普通態容補正	
		指定都市	0.699
		中核市	0.875
		特別区及び保健所設置市	0.880
		その他の市町村	1.000
4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正	
		測定単位の数値が280,000人以上のもの	
		280,000人	1.00
		280,000人を超え350,000人までの数	0.96
		350,000人を超え410,000人までの数	0.94
		410,000人を超え580,000人までの数	0.94
		580,000人を超え990,000人までの数	0.95
		990,000人を超える数	0.90
		測定単位の数値が280,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		280,000人に満たない数が50,000人までの数	0.21
		同上50,000人を超え100,000人までの数	0.22
		同上100,000人を超え150,000人までの数	0.25
		同上150,000人を超える数	0.24
		普通態容補正	
		特別区	1.000
		指定都市	0.746
		児童相談所設置市	0.748
		中核市	0.975
		福祉事務所設置町村	0.996
		その他の市町村	1.000
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正	
		測定単位の数値が530,000人以上のもの	
		530,000人	1.00
		530,000人を超え670,000人までの数	0.95
		670,000人を超え840,000人までの数	0.95
		840,000人を超え1,200,000人までの数	0.95
		1,200,000人を超え1,500,000人までの数	0.95
		1,500,000人を超える数	0.96

		その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.00
		同上50人を超え100人までの数	0.01
		同上100人を超え150人までの数	0.02
		同上150人を超える数	0.02
		普通態容補正	
		指定都市	0.709
		中核市	0.879
		特別区及び保健所設置市	0.884
		その他の市町村	1.000
4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正	
		測定単位の数値が280,000人以上のもの	
		280,000人	1.00
		280,000人を超え350,000人までの数	0.97
		350,000人を超え410,000人までの数	0.94
		410,000人を超え580,000人までの数	0.94
		580,000人を超え990,000人までの数	0.95
		990,000人を超える数	0.90
		測定単位の数値が280,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		280,000人に満たない数が50,000人までの数	0.22
		同上50,000人を超え100,000人までの数	0.22
		同上100,000人を超え150,000人までの数	0.24
		同上150,000人を超える数	0.24
		普通態容補正	
		特別区	1.000
		指定都市	0.747
		児童相談所設置市	0.750
		中核市	0.975
		福祉事務所設置町村	0.997
		その他の市町村	1.000
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正	
		測定単位の数値が530,000人以上のもの	
		530,000人	1.00
		530,000人を超え670,000人までの数	0.95
		670,000人を超え840,000人までの数	0.95
		840,000人を超え1,200,000人までの数	0.94
		1,200,000人を超え1,500,000人までの数	0.95
		1,500,000人を超える数	0.97

			測定単位の数値が530,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			530,000人に満たない数が100,000人までの数	0.06
			同上100,000人を超え190,000人までの数	0.05
			同上190,000人を超え290,000人までの数	0.06
			同上290,000人を超える数	0.04
			普通態容補正	
			指定都市	0.961
			中核市	0.962
			その他の市町村	1.000
	6　労働費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.82
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.54
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.75
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.71
			6,000,000人を超える数	0.71
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.63
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.33
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.34
			同上900,000人を超える数	0.07
五　産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正	
			［略］	
			測定単位の数値が45,000戸に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			45,000戸に満たない数が10,000戸までの数	0.70
			同上10,000戸を超え20,000戸までの数	0.60
			同上20,000戸を超える数	0.74
			密度補正	
			その団体の密度が178以上のもの	
			178	1.00
			178を超え204までの数	1.32
			204を超え231までの数	1.19
			231を超え258までの数	1.37
			258を超え356までの数	1.42
			356を超える数	2.48
			［略］	

			測定単位の数値が530,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			530,000人に満たない数が100,000人までの数	0.06
			同上100,000人を超え190,000人までの数	0.06
			同上190,000人を超え290,000人までの数	0.05
			同上290,000人を超える数	0.05
			普通態容補正	
			指定都市	0.962
			中核市	0.962
			その他の市町村	1.000
	6　労働費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.81
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.55
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.75
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.71
			6,000,000人を超える数	0.71
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.63
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.33
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.34
			同上900,000人を超える数	0.08
五　産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正	
			［同左］	
			測定単位の数値が45,000戸に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			45,000戸に満たない数が10,000戸までの数	0.71
			同上10,000戸を超え20,000戸までの数	0.59
			同上20,000戸を超える数	0.74
			密度補正	
			その団体の密度が178以上のもの	
			178	1.00
			178を超え204までの数	1.34
			204を超え231までの数	1.18
			231を超え258までの数	1.39
			258を超え356までの数	1.40
			356を超える数	2.65
			［同左］	

	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	段階補正		
			測定単位の数値が309,000ha以上のもの		
			309,000ha	1.00	
			309,000haを超え397,000haまでの数	0.83	
			397,000haを超え529,000haまでの数	0.74	
			529,000haを超える数	0.84	
			測定単位の数値が309,000haに満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			309,000haに満たない数が89,000haまでの数	0.79	
			同上89,000haを超え177,000haまでの数	0.16	
			同上177,000haを超える数	−0.36	
	3　水産行政費	水産業者数	段階補正		
			測定単位の数値が1,800人以上のもの		
			1,800人	1.00	
			1,800人を超え2,340人までの数	0.75	
			2,340人を超え3,510人までの数	0.83	
			3,510人を超え5,490人までの数	0.77	
			5,490人を超える数	0.79	
			測定単位の数値が1,800人に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			1,800人に満たない数が720人までの数	0.48	
			同上720人を超え1,260人までの数	0.17	
			同上1,260人を超え1,530人までの数	−0.25	
			同上1,530人を超え1,665人までの数	−0.32	
			同上1,665人を超える数	−1.50	
	4　商工行政費	人口	段階補正		
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの		
			1,700,000人	1.00	
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.60	
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.64	
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.57	
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.43	
			6,000,000人を超える数	0.39	
			［略］		
			［略］		
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正		
			［略］		
			測定単位の数値が750,000世帯に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			750,000世帯に満たない数が240,000世帯までの数	0.09	
			同上240,000世帯を超え360,000世帯までの数	0.04	
			同上360,000世帯を超える数	0.15	

	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	段階補正		
			測定単位の数値が309,000ha以上のもの		
			309,000ha	1.00	
			309,000haを超え397,000haまでの数	0.83	
			397,000haを超え529,000haまでの数	0.75	
			529,000haを超える数	0.84	
			測定単位の数値が309,000haに満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			309,000haに満たない数が89,000haまでの数	0.80	
			同上89,000haを超え177,000haまでの数	0.15	
			同上177,000haを超える数	−0.36	
	3　水産行政費	水産業者数	段階補正		
			測定単位の数値が1,800人以上のもの		
			1,800人	1.00	
			1,800人を超え2,340人までの数	0.75	
			2,340人を超え3,510人までの数	0.82	
			3,510人を超え5,490人までの数	0.77	
			5,490人を超える数	0.79	
			測定単位の数値が1,800人に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			1,800人に満たない数が720人までの数	0.48	
			同上720人を超え1,260人までの数	0.16	
			同上1,260人を超え1,530人までの数	−0.24	
			同上1,530人を超え1,665人までの数	−0.32	
			同上1,665人を超える数	−1.48	
	4　商工行政費	人口	段階補正		
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの		
			1,700,000人	1.00	
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.61	
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.63	
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.57	
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.43	
			6,000,000人を超える数	0.39	
			［同左］		
			［同左］		
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正		
			［同左］		
			測定単位の数値が750,000世帯に満たないもの		
			その団体の数値	1.00	
			750,000世帯に満たない数が240,000世帯までの数	0.09	
			同上240,000世帯を超え360,000世帯までの数	0.05	
			同上360,000世帯を超える数	0.14	

2　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.33 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.50 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.63 3,500,000人を超え5,000,000人までの数　0.67 5,000,000人を超え6,000,000人までの数　0.56 6,000,000人を超える数　0.48 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.91 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.89 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.89 同上900,000人を超える数　0.83
		段階補正Ⅱ 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.06 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.06 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.08 3,500,000人を超え5,000,000人までの数　0.08 5,000,000人を超え6,000,000人までの数　0.08 6,000,000人を超える数　0.06 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.98 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.98 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.99 同上900,000人を超える数　0.98
		普通態容補正（給与差等） A 政令市：1級地（旧1級地）—／2級地（旧2級地）4.073／2級地（旧3級地）3.821 中小企業支援市以外の指定都市：1級地（旧1級地）—／2級地（旧2級地）—／2級地（旧3級地）— 中核市：1級地（旧1級地）—／2級地（旧2級地）4.194／2級地（旧3級地）3.932 特別区及び保健所設置市：1級地（旧1級地）5.003／2級地（旧2級地）4.213／2級地（旧3級地）3.949 その他の市町村：1級地（旧1級地）—／2級地（旧2級地）4.261／2級地（旧3級地）3.993

2　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.32 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.47 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.62 3,500,000人を超え5,000,000人までの数　0.68 5,000,000人を超え6,000,000人までの数　0.54 6,000,000人を超える数　0.48 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.90 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.88 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.90 同上900,000人を超える数　0.82
		段階補正Ⅱ 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.09 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.11 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.14 3,500,000人を超え5,000,000人までの数　0.12 5,000,000人を超え6,000,000人までの数　0.14 6,000,000人を超える数　0.11 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.97 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.96 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.98 同上900,000人を超える数　0.97
		普通態容補正（給与差等） A 政令市：1級地—／2級地3.972／3級地3.729 中小企業支援市以外の指定都市：1級地—／2級地—／3級地— 中核市：1級地—／2級地4.084／3級地3.833 特別区及び保健所設置市：1級地4.867／2級地4.104／3級地— その他の市町村：1級地—／2級地4.149／3級地3.892

２級地（旧４級地）	3.671	—	3.775	3.792	3.834
２級地（旧５級地）	3.671	—	3.775	3.792	3.834
２級地（旧６級地）	2.965	—	3.042	3.054	3.085
２級地（旧７級地）	2.310	—	2.361	2.369	2.390
２級地（旧無級地）	1.655	—	1.681	1.685	1.695
３級地（旧２級地）	3.821	—	3.932	—	3.993
３級地（旧３級地）	3.671	—	3.775	—	3.834
３級地（旧４級地）	3.317	3.319	3.408	—	3.459
３級地（旧５級地）	3.167	3.168	3.252	3.265	3.299
３級地（旧６級地）	2.965	—	3.042	—	3.085
３級地（旧無級地）	1.655	—	1.681	—	1.695
４級地（旧４級地）	3.167	3.168	3.252	3.265	3.299
４級地（旧５級地）	2.763	2.765	2.832	2.843	2.871
４級地（旧６級地）	2.310	2.311	2.361	2.369	2.390
４級地（旧７級地）	2.058	2.059	2.099	2.106	2.122
４級地（旧無級地）	1.655	1.656	1.681	1.685	1.695
５級地（旧６級地）	1.907	1.908	1.943	1.948	1.963
５級地（旧７級地）	1.554	1.554	1.576	1.579	1.588
５級地（旧無級地）	1.302	1.302	1.314	1.316	1.321
無級地（旧７級地）	1.302	1.302	1.314	1.316	1.321
無級地（旧無級地）	0.848	0.848	0.843	0.842	0.839
					B
１級地（旧１級地）					0.444
２級地（旧２級地）					0.357
２級地（旧３級地）					0.327
２級地（旧４級地）					0.310
２級地（旧５級地）					0.310
２級地（旧６級地）					0.228
２級地（旧７級地）					0.152
２級地（旧無級地）					0.076
３級地（旧２級地）					0.327
３級地（旧３級地）					0.310
３級地（旧４級地）					0.269
３級地（旧５級地）					0.251
３級地（旧６級地）					0.228
３級地（旧無級地）					0.076
４級地（旧４級地）					0.251

４級地	3.242	3.243	3.327	3.341	3.375
５級地	2.900	2.901	2.972	2.984	3.013
６級地	2.072	—	2.112	—	2.136
７級地	1.536	1.536	1.556	—	1.568
無級地	—	0.853	0.848	0.847	0.845
					B
１級地					0.397
２級地					0.319
３級地					0.293
４級地					0.241
５級地					0.204
６級地					0.115
７級地					0.058
無級地					−0.016

		4級地(旧5級地)　0.205 4級地(旧6級地)　0.152 4級地(旧7級地)　0.123 4級地(旧無級地)　0.076 5級地(旧6級地)　0.105 5級地(旧7級地)　0.064 5級地(旧無級地)　0.035 無級地(旧7級地)　0.035 無級地(旧無級地)　−0.018 (注)　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ1.8760、563.5200、0.1410及び0.3464を加算した率とする。 第10条第9項の算式によつて算定した数の段階 / 乗率A 離島に係る市町村 / 乗率A その他の市町村 / 乗数B 離島に係る市町村 2.00未満のもの　1.00　1.00　500 2.00以上4.00未満のもの　1.00　1.00　1,250 4.00以上6.00未満のもの　9.39　6.21　2,000 6.00以上10.00未満のもの　33.15　28.67　7,400 10.00以上14.00未満のもの　57.94　42.34　7,900 14.00以上18.00未満のもの　113.88　56.11　8,400 18.00以上22.00未満のもの　139.53　63.03　8,900 22.00以上のもの　166.36　80.90　9,400 ［略］ 寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 4級地　1.041　3.480　4.383 3級地　1.308　2.358　2.279 2級地　1.345　1.602　0.927 1級地　1.520　0.962　0.467 無級地(旧4級地であつた地域)　0.694　—　— 無級地（上記以外の地域）　0.000　0.000　0.000
［七　略］	［略］	［略］

		(注)　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ2.0243、541.6588、0.1280及び0.3396を加算した率とする。 第10条第9項の算式によつて算定した数の段階 / 乗率A 離島に係る市町村 / 乗率A その他の市町村 / 乗数B 離島に係る市町村 2.00未満のもの　1.00　1.00　500 2.00以上4.00未満のもの　1.00　1.00　1,250 4.00以上6.00未満のもの　11.90　7.65　2,000 6.00以上10.00未満のもの　43.24　37.22　7,400 10.00以上14.00未満のもの　75.95　55.11　7,900 14.00以上18.00未満のもの　150.08　73.15　8,400 18.00以上22.00未満のもの　183.96　82.07　8,900 22.00以上のもの　219.33　105.47　9,400 ［同左］ 寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 4級地　0.995　3.412　4.163 3級地　1.253　2.315　2.182 2級地　1.291　1.573　0.897 1級地　1.458　0.946　0.451 無級地　0.000　0.000　0.000
［七　同左］	［同左］	［同左］

八　補正予算債	平成４年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 (1)　平成４年度補正予算債　1.000 (2)　平成５年度補正予算債　1.000 (3)　平成６年度補正予算債　1.000 (4)　平成７年度補正予算債　1.000 (5)　平成８年度補正予算債　1.000 (6)　平成９年度補正予算債　1.000 (7)　平成10年度補正予算債　1.000
	平成16年度から令和５年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.900 イ　都道府県50.0％分　1.000 (2)　平成17年度補正予算債　0.918 (3)　平成18年度補正予算債　0.818 (4)　平成19年度補正予算債　0.809 (5)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.043 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.869 (6)　平成21年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.076 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.898にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.898以下であるときは0.898とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.897
八　補正予算債	平成５年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 ［削る］ (1)　平成５年度補正予算債　1.000 (2)　平成６年度補正予算債　1.000 (3)　平成７年度補正予算債　1.000 (4)　平成８年度補正予算債　1.000 (5)　平成９年度補正予算債　1.000 (6)　平成10年度補正予算債　1.000
	平成17年度から令和６年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ［削る］ (1)　平成17年度補正予算債　1.000 (2)　平成18年度補正予算債　0.874 (3)　平成19年度補正予算債　0.861 (4)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.109 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.925 (5)　平成21年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.145 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.898にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.898以下であるときは0.898とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.955

⑹　平成22年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.110
イ　新幹線鉄道整備事業分	
0.783にβを乗じて得た数値を0.45で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.783以下であるときは0.783とする。）	
α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。	
β　α×0.9×0.5	
ウ　都道府県50.0％分	0.925
エ　都道府県45.0％分	0.832
⑺　平成23年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.415
イ　都道府県50.0％分	0.884
⑻　平成24年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.073
イ　都道府県50.0％分	0.894
⑼　平成25年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.089
イ　都道府県50.0％分	0.907
⑽　平成26年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.127
イ　都道府県50.0％分	0.939
⑾　平成27年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.019
イ　都道府県50.0％分	0.852
⑿　平成28年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.323
イ　都道府県60.0％分	0.994
ウ　都道府県50.0％分	0.829
⒀　平成29年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.332
イ　都道府県60.0％分	1.000
ウ　都道府県50.0％分	0.832
⒁　平成30年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.335
イ　都道府県60.0％分	1.002
ウ　都道府県50.0％分	0.835
⒂　令和元年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.319
イ　都道府県60.0％分	0.989
ウ　都道府県50.0％分	0.825

⑺　平成22年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.043
イ　新幹線鉄道整備事業分	
0.783にβを乗じて得た数値を0.45で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.783以下であるときは0.783とする。）	
α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。	
β　α×0.9×0.5	
ウ　都道府県50.0％分	0.869
エ　都道府県45.0％分	0.782
⑻　平成23年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.330
イ　都道府県50.0％分	0.832
⑼　平成24年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.012
イ　都道府県50.0％分	0.843
⑽　平成25年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.028
イ　都道府県50.0％分	0.856
⑾　平成26年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.003
イ　都道府県50.0％分	0.836
⑿　平成27年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	0.961
イ　都道府県50.0％分	0.800
⒀　平成28年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.245
イ　都道府県60.0％分	0.933
ウ　都道府県50.0％分	0.779
⒁　平成29年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.255
イ　都道府県60.0％分	0.939
ウ　都道府県50.0％分	0.785
⒂　平成30年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.256
イ　都道府県60.0％分	0.942
ウ　都道府県50.0％分	0.785
⒃　令和元年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.241
イ　都道府県60.0％分	0.930
ウ　都道府県50.0％分	0.775

		⑯　令和２年度補正予算債 ア　都道府県80.0％分　1.327 イ　都道府県72.0％分　1.194 ウ　都道府県60.0％分　0.995 エ　都道府県50.0％分　0.829 ⑰　令和３年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.003 イ　都道府県50.0％分　0.836 ⑱　令和４年度補正予算債 ア　都道府県72.0％分　0.164 イ　都道府県60.0％分　0.137 ウ　都道府県50.0％分　0.114 ⑲　令和５年度補正予算債 ア　都道府県80.0％分　0.247 イ　都道府県72.0％分　0.223 ウ　都道府県60.0％分　0.185 エ　都道府県50.0％分　0.155 ⑳　令和６年度補正予算債 ア　都道府県80.0％分　0.372 イ　都道府県72.0％分　0.335 ウ　都道府県60.0％分　0.279 エ　都道府県50.0％分　0.233
九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ［削る］ (1)　平成17年度減収補塡債　1.000 (2)　平成18年度減収補塡債　1.003 (3)　平成19年度減収補塡債　1.002 (4)　平成20年度減収補塡債　1.006 (5)　平成21年度減収補塡債　1.003 (6)　平成22年度減収補塡債　1.009 (7)　平成23年度減収補塡債　1.015 (8)　平成24年度減収補塡債　1.050 (9)　平成25年度減収補塡債　1.075 (10)　平成26年度減収補塡債　1.129 (11)　平成27年度減収補塡債　1.029 (12)　平成28年度減収補塡債　1.020 (13)　平成29年度減収補塡債　1.022 (14)　平成30年度減収補塡債　1.025 (15)　令和元年度減収補塡債　1.015 (16)　令和２年度減収補塡債 ア　従来分並びに拡大分のうち消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの　0.571 イ　ア以外のもの　0.428

		(17)　令和２年度補正予算債 ア　都道府県80.0％分　1.248 イ　都道府県72.0％分　1.123 ウ　都道府県60.0％分　0.936 エ　都道府県50.0％分　0.780 (18)　令和３年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　0.057 イ　都道府県50.0％分　0.048 (19)　令和４年度補正予算債 ア　都道府県72.0％分　0.154 イ　都道府県60.0％分　0.128 ウ　都道府県50.0％分　0.107 (20)　令和５年度補正予算債 ア　都道府県80.0％分　0.232 イ　都道府県72.0％分　0.209 ウ　都道府県60.0％分　0.174 エ　都道府県50.0％分　0.145 ［新設］
九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成16年度から令和５年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成16年度減収補塡債　1.000 (2)　平成17年度減収補塡債　0.988 (3)　平成18年度減収補塡債　0.985 (4)　平成19年度減収補塡債　0.987 (5)　平成20年度減収補塡債　0.991 (6)　平成21年度減収補塡債　0.988 (7)　平成22年度減収補塡債　0.994 (8)　平成23年度減収補塡債　1.001 (9)　平成24年度減収補塡債　1.039 (10)　平成25年度減収補塡債　1.066 (11)　平成26年度減収補塡債　1.038 (12)　平成27年度減収補塡債　1.015 (13)　平成28年度減収補塡債　1.005 (14)　平成29年度減収補塡債　1.007 (15)　平成30年度減収補塡債　1.010 (16)　令和元年度減収補塡債　1.000 (17)　令和２年度減収補塡債 ア　従来分並びに拡大分のうち消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの　0.562 イ　ア以外のもの　0.422

		⑰　令和３年度減収補塡債	0.951
		⑱　令和４年度減収補塡債	0.104
		⑲　令和５年度減収補塡債	0.150
		⑳　令和６年度減収補塡債	0.223
十　財源対策債償還費	平成17年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		［削る］	
		(1)　平成17年度財源対策債	1.000
		(2)　平成18年度財源対策債	0.871
		(3)　平成19年度財源対策債	0.861
		(4)　平成20年度財源対策債	0.925
		(5)　平成21年度財源対策債	0.954
		(6)　平成22年度財源対策債	0.925
		(7)　平成23年度財源対策債	0.884
		(8)　平成24年度財源対策債	0.894
		(9)　平成25年度財源対策債	0.907
		(10)　平成26年度財源対策債	0.939
		(11)　平成27年度財源対策債	0.848
		(12)　平成28年度財源対策債	0.826
		(13)　平成29年度財源対策債	0.832
		(14)　平成30年度財源対策債	0.835
		(15)　令和元年度財源対策債	0.825
		(16)　令和２年度財源対策債	0.829
		(17)　令和３年度財源対策債	0.836
		(18)　令和４年度財源対策債	0.114
		(19)　令和５年度財源対策債	0.155
		(20)　令和６年度財源対策債	0.233
十一　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成17年度及び平成18年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことがで	種別補正	
		［削る］	
		［削る］	
		［削る］	
		［削る］	
		(1)　平成17年度減税補塡債	1.000
		(2)　平成18年度減税補塡債	1.128

		⑱　令和３年度減収補塡債	0.041
		⑲　令和４年度減収補塡債	0.102
		⑳　令和５年度減収補塡債	0.148
		［新設］	
十　財源対策債償還費	平成16年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		(1)　平成16年度財源対策債	1.000
		(2)　平成17年度財源対策債	0.918
		(3)　平成18年度財源対策債	0.818
		(4)　平成19年度財源対策債	0.809
		(5)　平成20年度財源対策債	0.869
		(6)　平成21年度財源対策債	0.897
		(7)　平成22年度財源対策債	0.869
		(8)　平成23年度財源対策債	0.832
		(9)　平成24年度財源対策債	0.843
		(10)　平成25年度財源対策債	0.856
		(11)　平成26年度財源対策債	0.833
		(12)　平成27年度財源対策債	0.800
		(13)　平成28年度財源対策債	0.779
		(14)　平成29年度財源対策債	0.782
		(15)　平成30年度財源対策債	0.785
		(16)　令和元年度財源対策債	0.775
		(17)　令和２年度財源対策債	0.780
		(18)　令和３年度財源対策債	0.048
		(19)　令和４年度財源対策債	0.107
		(20)　令和５年度財源対策債	0.145
		［新設］	
十一　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成６年度から平成８年度まで及び平成16年度から平成18年度までの各年度の減収を補塡す	種別補正	
		(1)　平成６年度減税補塡債	0.851
		(2)　平成７年度減税補塡債	0.851
		(3)　平成８年度減税補塡債	1.702
		(4)　平成16年度減税補塡債	1.000
		(5)　平成17年度減税補塡債	0.727
		(6)　平成18年度減税補塡債	0.820

	きることとされた地方債の額	
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 ［削る］ ⑴　平成17年度臨時財政対策債　1.000 ⑵　平成18年度臨時財政対策債　0.978 ⑶　平成19年度臨時財政対策債　0.961 ⑷　平成20年度臨時財政対策債　1.054 ⑸　平成21年度臨時財政対策債　1.048 ⑹　平成22年度臨時財政対策債　1.036 ⑺　平成23年度臨時財政対策債　1.028 ⑻　平成24年度臨時財政対策債　1.058 ⑼　平成25年度臨時財政対策債　1.111 ⑽　平成26年度臨時財政対策債　1.157 ⑾　平成27年度臨時財政対策債　1.033 ⑿　平成28年度臨時財政対策債　1.008 ⒀　平成29年度臨時財政対策債　1.010 ⒁　平成30年度臨時財政対策債　1.020 ⒂　令和元年度臨時財政対策債　0.997 ⒃　令和２年度臨時財政対策債　0.999 ⒄　令和３年度臨時財政対策債　0.755 ⒅　令和４年度臨時財政対策債　0.124 ⒆　令和５年度臨時財政対策債　0.174 ⒇　令和６年度臨時財政対策債　0.271
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債	平成25年度から令和６年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充	種別補正 ⑴　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　1.000 イ　緊急防災・減災事業債分　0.905 ⑵　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.978 イ　緊急防災・減災事業債分　0.940

	るため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成16年度から令和５年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 ⑴　平成16年度臨時財政対策債　1.000 ⑵　平成17年度臨時財政対策債　0.817 ⑶　平成18年度臨時財政対策債　0.797 ⑷　平成19年度臨時財政対策債　0.787 ⑸　平成20年度臨時財政対策債　0.863 ⑹　平成21年度臨時財政対策債　0.857 ⑺　平成22年度臨時財政対策債　0.850 ⑻　平成23年度臨時財政対策債　0.841 ⑼　平成24年度臨時財政対策債　0.868 ⑽　平成25年度臨時財政対策債　0.913 ⑾　平成26年度臨時財政対策債　0.872 ⑿　平成27年度臨時財政対策債　0.847 ⒀　平成28年度臨時財政対策債　0.825 ⒁　平成29年度臨時財政対策債　0.827 ⒂　平成30年度臨時財政対策債　0.834 ⒃　令和元年度臨時財政対策債　0.816 ⒄　令和２年度臨時財政対策債　0.818 ⒅　令和３年度臨時財政対策債　0.028 ⒆　令和４年度臨時財政対策債　0.101 ⒇　令和５年度臨時財政対策債　0.143 ［新設］
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債	平成25年度から令和５年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充	種別補正 ⑴　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　1.000 イ　緊急防災・減災事業債分　0.910 ⑵　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.978 イ　緊急防災・減災事業債分　0.885

	てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	⑶　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.902 イ　緊急防災・減災事業債分　0.822 ⑷　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.812 ⑸　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.822 ⑹　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.823 ⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.819 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.616 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.632 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.140 ⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.186 ⑿　令和６年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.276
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和６年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　令和元年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.000 ㋑　都道府県50.0％分　0.847 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　1.191 ⑵　令和２年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.037 ㋑　都道府県50.0％分　0.864 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.903

	てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	⑶　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.902 イ　緊急防災・減災事業債分　0.822 ⑷　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.812 ⑸　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.822 ⑹　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.824 ⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.596 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.617 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.070 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.140 ⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.186 ［新設］
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和５年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　令和元年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.000 ㋑　都道府県50.0％分　0.848 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.865 ⑵　令和２年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.039 ㋑　都道府県50.0％分　0.865 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.904

		(3)　令和３年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		(ｱ)　都道府県60.0％分　1.044
		(ｲ)　都道府県50.0％分　0.870
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.825
		(4)　令和４年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		(ｱ)　都道府県60.0％分　0.153
		(ｲ)　都道府県50.0％分　0.128
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.219
		(5)　令和５年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		(ｱ)　都道府県60.0％分　0.206
		(ｲ)　都道府県50.0％分　0.172
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.286
		(6)　令和６年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		(ｱ)　都道府県60.0％分　0.360
		(ｲ)　都道府県50.0％分　0.300
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.422

(2)　市町村分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　消防費	人口	段階補正
		測定単位の数値が100,000人以上のもの
		100,000人　1.00
		100,000人を超え250,000人までの数　0.62
		250,000人を超え400,000人までの数　0.69
		400,000人を超え1,000,000人までの数　0.68
		1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.69
		2,000,000人を超える数　0.69
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの
		その団体の数値　1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.14
		同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.15
		同上80,000人を超え88,000人までの数　0.24
		同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.47
		同上92,000人を超える数　−0.07

		(3)　令和３年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		(ｱ)　都道府県60.0％分　0.063
		(ｲ)　都道府県50.0％分　0.052
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.114
		(4)　令和４年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		(ｱ)　都道府県60.0％分　0.153
		(ｲ)　都道府県50.0％分　0.128
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.219
		(5)　令和５年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		(ｱ)　都道府県60.0％分　0.206
		(ｲ)　都道府県50.0％分　0.172
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.286
		［新設］

(2)　市町村分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　消防費	人口	段階補正
		測定単位の数値が100,000人以上のもの
		100,000人　1.00
		100,000人を超え250,000人までの数　0.63
		250,000人を超え400,000人までの数　0.68
		400,000人を超え1,000,000人までの数　0.68
		1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.70
		2,000,000人を超える数　0.69
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの
		その団体の数値　1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.15
		同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.20
		同上80,000人を超え88,000人までの数　0.24
		同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.48
		同上92,000人を超える数　−0.08

密度補正Ⅰ	
［略］	
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.00
450人に満たない数が150人までの数	0.03
同上150人を超え300人までの数	0.01
同上300人を超え350人までの数	0.01
同上350人を超え400人までの数	0.02
同上400人を超える数	−0.08
［略］	

普通態容補正（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10　種　地	0.004820	−3.9440
9　種　地	0.001540	−0.8280
8　種　地	0.000440	0.1620
7　種　地	0.000430	0.1705
6　種　地	0.000940	−0.2120
5　種　地	0.001010	−0.2575
4　種　地	0.000680	−0.0760
3　種　地	0.000420	0.0410
2　種　地	0.000440	0.0340
1　種　地	0.000320	0.0580
Ⅱの地域		
10　種　地	0.000820	−0.3390
9　種　地	0.000740	−0.2630
8　種　地	0.000840	−0.3530
7　種　地	0.001060	−0.5400
6　種　地	0.001040	−0.5240
5　種　地	0.000520	−0.1340
4　種　地	0.000550	−0.1550
3　種　地	0.000410	−0.7100
2　種　地	0.000360	−0.0460
1　種　地	0.000200	0.0100
［略］		

普通態容補正（給与差等）	0.770

密度補正Ⅰ	
［同左］	
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.00
450人に満たない数が150人までの数	0.03
同上150人を超え300人までの数	0.01
同上300人を超え350人までの数	0.01
同上350人を超え400人までの数	0.03
同上400人を超える数	−0.09
［同左］	

普通態容補正（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10　種　地	0.004820	−3.9370
9　種　地	0.001540	−0.8210
8　種　地	0.000440	0.1690
7　種　地	0.000430	0.1775
6　種　地	0.000940	−0.2050
5　種　地	0.001010	−0.2505
4　種　地	0.000680	−0.0690
3　種　地	0.000420	0.0480
2　種　地	0.000440	0.0410
1　種　地	0.000320	0.0650
Ⅱの地域		
10　種　地	0.000820	−0.3320
9　種　地	0.000740	−0.2560
8　種　地	0.000840	−0.3460
7　種　地	0.001060	−0.5330
6　種　地	0.001040	−0.5170
5　種　地	0.000520	−0.1270
4　種　地	0.000550	−0.1480
3　種　地	0.000410	−0.0640
2　種　地	0.000360	−0.0390
1　種　地	0.000200	0.0170
［同左］		

普通態容補正（給与差等）	0.763

			経常態容補正 1　合併関係市町村の人口段階による補正率 A　B 4,000人までの数　0.86　1,640 4,000人を超え8,000人までの数　0.73　2,160 8,000人を超え12,000人までの数　0.90　800 12,000人を超え20,000人までの数　0.55　5,000 20,000人を超え30,000人までの数　0.43　7,400 30,000人を超え50,000人までの数　0.36　9,500 50,000人を超え100,000人までの数　0.48　3,500 100,000人を超え250,000人までの数　0.34　17,500 250,000人を超える数　0.34　17,500 2　新市町村の人口段階による補正率 C　D 8,000人までの数　0.97　7,360 8,000人を超え12,000人までの数　1.41　3,840 12,000人を超え20,000人までの数　0.73　12,000 20,000人を超え30,000人までの数　1.11　4,400 30,000人を超え100,000人までの数　0.89　11,000 100,000人を超え250,000人までの数　0.71　29,000 250,000人を超え400,000人までの数　0.72　26,500 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.73　22,500 1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.75　2,500 2,000,000人を超える数　0.75　2,500
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	種別補正 指定都市　その他の市町村 国道及び道府県道　1.89　1.89 市町村道 路面幅員6.5m以上　1.10　1.10 同上4.5m以上6.5m未満　1.00　1.00 同上2.5m以上4.5m未満　0.70　0.70 同上1.5m以上2.5m未満　0.20　0.20 橋りょう　3.50　3.50	
			普通態容補正（種地） A　B Ⅰの地域 10　種　地　a　0.001720　0.0110 10　種　地　b　0.001780　−0.1640 9　種　地　0.002620　−0.9620 8　種　地　0.003280　−1.5560	

			経常態容補正 1　合併関係市町村の人口段階による補正率 A　B 4,000人までの数　0.86　1,640 4,000人を超え8,000人までの数　0.73　2,160 8,000人を超え12,000人までの数　0.89　880 12,000人を超え20,000人までの数　0.55　4,960 20,000人を超え30,000人までの数　0.44　7,160 30,000人を超え50,000人までの数　0.36　9,560 50,000人を超え100,000人までの数　0.48　3,560 100,000人を超え250,000人までの数　0.33　18,560 250,000人を超える数　0.34　16,060 2　新市町村の人口段階による補正率 C　D 8,000人までの数　0.97　7,340 8,000人を超え12,000人までの数　1.41　3,820 12,000人を超え20,000人までの数　0.72　12,100 20,000人を超え30,000人までの数　1.12　4,100 30,000人を超え100,000人までの数　0.89　11,000 100,000人を超え250,000人までの数　0.70　30,000 250,000人を超え400,000人までの数　0.72　25,000 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.73　21,000 1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.75　1,000 2,000,000人を超える数　0.74　21,000
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	種別補正 指定都市　その他の市町村 国道及び道府県道　1.91　1.91 市町村道 路面幅員6.5m以上　1.10　1.10 同上4.5m以上6.5m未満　1.00　1.00 同上2.5m以上4.5m未満　0.70　0.70 同上1.5m以上2.5m未満　0.20　0.20 橋りょう　4.00　4.00	
			普通態容補正（種地） A　B Ⅰの地域 10　種　地　a　0.001720　0.0180 10　種　地　b　0.001780　−0.1570 9　種　地　0.002620　−0.9550 8　種　地　0.003280　−1.5490	

7	種	地	a	0.001990	−0.4595
			b	0.001750	−0.4095
6	種	地	a	0.001090	0.2155
			b	0.000890	0.2355
5	種	地		0.000030	0.7945
4	種	地		0.000150	0.7285
3	種	地		0.000440	0.5980
2	種	地		0.000060	0.7310
1	種	地		0.000080	0.7270
Ⅱの地域					
10	種	地		0.000360	0.5800
9	種	地		0.000780	0.1810
8	種	地		0.000760	0.1990
7	種	地		0.000760	0.1990
6	種	地		0.000080	0.7430
5	種	地		0.000140	0.6980
4	種	地		0.000260	0.6140
3	種	地		0.000120	0.6980
2	種	地		0.000100	0.7080
1	種	地		0.000080	0.7150

普通態容補正（給与差等）

１級地（旧１級地であつた地域）	0.236
２級地（旧２級地であつた地域）	0.230
２級地（旧３級地であつた地域）	0.228
２級地（旧４級地であつた地域）	0.227
２級地（旧５級地であつた地域）	0.227
２級地（旧６級地であつた地域）	0.221
２級地（旧７級地であつた地域）	0.216
２級地（旧無級地であつた地域）	0.210
３級地（旧２級地であつた地域）	0.228
３級地（旧３級地であつた地域）	0.227
３級地（旧４級地であつた地域）	0.224
３級地（旧５級地であつた地域）	0.222
３級地（旧６級地であつた地域）	0.221
３級地（旧無級地であつた地域）	0.210
４級地（旧４級地であつた地域）	0.222
４級地（旧５級地であつた地域）	0.219
４級地（旧６級地であつた地域）	0.216
４級地（旧７級地であつた地域）	0.214
４級地（旧無級地であつた地域）	0.210

7	種	地	a	0.001990	−0.4525
			b	0.001750	−0.4025
6	種	地	a	0.001090	0.2225
			b	0.000890	0.2425
5	種	地		0.000030	0.8015
4	種	地		0.000150	0.7355
3	種	地		0.000440	0.6050
2	種	地		0.000060	0.7380
1	種	地		0.000080	0.7340
Ⅱの地域					
10	種	地		0.000360	0.5870
9	種	地		0.000780	0.1880
8	種	地		0.000760	0.2060
7	種	地		0.000760	0.2060
6	種	地		0.000080	0.7500
5	種	地		0.000140	0.7050
4	種	地		0.000260	0.6210
3	種	地		0.000120	0.7050
2	種	地		0.000100	0.7150
1	種	地		0.000080	0.7220

普通態容補正（給与差等）

1 級 地	0.228
2 級 地	0.222
3 級 地	0.220
4 級 地	0.216
5 級 地	0.213
6 級 地	0.207
7 級 地	0.202
無 級 地	0.197

	５級地（旧６級地であつた地域）	0.212
	５級地（旧７級地であつた地域）	0.210
	５級地（旧無級地であつた地域）	0.207
	無級地（旧７級地であつた地域）	0.207
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.204

寒冷補正

	給与差	寒冷度
４級地	0.003	0.240
３級地	0.003	0.120
２級地	0.003	0.043
１級地	0.004	0.021
無級地（旧４級地であつた地域）	0.002	—
無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000

寒冷補正（積雪度）

	国道及び都道府県道	路面幅員6.5m以上	路面幅員6.5m未満4.5m以上	路面幅員4.5m未満2.5m以上	路面幅員2.5m未満1.5m以上	橋りょう
４級地	2.120	2.170	1.670	1.169	0.568	1.336
３級地	1.367	1.364	1.049	0.734	0.357	0.839
２級地	0.820	0.772	0.594	0.415	0.202	0.475
１級地	0.460	0.369	0.284	0.199	0.097	0.227
無級地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

［略］

道路の延長

普通態容補正

	A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.001520	1.9720
9種地	0.004860	−1.2010
8種地	0.002700	0.7430
7種地a	0.005230	−1.4075
7種地b	0.004590	−0.9525
6種地a	0.004180	−0.6200
6種地b	0.003930	−0.4575
5種地	0.003920	−0.4510
4種地	0.003220	−0.0660
3種地	0.002240	0.3750
2種地	0.001587	0.6036
1種地	0.001210	0.6790

寒冷補正

	給与差	寒冷度
４級地	0.003	0.240
３級地	0.003	0.120
２級地	0.003	0.043
１級地	0.004	0.021
無級地	0.000	0.000

寒冷補正（積雪度）

	国道及び都道府県道	路面幅員6.5m以上	路面幅員6.5m未満4.5m以上	路面幅員4.5m未満2.5m以上	路面幅員2.5m未満1.5m以上	橋りょう
４級地	2.086	2.124	1.634	1.144	0.556	1.307
３級地	1.347	1.336	1.028	0.720	0.350	0.822
２級地	0.808	0.755	0.581	0.406	0.197	0.464
１級地	0.457	0.365	0.281	0.196	0.095	0.224
無級地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

［同左］

道路の延長

普通態容補正

	A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.002160	1.2640
9種地	0.004700	−1.1490
8種地	0.002620	0.7230
7種地	0.004590	−0.9525
6種地	0.003930	−0.4575
5種地	0.003920	−0.4510
4種地	0.003220	−0.0660
3種地	0.002240	0.3750
2種地	0.001587	0.6036
1種地	0.001210	0.6790

			Ⅱの地域 10　種　地　0.002840　−0.2300 9　種　地　0.005900　−3.1370 8　種　地　0.004000　−1.4270 7　種　地　0.003960　−1.3930 6　種　地　0.003520　−1.0410 5　種　地　0.002800　−0.5010 4　種　地　0.002690　−0.4240 3　種　地　0.001570　0.2480 2　種　地　0.001533　0.2665 1　種　地　0.000051　0.7851
			寒冷補正 寒冷度　積雪度（国道及び都道府県道）　積雪度（市町村道） 4　級　地　0.251　1.602　0.103 3　級　地　0.102　1.007　0.103 2　級　地　0.059　0.675　0.086 1　級　地　0.037　0.312　0.037 無　級　地　0.000　0.000　0.000 ㈱　北海道内の指定都市にあつては、寒冷度0.142、積雪度0.202とする。
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	［略］	
		普通態容補正（給与差等） １級地（旧１級地であつた地域）　1.085 ２級地（旧２級地であつた地域）　1.069 ２級地（旧３級地であつた地域）　1.063 ２級地（旧４級地であつた地域）　1.059 ２級地（旧５級地であつた地域）　1.059 ２級地（旧６級地であつた地域）　1.044 ２級地（旧７級地であつた地域）　1.029 ２級地（旧無級地であつた地域）　1.015 ３級地（旧２級地であつた地域）　1.063 ３級地（旧３級地であつた地域）　1.059 ３級地（旧４級地であつた地域）　1.052 ３級地（旧５級地であつた地域）　1.048 ３級地（旧６級地であつた地域）　1.044 ３級地（旧無級地であつた地域）　1.015	

			Ⅱの地域 10　種　地　0.002800　−0.2160 9　種　地　0.005420　−2.7050 8　種　地　0.004000　−1.4270 7　種　地　0.003960　−1.3930 6　種　地　0.003520　−1.0410 5　種　地　0.002800　−0.5010 4　種　地　0.002690　−0.4240 3　種　地　0.001570　0.2480 2　種　地　0.001533　0.2665 1　種　地　0.000051　0.7851
			寒冷補正 寒冷度　積雪度（国道及び都道府県道）　積雪度（市町村道） 4　級　地　0.250　1.702　0.102 3　級　地　0.101　1.098　0.102 2　級　地　0.059　0.735　0.085 1　級　地　0.037　0.322　0.037 無　級　地　0.000　0.000　0.000 ㈱　北海道内の指定都市にあつては、寒冷度0.142、積雪度0.208とする。
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	［同左］	
		普通態容補正（給与差等） 1　級　地　1.084 2　級　地　1.068 3　級　地　1.062 4　級　地　1.051 5　級　地　1.043 6　級　地　1.024 7　級　地　1.012 無　級　地　0.998	

	４級地（旧４級地であつた地域）	1.048
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.040
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.029
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.024
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.015
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.020
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.012
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
	寒冷補正（給与差）	
	４　級　地	0.011
	３　級　地	0.014
	２　級　地	0.014
	１　級　地	0.016
	無級地（旧４級地であつた地域）	0.007
	無級地（上記以外の地域）	0.000
漁港における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）	
	１級地（旧１級地であつた地域）	1.093
	２級地（旧２級地であつた地域）	1.075
	２級地（旧３級地であつた地域）	1.069
	２級地（旧４級地であつた地域）	1.065
	２級地（旧５級地であつた地域）	1.065
	２級地（旧６級地であつた地域）	1.048
	２級地（旧７級地であつた地域）	1.032
	２級地（旧無級地であつた地域）	1.016
	３級地（旧２級地であつた地域）	1.069
	３級地（旧３級地であつた地域）	1.065
	３級地（旧４級地であつた地域）	1.057
	３級地（旧５級地であつた地域）	1.053
	３級地（旧６級地であつた地域）	1.048
	３級地（旧無級地であつた地域）	1.016
	４級地（旧４級地であつた地域）	1.053
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.043
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.032
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.026
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.016
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.022
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.014
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.988

	寒冷補正（給与差）	
	４　級　地	0.011
	３　級　地	0.013
	２　級　地	0.014
	１　級　地	0.015
	無　級　地	0.000
漁港における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）	
	１　級　地	1.092
	２　級　地	1.074
	３　級　地	1.068
	４　級　地	1.055
	５　級　地	1.048
	６　級　地	1.026
	７　級　地	1.013
	無　級　地	0.998

			寒冷補正（給与差）				
			4　級　地				0.007
			3　級　地				0.008
			2　級　地				0.009
			1　級　地				0.010
			無級地（旧４級地であつた地域）				0.004
			無級地（上記以外の地域）				0.000
3　都市計画費	都市計画区域における人口	普通態容補正（種地）				A	B
		Ⅰの地域					
			10　種　地	特別区		0.000020	0.3950
				指定都市		0.000020	0.4120
			9　種　地			0.000020	0.4120
			8　種　地			0.000040	0.3940
			7　種　地	指定都市		0.000150	0.3005
				中核市		0.000160	0.2910
				施行時特例市		0.000150	0.2955
				その他の市町村		0.000150	0.2835
			6　種　地	指定都市		0.000520	0.0230
				中核市		0.000520	0.0210
				施行時特例市		0.000520	0.0180
				その他の市町村		0.000500	0.0210
			5　種　地	中核市		0.000500	0.0340
				施行時特例市		0.000500	0.0310
				その他の市町村		0.000490	0.0275
			4　種　地	中核市		0.000240	0.1770
				施行時特例市		0.000240	0.1740
				その他の市町村		0.000230	0.1705
			3　種　地			0.000130	0.2155
			2　種　地			0.000127	0.2166
			1　種　地			0.000050	0.2320

			寒冷補正（給与差）				
			4　級　地				0.006
			3　級　地				0.008
			2　級　地				0.008
			1　級　地				0.009
			無　級　地				0.000
3　都市計画費	都市計画区域における人口	普通態容補正（種地）				A	B
		Ⅰの地域					
			10　種　地	特別区		0.000020	0.4010
				指定都市		0.000020	0.4190
			9　種　地			0.000020	0.4190
			8　種　地			0.000040	0.4010
			7　種　地	指定都市		0.000160	0.2990
				中核市		0.000150	0.3055
				施行時特例市		0.000160	0.2940
				その他の市町村		0.000150	0.2895
			6　種　地	指定都市		0.000520	0.0290
				中核市		0.000520	0.0280
				施行時特例市		0.000510	0.0315
				その他の市町村		0.000500	0.0270
			5　種　地	中核市		0.000510	0.0345
				施行時特例市		0.000510	0.0315
				その他の市町村		0.000490	0.0335
			4　種　地	中核市		0.000240	0.1830
				施行時特例市		0.000240	0.1800
				その他の市町村		0.000230	0.1765
			3　種　地			0.000130	0.2215
			2　種　地			0.000127	0.2226
			1　種　地			0.000050	0.2380

Ⅱの地域

10	種	地	中核市	0.000160	0.2170
			施行時特例市	0.000160	0.2140
			その他の市町村	0.000160	0.2030
9	種	地	施行時特例市	0.000100	0.2710
			その他の市町村	0.000100	0.2600
8	種	地	施行時特例市	0.000200	0.1810
			その他の市町村	0.000180	0.1880
7	種	地		0.000420	−0.0160
6	種	地		0.000520	−0.0960
5	種	地		0.000400	−0.0060
4	種	地		0.000290	0.0710
3	種	地		0.000270	0.0830
2	種	地		0.000087	0.1746
1	種	地		0.000069	0.1809

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	施行時特例市	その他の市町村
１級地(旧１級地)	0.871	0.869	0.861	0.836
２級地(旧２級地)	0.849	0.847	0.839	0.815
２級地(旧３級地)	0.841	0.838	0.831	0.807
２級地(旧４級地)	0.836	0.833	0.826	0.802
２級地(旧５級地)	0.836	0.833	0.826	0.802
２級地(旧６級地)	0.815	0.812	0.805	0.782
２級地(旧７級地)	0.796	0.794	0.787	0.764
２級地(旧無級地)	0.776	0.774	0.767	0.745
３級地(旧２級地)	0.841	0.838	0.831	0.807
３級地(旧３級地)	0.836	0.833	0.826	0.802
３級地(旧４級地)	0.826	0.824	0.817	0.793
３級地(旧５級地)	0.821	0.819	0.812	0.788
３級地(旧６級地)	0.815	0.812	0.805	0.782
３級地(旧無級地)	0.776	0.774	0.767	0.745
４級地(旧４級地)	0.821	0.819	0.812	0.788
４級地(旧５級地)	0.810	0.807	0.800	0.777
４級地(旧６級地)	0.796	0.794	0.787	0.764

Ⅱの地域

10	種	地	中核市	0.000160	0.2230
			施行時特例市	0.000160	0.2200
			その他の市町村	0.000160	0.2090
9	種	地	施行時特例市	0.000100	0.2770
			その他の市町村	0.000100	0.2660
8	種	地	施行時特例市	0.000200	0.1870
			その他の市町村	0.000180	0.1940
7	種	地		0.000420	−0.0100
6	種	地		0.000520	−0.0900
5	種	地		0.000400	0.0000
4	種	地		0.000290	0.0770
3	種	地		0.000270	0.0890
2	種	地		0.000087	0.1806
1	種	地		0.000069	0.1869

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	施行時特例市	その他の市町村
１　級　地	0.865	0.861	0.854	0.829
２　級　地	0.843	0.840	0.832	0.808
３　級　地	0.835	0.832	0.825	0.801
４　級　地	0.820	0.817	0.810	0.786
５　級　地	0.809	0.806	0.799	0.776
６　級　地	0.783	0.780	0.774	0.751
７　級　地	0.768	0.765	0.758	0.736
無　級　地	0.749	0.746	0.740	0.718

			４級地(旧７級地)	0.788	0.785	0.779	0.756
			４級地(旧無級地)	0.776	0.774	0.767	0.745
			５級地(旧６級地)	0.783	0.780	0.774	0.751
			５級地(旧７級地)	0.773	0.771	0.764	0.742
			５級地(旧無級地)	0.766	0.764	0.757	0.735
			無級地(旧７級地)	0.766	0.764	0.757	0.735
			無級地(旧無級地)	0.754	0.752	0.746	0.724
4　公園費	人口	普通態容補正（種地）			A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.002480	−1.3840
		9　種　地			0.001520	−0.4720
		8　種　地			0.001600	−0.5440
		7　種　地			0.000990	−0.0255
		6　種　地			0.000630	0.2445
		5　種　地			0.000730	0.1795
		4　種　地			0.000700	0.1960
		3　種　地			0.000590	0.2455
		2　種　地			0.000107	0.4146
		1　種　地			0.000090	0.4180
		Ⅱの地域				
		10　種　地			0.001360	−0.6080
		9　種　地			0.000880	−0.1520
		8　種　地			0.000680	0.0280
		7　種　地			0.000680	0.0280
		6　種　地			0.000340	0.3000
		5　種　地			0.000880	−0.1050
		4　種　地			0.000740	−0.0070
		3　種　地			0.000510	0.1310
		2　種　地			0.000093	0.3395
		1　種　地			0.000040	0.3580
		普通態容補正（給与差等）				0.489
5　下水道費	人口	普通態容補正（種地）			A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.030100	−26.1850
		9　種　地			0.009800	−6.9000
		8　種　地			0.003260	−1.0140
		7　種　地			0.002190	−0.1045

4　公園費	人口	普通態容補正（種地）		A	B
		Ⅰの地域			
		10　種　地		0.002480	−1.3790
		9　種　地		0.001520	−0.4670
		8　種　地		0.001600	−0.5390
		7　種　地		0.000990	−0.0205
		6　種　地		0.000630	0.2495
		5　種　地		0.000730	0.1845
		4　種　地		0.000700	0.2010
		3　種　地		0.000590	0.2505
		2　種　地		0.000107	0.4196
		1　種　地		0.000090	0.4230
		Ⅱの地域			
		10　種　地		0.001360	−0.6030
		9　種　地		0.000880	−0.1470
		8　種　地		0.000680	0.0330
		7　種　地		0.000680	0.0330
		6　種　地		0.000340	0.3050
		5　種　地		0.000880	−0.1000
		4　種　地		0.000740	−0.0020
		3　種　地		0.000510	0.1360
		2　種　地		0.000093	0.3445
		1　種　地		0.000040	0.3630
		普通態容補正（給与差等）			0.484
5　下水道費	人口	普通態容補正（種地）		A	B
		Ⅰの地域			
		10　種　地		0.032580	−28.3430
		9　種　地		0.017240	−13.7700
		8　種　地		0.000000	1.7460
		7　種　地		0.002060	−0.0050

		6　種　地	0.003350	−0.9745
		5　種　地	0.001410	0.2865
		4　種　地	0.001690	0.1325
		3　種　地	0.002960	−0.4390
		2　種　地	0.001073	0.2214
		1　種　地	0.001740	0.0880
		Ⅱの地域		
		10　種　地	0.001400	0.1670
		9　種　地	0.004560	−2.8350
		8　種　地	0.003660	−2.0250
		7　種　地	0.009340	−6.8530
		6　種　地	0.000560	0.1710
		5　種　地	0.000560	0.1710
		4　種　地	0.001430	−0.4380
		3　種　地	0.001990	−0.7740
		2　種　地	0.000313	0.0645
		1　種　地	0.000046	0.1580
		普通態容補正（給与差等）		0.107
	6　その他の土木費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が100,000人以上のもの	
			100,000人	1.00
			100,000人を超え250,000人までの数	0.74
			250,000人を超え400,000人までの数	0.61
			400,000人を超え1,000,000人までの数	0.56
			1,000,000人を超える数	0.54
			測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.15
			同上70,000人を超え80,000人までの数	−0.19
			同上80,000人を超え88,000人までの数	−0.03
			同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.26
			同上92,000人を超える数	0.21

普通態容補正（種地）

		大都市 A	大都市 B	中核市 A	中核市 B
Ⅰの地域					
10種地	a	0.000000	0.6540	—	—
	b	0.000000	0.6350	—	—
9種地	a	0.000000	0.6540	—	—
	b	0.000000	0.6350	—	—

		6　種　地	0.002590	−0.4025
		5　種　地	0.002660	−0.4480
		4　種　地	0.001230	0.3385
		3　種　地	0.003210	−0.5525
		2　種　地	0.000900	0.2560
		1　種　地	0.001530	0.1300
		Ⅱの地域		
		10　種　地	0.001300	0.1470
		9　種　地	0.002360	−0.8600
		8　種　地	0.005020	−3.2540
		7　種　地	0.009000	−6.6370
		6　種　地	0.000000	0.5630
		5　種　地	0.000000	0.5630
		4　種　地	0.001130	−0.2280
		3　種　地	0.002440	−1.0140
		2　種　地	0.000313	0.0495
		1　種　地	0.000063	0.1370
		普通態容補正（給与差等）		0.108
	6　その他の土木費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が100,000人以上のもの	
			100,000人	1.00
			100,000人を超え250,000人までの数	0.75
			250,000人を超え400,000人までの数	0.62
			400,000人を超え1,000,000人までの数	0.58
			1,000,000人を超える数	0.55
			測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.14
			同上70,000人を超え80,000人までの数	−0.16
			同上80,000人を超え88,000人までの数	−0.02
			同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.24
			同上92,000人を超える数	0.20

普通態容補正（種地）

		大都市 A	大都市 B	中核市 A	中核市 B
Ⅰの地域					
10種地	a	0.000000	0.6690	—	—
	b	0.000000	0.6500	—	—
9種地	a	0.000000	0.6690	—	—
	b	0.000000	0.6500	—	—

		特例市 A	特例市 B	建築主事設置市 A	建築主事設置市 B
8種地	a	0.000000	0.6540	—	—
	b	0.000000	0.6350	—	—
7種地	a	0.000310	0.3905	—	—
	b	0.000300	0.3800	—	—
	c	—	—	0.000310	0.3745
	d	—	—	0.000300	0.3720
6種地	a	0.000710	0.0905	—	—
	b	0.000690	0.0875	—	—
	c	—	—	0.000690	0.0895
	d	—	—	0.000680	0.0870
5種地	c	—	—	0.000650	0.1155
	d	—	—	0.000640	0.1130
4種地	c	—	—	0.000140	0.3960
	d	—	—	0.000140	0.3880
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅱの地域					
10種地	c	—	—	0.000480	0.0940
	d	—	—	0.000460	0.1040
9種地	c	—	—	0.000340	0.2270
	d	—	—	0.000340	0.2180
8種地	c	—	—	0.000180	0.3710
	d	—	—	0.000180	0.3620
7種地	c	—	—	0.000520	0.0820
	d	—	—	0.000500	0.0900
6種地		—	—	—	—
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅰの地域					
10種地		—	—	—	—
9種地		—	—	—	—
8種地		—	—	—	—
7種地		0.000300	0.3650	0.000300	0.3660
6種地		0.000670	0.0875	0.000670	0.0885
5種地		0.000630	0.1135	0.000640	0.1080

		特例市 A	特例市 B	建築主事設置市 A	建築主事設置市 B
8種地	a	0.000000	0.6690	—	—
	b	0.000000	0.6500	—	—
7種地	a	0.000310	0.4055	—	—
	b	0.000300	0.3950	—	—
	c	—	—	0.000310	0.3925
	d	—	—	0.000300	0.3900
6種地	a	0.000710	0.1055	—	—
	b	0.000690	0.1025	—	—
	c	—	—	0.000690	0.1075
	d	—	—	0.000680	0.1050
5種地	c	—	—	0.000650	0.1335
	d	—	—	0.000650	0.1245
4種地	c	—	—	0.000150	0.4085
	d	—	—	0.000140	0.4050
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅱの地域					
10種地	c	—	—	0.000480	0.1120
	d	—	—	0.000480	0.1020
9種地	c	—	—	0.000340	0.2450
	d	—	—	0.000340	0.2350
8種地	c	—	—	0.000200	0.3710
	d	—	—	0.000180	0.3790
7種地	c	—	—	0.000500	0.1160
	d	—	—	0.000500	0.1070
6種地		—	—	—	—
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅰの地域					
10種地		—	—	—	—
9種地		—	—	—	—
8種地		—	—	—	—
7種地		0.000300	0.3800	0.000300	0.3810
6種地		0.000670	0.1025	0.000670	0.1035
5種地		0.000630	0.1285	0.000640	0.1230